

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-1(政策1-施策①))

施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用〔政策1. 適正な公文書管理の実施〕					
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正な文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書その他の文書(歴史公文書等)の確実な移管がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。					
達成すべき目標	公文書管理制度の推進により、行政文書等の適正な管理を図るとともに、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	20	19	17	52
		補正予算(b)	-	0	0	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	20	19	17	
執行額(百万円)	16	16	14			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(全般)					

測定指標	行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置(レコードスケジュール)の設定状況 →当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合(%)。	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
	59.6%	-	-	59.6%	83.5%	3.1%ポイント増(暫定)	設定割合対前年度比増	○	
年度ごとの目標値		-	-	レコードスケジュール早期設定の促進、設定状況の調査	設定割合対前年度比(59.6%)増	設定割合対前年度比(83.5%)増			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成(暫定)
	(判断根拠) 平成25年度の数値については、暫定ではあるが、設定割合対前年度比増であったため目標達成と判断した。 なお、確定値は現在集計中であり、平成26年度中に公表予定である。
施策の分析	(有効性、効率性) 公文書管理法では、歴史資料として重要な行政文書ファイル等が確実に国立公文書館等に移管されるようにするため、行政文書ファイル等の内容を最も熟知するその作成者等が移管又は廃棄の判断に関与できるようにすることを目的として、保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)を定めることとされている。 このため、各行政機関等に対し、独立行政法人国立公文書館が主催する研修のほか、各種研修による講師派遣の実施(平成25年度からは新たに総務省行政管理局主催の情報公開・個人情報保護制度研修会に参加)、関係省庁連絡会議による各行政機関等への周知を行うことにより、各行政機関等において公文書管理制度の理解の促進、行政文書等の適正な管理等を図った。 この結果、平成25年度における各行政機関が保有する全ての行政文書ファイル等に係る保存期間が満了したときの措置(移管又は廃棄)の設定状況については、照会の結果、未提出の省庁があるため、現時点においては暫定的な数値となるが、平成24年度の数値と比較(対象を揃えるために、平成25年度分を既に提出した省庁のみを対象として累計)すると、3.1%ポイント増加し、目標である設定割合対前年度比を達成したため、有効であったと考える。なお、本数値は暫定のものであり、今後未提出省庁からの提出や数値の精査の結果により変動がありうる。
	(課題等) 公文書管理法では、保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)の設定は法施行後のみならず、法施行前の行政文書ファイル等についても行うこととされている。もっとも、毎年新規に作成された行政文書ファイル等について速やかにレコードスケジュールの設定を行わなければならないことから、法施行前の行政文書ファイル等へのレコードスケジュールの設定については、徐々に設定の割合が増加しているものの、新規作成ファイルに比べると低い割合である。このため、今後法施行前の行政文書ファイル等のレコードスケジュールの設定割合についても割合を増加させる必要がある。
評価結果	

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> レコードスケジュールの早期設定を着実に定着させるため、研修等において周知を図るとともに、行政文書管理状況報告の取りまとめを通じて行政機関における文書管理状況の精査、検討、分析を行い、適正文書管理の確保に取り組む。</p> <p><b>【測定指標】</b> 測定指標に対する実績値については、これまで順調に進捗しているものの、現状では公文書管理法施行後間もないことから、各行政機関等における行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置の設定を定着させ、法施行後新規作成成分のみならず、法施行前の行政文書ファイル等も含めて設定の割合を増やしていく必要がある。このため、各行政機関等に対する研修や周知等を引き続き実施し、法施行前の行政文書ファイル等の設定の割合も増加させるべく取り組む。なお、各行政機関等に対する研修や周知等によるレコードスケジュールの設定割合の増加は段階的であることが見込まれることから、遅くとも「政策評価基本計画の最終年度」である平成28年度までにレコードスケジュールの設定割合が90%以上とすることを目標とする。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>各行政機関から提出される平成25年度行政文書管理状況報告の概要を取りまとめ、公文書管理委員会に報告を行い、公文書管理法の運用状況について点検を行う予定である。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成24年度における公文書等の管理等の状況について(平成26年1月内閣府大臣官房公文書管理課)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房 公文書管理課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>公文書管理課長 笹川 武</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	------------------------	---------------	-------------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-2(政策2-施策①))

施策名	重要施策に関する広報〔政策2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進〕					
施策の概要	政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。					
達成すべき目標	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力の促進及び諸外国の対日理解・好感度を向上する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	4,425	4,155	4,453	6,337
		補正予算(b)	791	△0	1,814	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	5,217	4,154	6,267	
執行額(百万円)	5,228	4,135	5,693			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1. 重要施策に関する 広報理解度	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		74%	91%	90%	74%	72%	82%	対前年度比増	
	年度ごとの目標値		70%	75%	80%	80%	75%		
	2. 重要施策に関する 広報満足度	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
59%		83%	82%	59%	61%	79%	対前年度比増		
年度ごとの目標		60%	65%	70%	70%	60%			

目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	<p>(判断根拠)</p> <p>政府広報室では重要施策に関する広報実施に際し広報効果測定を行い「1. 広報理解度(内容を理解した)」「2. 広報満足度(役立った)」を調査し、各テーマ毎に測定した数値の全体加重平均値を測定指標としている。</p> <p>平成25年度の「広報理解度」は81.8%、「広報満足度」は78.8%となり、各目標値を達成しているため「目標達成」とした。</p>
	<p>(有効性、効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報実施に際し、各広報テーマごとに訴求主題や主な訴求対象の設定を行い、適切な企画方向性、媒体計画、表現案、実施時期等を検討し、主な訴求対象に対する受容性や意識変容の最大化を目指している。</li> <li>・各広報テーマ実施において、意図した主な訴求対象に対して相当程度の広報効果を得ていると判断しており、現状の施策達成手段の有効性、効率性は確保されていると考える。</li> <li>・平成25年度の具体的な各広報テーマについての評価分析は次のとおりである。</li> </ul> <p>①消費者保護 主に高齢者と家族層を訴求対象として、親和性のあるタレントを起用したテレビCMや新聞広告で広くアピールするとともに、特に高齢者に向けて自治体窓口や郵便局のポスターや病院の映像表示で告知した。それにより意図した訴求対象である60歳以上の男女の受容度が全体平均より高くなった。</p> <p>②社会保障と税の一体改革 消費税導入の目的と効果を各世代別に訴求するため、若年層には社会保障への不安解消、子育て世代向けには子育て支援充実、高齢者向けには年金・介護負担軽減等、世代ごとに相応しい内容の新聞広告等を連載した。それにより子育て世帯や高齢者の受容度が全体平均より高くなった。</p> <p>③若年者雇用 主に若年者やその家族を訴求対象として、若年者の就職支援のための新卒応援ハローワーク等の施策を訴求した。それにより10代男女や40代以上女性の受容度が全体平均より高くなった。 また自由記述では「子供が就職できるか不安に感じている(40~50代意見)」等も散見される。</p>

評価結果	<p>施策の分析</p> <p>④いじめ問題 主にいじめを受けている当事者ではなく、親や学校関係者等、こどもの様子の変化に気づける身近な人々を訴求対象として「気付いてますか、いじめのサイン」というキャッチフレーズを用い、周囲からの察知や保護の促進を訴求した。それにより特に30～50代の女性で受容度が全体平均より高くなった。</p> <p>⑤被災地広報 被災三県の住民全般を訴求対象として、各県テレビ・ラジオ番組で復興に向けた取り組みや支援情報提供を行った。それにより、60歳以上の受容性が全体平均より高いが各年代でも高い受容度となった。</p> <p>⑥女性の活躍促進 主に事業主・女性就業者・人事担当者を訴求対象として、女性の活躍の重要性、推進施策推進に積極的な企業を判断する施策等を訴求した。それにより、女性や労働者や人事担当者の受容度が全体平均より高くなった。</p> <p>⑦薬物対策 主に薬物問題が問題になっている若年者層を訴求対象として、知名度の高いマンガ作家による短編マンガを活用したオンライン広告や雑誌広告等を実施した。それにより、20～40代の受容度が全体平均より高くなった。</p> <p>⑧防災・減災 主に各地域の家族層を訴求対象として、各都道府県の地方新聞で記事体広告を掲載し、地域ごとの防災上の課題等や減災のための知識を訴求した。それにより、特に同居世帯や高齢者での受容度が全体平均より高くなった。</p> <p>(課題等) ・現状の広報活動については、各キャンペーンの主な訴求対象に対する「広報理解度」「広報満足度」が高い水準にあり、意図した広報活動が達成されていると判断している。 ・そのうえで課題として、行動意識変化やインターネットメディアの発展等の新たな環境変化に対応した効果的な広報活動の実施をめざして、さらに成果把握を的確に行うために効果測定の取り組みをステップアップしていく。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】 ・主力メディアであるテレビ媒体、新聞媒体に、成長著しいインターネットメディアを加え、メディア別に訴求対象の態度変容や受容性等を把握し、次期広報戦略の企画方向性、クロスメディア戦略立案、表現手法等の検討に活かしていく。 ・それにより、引き続き、政府が推進する重要施策の効果的な広報を実施し、一層、国民の理解を深め国民の役に立つよう努めていく。</p> <p>【測定指標】 ①テレビ媒体広報の広報理解度 主要媒体であるテレビでの広報理解度を放送媒体の指標とし、具体的にはビデオリサーチ社発行の「テレビコマercialカルテ」における「内容理解度(CM認知者ベース)」を指標とする。 ②新聞媒体広報の広報理解度 世帯普及率の高い新聞での広報理解度を出版媒体の指標とし、具体的にはビデオリサーチ社と新聞社共同発行のJ-MONITOR調査による広報理解度を指標とする。 ③インターネット媒体広報の効果測定試行 政府広報オンライン及び政府インターネットテレビの総ページビュー数及び総アクセス数等の種々データのいずれをどのように用いるのが適切か平成26年度中に設定する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	各界の「政府広報アドバイザー」に、必要に応じて意見を求めながら、広報戦略の検討を随時行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・平成25年度広報効果測定結果一覧(別添)
---------------------------	-----------------------

担当部局名	大臣官房 政府広報室	作成責任者名	参事官 三浦 健太郎	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------	--------	---------------	--------------	---------

# 平成25年度テーマ別・媒体別 広報効果測定結果一覧

別添

各テーマごとに、広報実施後、インターネットによる調査を実施。  
その結果から、各広報物の認知者における「広報理解度」「広報満足度」を算出。

## 1 消費者保護

(効果測定時期:平成25年9月 標本数:1,200)

媒体	広報理解度(%)	広報満足度(%)
テレビCM	87.2	83.9
新聞記事下(5段)	88.1	85.0
ラジオCM	77.2	73.8
デジタルサイネージ	80.6	81.8
WEBバナー広告	79.7	75.9
政府広報オンライン特集ページ	89.5	90.4
<b>テーマ1平均</b>	<b>86.0</b>	<b>83.1</b>

## 2 社会保障と税の一体改革

(効果測定時期:平成26年2月 標本数:1,200)

媒体	広報理解度(%)	広報満足度(%)
テレビCM	70.2	62.7
新聞記事下(5段)①「私たちの世代の社会保障、どうなるの？」編	64.3	62.4
新聞記事下(5段)②「子育て支援が充実するって本当ですか？」編	64.3	62.8
新聞記事下(5段)③「この消費税は、子や孫の安心に、どうつながりますか？」編	64.3	57.2
政府広報オンライン特集ページ	51.6	50.9
<b>テーマ2平均</b>	<b>65.1</b>	<b>60.7</b>

## 3 若年者雇用

(効果測定時期:平成26年3月 標本数:1,200)

媒体	広報理解度(%)	広報満足度(%)
テレビCM	86.8	78.3
新聞記事下(7段)	79.2	77.4
インターネット広告(Yahoo!ブランドパネル)	64.7	62.2
政府広報オンライン特集ページ	66.8	78.7
<b>テーマ3平均</b>	<b>80.0</b>	<b>75.7</b>

## 4 いじめ問題

(効果測定時期:平成26年3月 標本数:1,200)

媒体	広報理解度(%)	広報満足度(%)
新聞折込広告	80.8	81.8
雑誌広告	67.5	82.4
交通広告	81.4	72.2
インターネット広告(Yahoo!ブランドパネル)	73.4	65.9
政府広報オンライン特集ページ	82.9	62.4
<b>テーマ4平均</b>	<b>78.1</b>	<b>73.3</b>

## 5 被災地広報

(効果測定時期:平成26年2~3月 標本数:630)

媒体	広報理解度(%)	広報満足度(%)
復興支援番組(テレビ)	95.7	92.0
復興支援番組(ラジオ)	89.3	84.5
<b>テーマ5平均</b>	<b>92.5</b>	<b>88.3</b>

## 6 女性の活躍促進

(効果測定時期:平成26年4月 標本数:1,200)

媒体	広報理解度(%)	広報満足度(%)
新聞記事下(7段)	81.6	81.8
雑誌広告	76.0	72.7
インターネット広告(Yahoo!ブランドパネル)	74.2	78.6
政府公報オンライン特集ページ	79.9	86.8
<b>テーマ6平均</b>	<b>78.8</b>	<b>80.3</b>

## 7 薬物

(効果測定時期:平成26年4月 標本数:1,200)

媒体	広報理解度(%)	広報満足度(%)
新聞記事下(5段)	84.0	87.8
雑誌広告	84.7	83.2
政府広報オンライン特集ページ	62.0	66.1
短編マンガ(政府広報オンライン特集ページ内)	77.2	69.8
<b>テーマ7平均</b>	<b>79.7</b>	<b>80.4</b>

## 8 防災・減災

(効果測定時期:平成26年4月 標本数:1,200)

媒体	広報理解度(%)	広報満足度(%)
新聞(全段)	79.5	80.6
新聞(上10段、記事体広告)	75.0	76.1
新聞(下5段、純広告)	77.7	74.7
交通広告	72.9	76.4
雑誌広告	72.9	76.4
政府広報オンライン特集ページ	84.9	84.9
<b>テーマ8平均</b>	<b>77.5</b>	<b>77.7</b>

年間集計結果 **平均理解度 81.8%** **平均満足度 78.8%**

※平均理解度並びに平均満足度は、各広報効果測定「広報理解度」「広報満足度」を加重平均することにより算出したもの。

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-3(政策2-施策②))

施策名	世論の調査〔政策2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進〕					
施策の概要	世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表、国政モニター制度により、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取、及び国民対話により、国民の意見や提言を聴取し、政府施策の企画立案等に資する。					
達成すべき目標	広聴活動により把握した意識、意見、要望等の、政府施策の企画立案作業への反映等を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	173	158	158	160
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	173	158	158	
執行額(百万円)	89	145	155			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用度	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
	-	23	23	13	27	23	17以上		
年度ごとの目標値		当該年度調査件数(19)以上	当該年度調査件数(18)以上	当該年度調査件数(6)以上	当該年度調査件数(17)以上	当該年度調査件数(17)以上			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 平成25年実施の世論調査について、審議会・白書などへの引用回数は、23件となった。 目標値は17件であったことから、「目標達成」と判断した。
施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>・世論調査については、各府省の要望に基づき、調査の企画・実施・報告書作成・公表までを政府広報室で行っている。調査テーマ選定に当っては、関連する政策の重要性や利活用の予定を考慮し行っている。調査結果は、各府省の審議会・白書等や広報活動等の資料として利活用されており、それぞれの政策の企画立案作業等の基礎資料として有効的に機能していると考えられる。</p> <p>調査の実施に当っては、民間の事業者を一般競争入札により決定しているが、個別調査毎の調達ではなく複数調査(2~3調査分)を一括して調達している。これにより、事務作業・手続き等の業務効率化が図れる他、委託業者としても準備事務が減るため、委託費用削減にも繋がっている。委託業者に対しては、業務打合せの他にも、担当社員へのヒアリングや監査(調査員指示集会への参加や調査員活動への同行、監査はがきの実施等)を行うことで、適切に調査が実施されるよう管理している。</p> <p>・国政モニター制度については、一般国民からの幅広い意見・要望等を聴取しており、インターネットを活用(平成24年度から開始)することで、公表を迅速化している。</p> <p>1,200件を見込んでいた意見聴取件数は、平成25年度は2,508件の提出があり、集められた意見・要望等は全て、施策の企画・立案及び実施のための参考資料となるよう毎月関係府省に送付し、意見・要望等の聴取ツールとして有効的であると考えられる。</p> <p>政府広報室では国政モニターによる意見・要望等のデータ収集及び、関係府省へのデータ提供までが主な業務となるが、重要施策への意見、誤解と見受けられる意見等については、回答を関係府省に依頼し、意見と併せてホームページ上で公表し、政府の政策の理解促進の役割も果たしている。</p> <p>(課題等)</p> <p>・内閣府の世論調査に関する有識者検討会からは、「良い質問を作るために、調査票作成にあたっては、必ずプリテストを行うようにしてはどうか」、「質問票を各省庁と調整する際に、作成用のマニュアルを渡すなどして、内閣府と各省庁の意思の疎通を円滑化することで、わかりやすい質問票作りに努めるべきではないか」などの提言を受けており、こうした提言にできるだけ答えていくことが必要である。</p>
評価結果	

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          ・「骨太の方針」「日本再興戦略」等の政府の重要決定に盛り込まれた政策課題に係るテーマを選定するなどして、調査結果が有効に活用されるものとなるよう、重要政策を担当する各府省との連携を強化する。各府省の政策課題を把握し、企画段階での打合せや、調査テーマ・目的の共有、実施時期の検討など、調査テーマ選定に向けた準備を各府省と調整しながら進める。その際、上述の有識者検討会の意見を踏まえて、プリテストの原則実施や各省庁向けのマニュアル作成・意見交換の活性化などに取り組む。</p> <p>・国政モニター制度により国民の意見・要望等を的確に把握し、速やかに関係府省に提供することで、各府省の施策の企画・立案及び実施に寄与する。</p> <p><b>【測定指標】</b>          審議会や白書への引用といった利活用度は、各府省で世論調査結果が有効的に利用されたかどうかを評価することができるため、世論調査結果の利活用度を引き続き、測定指標とする。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・内閣府の世論調査実施における改善点の検討のため、有識者検討会を実施した(25年7月・25年9月・25年11月・26年3月)。</p> <p>・世論調査の調査票の設計と、世論調査の歴史に関する小委員会を実施した(25年9月・25年12月)。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成25年度実施調査の各府省での活用状況(別添)</p>
----------------------------------	---------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房 政府広報室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官事務代理 太田 哲生</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------	---------------	--------------------------	----------------------	----------------

平成25年度実施調査の各府省での活用状況

	調査主題	公表日	関係省庁	活用内容	活用日
1	国民生活に関する世論調査	平成25年8月10日	(政府広報室)	「高齢社会白書」で活用	平成26年6月13日
2	国民生活に関する世論調査	平成25年8月10日	(政府広報室)	「平成26年版観光白書」で活用	平成26年6月11日
3	NPO法人に関する世論調査	平成25年8月17日	内閣府政策統括官 (経済社会システム担当)	「政府広報オンライン 暮らしのお役立ち情報」への引用	平成26年3月7日
4	子どもの安全に関する世論調査	平成25年9月7日	警察庁	「卒業・進学・新入学等の時期における合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る広報啓発の強化等について」への引用	平成26年3月
5	国立公園に関する世論調査	平成25年9月28日	環境省	「平成26年版環境・循環型社会・生物多様性白書」への引用	平成26年6月6日
6	国立公園に関する世論調査	平成25年9月28日	環境省	環境省「報道発表資料」への引用	平成25年9月30日
7	臓器移植に関する世論調査	平成25年10月19日	厚生労働省	厚生労働省「平成25年度 第1回厚生科学審議会疾病対策部会資料」への引用	平成26年1月30日
8	臓器移植に関する世論調査	平成25年10月19日	厚生労働省	厚生労働省「全国健康関係主管課長会議資料」への引用	平成26年3月4日
9	臓器移植に関する世論調査	平成25年10月19日	厚生労働省	「平成26年版厚生労働白書第2部」で活用	不明
10	民法の成年年齢に関する世論調査	平成25年12月14日	法務省	法務省「広報・報道・大臣会見」への引用	平成25年12月
11	アイヌ政策に関する世論調査	平成25年12月21日	内閣官房(アイヌ総合政策室)	「アイヌ政策推進会議資料」への引用	平成26年6月2日
12	防災に関する世論調査	平成26年2月8日	内閣府政策統括官(防災担当)	「平成26年版防災白書」で活用	平成26年6月20日
13	消費者行政の推進に関する世論調査	平成26年3月8日	消費者庁	「平成26年版消費者白書」で活用	平成26年6月17日
14	社会意識に関する世論調査	平成26年3月22日	(政府広報室)	文部科学省「教育再生実行会議資料」への引用	平成26年4月3日
15	社会意識に関する世論調査	平成26年3月22日	(政府広報室)	文部科学省「下村博文文部科学大臣記者会見録」への引用	平成26年3月
16	社会意識に関する世論調査	平成26年3月22日	(政府広報室)	「平成26年版厚生労働白書第1部」で活用	不明
17	介護ロボットに関する特別世論調査	平成25年9月12日	経済産業省	経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進」への引用	平成25年11月
18	介護ロボットに関する特別世論調査	平成25年9月12日	経済産業省	経済産業省「ロボット技術の介護利用における重点分野」への引用	平成26年2月
19	再犯防止対策に関する特別世論調査	平成25年10月3日	法務省	法務省「広報・報道・大臣会見」への引用	平成25年10月
20	再犯防止対策に関する特別世論調査	平成25年10月3日	法務省	法務省「平成26年版パンフレット」への引用	不明
21	食料の供給に関する特別世論調査	平成26年3月10日	農林水産省	農林水産省「報道発表資料」への引用	平成26年2月25日
22	食料の供給に関する特別世論調査	平成26年2月20日	農林水産省	農林水産省「現行の食料自給率目標等の検証①」への引用	平成26年3月26日
23	食料の供給に関する特別世論調査	平成26年2月20日	農林水産省	農林水産省「現行の食料自給率目標等の検証②」への引用	平成26年4月22日

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-4(政策3-施策①))

施策名	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理〔政策3. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進〕					
施策の概要	<p>第2次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)にしたがい、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。</p> <p>平成11(1999)年3月に、「遺棄化学兵器問題に対する取組について」が閣議決定され、それに基づき、同年4月に遺棄化学兵器処理担当室が総理府(現内閣府)に設置された。また、同年7月、日中間で覚書を締結し、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。</p>					
達成すべき目標	旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実にを行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	21,922	20,786	21,125	26,700
		補正予算(b)	△ 2,927	△ 16	△ 113	
		繰越し等(c)	3,818	2,170	5,435	
		合計(a+b+c)	22,813	22,940	26,447	
執行額(百万円)	18,112	30,334	16,271			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第186回国会 平成26年2月19日衆議院内閣委員会・平成26年3月11日参議院内閣委員会 山本内閣府特命担当大臣所信表明演説(関係部分)「中国における遺棄化学兵器の問題については、化学兵器禁止条約上の我が国の義務を誠実に履行するため、引き続き廃棄事業を着実に進めてまいります。」</p>					

測定指標	平成25年度計画の遺棄化学兵器処理数の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		100	87.7	100	100	100	100	100	
	年度ごとの目標値		100	100	100	100	100		
	会議等における日本側の取組に対する中国側の評価	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
25年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○	
肯定評価		肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価		
年度ごとの目標			肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 遺棄化学兵器の廃棄処理については、日中の協議にしたがい、各年度における遺棄化学兵器廃棄処理を適切に実行しているため、目標達成と判断した。
	施策の分析	<p>(課題等) 中国における遺棄化学兵器の処理事業であり、遺棄化学兵器の廃棄に向けて着実に進めていく必要があり、そのためには日中両国の協力が不可欠であると考え。</p> <p>(有効性、効率性) 遺棄化学兵器の廃棄処理計画や実績は、中国と日本との協議の結果の処理数であるため、処理の目標は達成したものと判断する。(日中の協議は日々断続的に行っているところであるが、25年度に中国外交部と実施した日中実施当局間協議は6月と12月に実施。) なお、平成25年度末までに、遺棄化学兵器50,248発を発掘・回収(外務省の発掘・回収分を含む)し、そのうち37,064発を廃棄処理しているところである。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 遺棄化学兵器の処理を適切に実施していくことを確認するために、現在の目標を引き続き維持していく。</p> <p>【測定指標】 遺棄化学兵器処理事業の進捗状況を確認していくためには、処理計画数と実際の廃棄処理状況を定量的に確認していく必要がある。さらに事業の特性上、中国からの評価を踏まえる必要があることから、現在の測定指標を引き続き次期目標としていく必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○遺棄化学兵器処理担当室ホームページ「有識者会議資料」( <a href="http://www.cao.go.jp/acw/index.html">http://www.cao.go.jp/acw/index.html</a> )
---------------------------	--

担当部局名	遺棄化学兵器処理担当室	作成責任者名	参事官(総務) 北條 純人	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	-------------	--------	---------------	----------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-5(政策4-施策①))

施策名	原子力災害対策の充実・強化〔政策4. 原子力災害対策の充実・強化〕					
施策の概要	原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であり、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図る。					
達成すべき目標	原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力施設周辺地域において防災活動上必要となる資機材、設備、施設等を着実に整備するなどして、原子力災害対策の充実・強化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	8,970	13,763	14,091
		補正予算(b)	-	12,872	20,000	
		繰越し等(c)	-	-	15,667	
		合計(a+b+c)	-	21,842	49,430	
執行額(百万円)	-	3,821	11,054			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定) 「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」(平成25年9月3日 原子力防災会議決定)					

測定指標	①原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備、住民防護対策の強化件数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		24道府県	-	-	-	24道府県	24道府県	24道府県	
	年度ごとの目標値		-	-	-	24道府県	24道府県		
	②地域防災計画を策定する都道府県への支援件数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
24道府県		-	-	-	24道府県	24道府県	24道府県		
年度ごとの目標値		-	-	-	24道府県	24道府県			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 測定指標①、②については原子力施設周辺地域における原子力災害対策の充実・強化を行う上での主要なものと考えている。25年度に目標を設定した①、②については達成することができた。したがって、施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 測定指標①について、「原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備、住民防護対策の強化」との目標に対し、達成手段「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」により、原子力災害対策重点区域に含まれる道府県(24道府県)における連絡網整備、資機材整備が行われた。また、原子力災害対策施設整備費補助金(平成25年度補正予算第1号)により、地形的条件から即時避難が容易でなく、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される要援護者等が利用する93施設について、放射性物質を除去するためのフィルターの設置等の放射線防護対策工事を実施することにより、住民防護対策強化の更なる推進ができた。 測定指標②について、「地域防災計画を策定する都道府県への支援」との目標について、同計画の策定マニュアルを示すとともに、説明の場を設けたことにより、効果的かつ効率的に実施できた。  (課題等) 測定指標①のうち「原子力災害対策施設整備費補助金」の事業については、原子力災害対策指針に基づき原子力発電施設の立地道県等が行う要援護者等の屋内退避施設に対する放射線防護対策として実施。行政事業レビューにおいて、「現在そのまま事業を進めることについては、事業内容の精査やその効果を再度検討すべき」との有識者からの意見に基づき、一旦廃止。しかしながら、有識者から「緊急性の高い施策であるため、早急に再調整して対処されたい。」と判定されている。これを踏まえ、事業内容や整備する資機材等を見直すとともに、効率的に住民防護対策を強化させられるものにする必要がある。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 原子力災害対策重点区域に含まれる道府県(24道府県)における防災体制の整備は重要であることから、現在の目標を維持し、引き続き、災害体制の充実・強化を図っていく。</p> <p><b>【測定指標】</b> 測定指標①②について、引き続き関係道府県の防災体制の充実・強化をはかるために、来年度も今年度と同様の目標を維持する。 しかしながら、原子力施設周辺地域における防災体制の充実・強化は継続的に取組として行う必要があるとともに、今後の原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針の見直しの状況を注視しつつ、道府県への支援を行う必要がある。 加えて、行政事業レビューで指摘を受けた「原子力災害対策施設整備費補助金」の事業については、事業内容や整備する資機材等を見直すとともに、効率的に住民防護対策を強化させられるものにする。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p>	<p>—</p>
-----------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報</p>	<p>・「平成26年度行政事業レビュー公開プロセス」</p>
--	--------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>原子力災害対策 担当室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 森下 泰</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	------------------------	---------------	---------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-6(政策5-施策①))

施策名	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報〔政策5. 経済財政政策の推進〕				
施策の概要	<p>政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続きの透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行う。</p> <p>本施策は、上述の我が国の政府調達苦情処理手続きについて、関係省庁や大使館で開催される政府調達セミナー等においてパンフレットを配布すること等により、制度の周知を図るとともに、ホームページにおいて、苦情処理体制・制度の内容や委員会における苦情申立ての検討結果等を公表している。</p>				
達成すべき目標	政府調達苦情申立てに対して適切に対応するとともに、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度周知を行う。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	3	3	3	2
	補正予算(b)	-	△0	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
合計(a+b+c)	3	3	3		
執行額(百万円)	1	1	0		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
HPへのアクセス件数	29,354件	21年4月～6月=3,147件 7月～22年3月=65,889件	78,339件	45,378件	29,354件	23,402件	29,354件	×
年度ごとの目標値		前年比増	年間88,000件以上	年間88,000件以上	前年度比増	前年度比増		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	(判断根拠) HPへのアクセス件数を測定指標として設定し、前年度比増を目標としていたが、前年度の8割程度のアクセス件数にとどまったため、「進展が大きくない」と判断した。
施策の分析	<p>(未達成となった原因等)</p> <p>政府調達セミナー等において、政府調達に関する苦情処理の周知・広報に努めたが、周知・広報の進捗状況の判断指標となる平成25年度のHPへのアクセス件数については、前年度比の8割程度にとどまった。</p> <p>平成25年度は苦情申立て件数が0件であり、これは調達機関に対する政府調達苦情処理制度を含めた政府調達協定等の周知が進み、政府調達協定等に違反する疑いのある政府調達が行われなかったため、「HPへのアクセス件数」が増加しなかったと考えられる一方、政府調達協定等に違反する疑いのある政府調達があったものの、政府調達苦情処理体制の周知が進んでいないため、苦情申立てが行われなかったとも考えられることから、引き続き関係省庁や大使館で開催される政府調達セミナー等において周知・広報に努めていく。</p>
評価結果	<p>(有効性、効率性)</p> <p>外務省が主催し、政府調達に関心を有する企業が多く参加するセミナー等で政府調達苦情処理に関する講演を行い、またパンフレットを配布する等、限られた予算の中でできる限りの周知・広報に努めた。</p>

果	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b>          政府調達苦情処理体制の周知が進んでいないために、苦情申立てが行われなかったことのないよう、引き続き外務省主催の政府調達セミナー等において周知・広報に努めていく。          また、実際に苦情が申し立てられた際には、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定)等の手続にのっとり、適切に苦情を処理することを通じて、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の向上を図っていく。</p> <p><b>【測定指標】</b>          政府調達苦情処理体制の目的は、政府調達に関する具体的な苦情を受付・処理することを通じて、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることであり、苦情の検討結果は政府調達協定等にのっとりものであることが求められる。これを踏まえ、苦情申立てに対して適切に対処することを「達成すべき目標」の1つとしているところ、測定指標として「紛争当事者が裁判所に提訴したもののうち、委員会の判断の趣旨と異なる判決が下された件数」を平成26年度から新たに測定指標とし、0件を目標に取り組んでいく。          また周知・広報の進捗状況と関連すると思われるHPへのアクセス件数についても、引き続き測定指標として設定し、前年度比増を目標にさらなる周知・広報に取り組んでいく。</p>
---	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・政府調達苦情処理体制(CHANS)ホームページ <a href="http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans_main_j.html">http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans_main_j.html</a>
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(企画担当) 坂田 進	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	-------------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-7(政策5-施策②))

施策名	対日直接投資の推進〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	平成24年6月「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」(平成23年12月アジア拠点化・対日投資促進会議(関係府省庁等の政務官級の会合)決定)のフォローアップを行い、対日直接投資倍増目標を決定したところ。この目標は、対日直接投資残高について、2011年末時点で約17.5兆円のところ、2020年末に35兆円まで拡大していくもの。					
達成すべき目標	2020年末時点における対日直接投資残高35兆円					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	9	8	8	9
		補正予算(b)	-	△0	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	9	8	8	
執行額(百万円)		1	6	2		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>【平成25年5月まで】</p> <p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)  「日本国内投資促進プログラム」(平成22年11月29日国内投資促進円卓会議決定)  「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月5日閣議決定)  「円高への総合的対応策」(平成23年10月21日閣議決定)  「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」(平成23年12月16日アジア拠点化・対日投資促進会議決定、平成24年6月22日フォローアップ)  「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)  「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)</p> <p>【平成25年6月以降】</p> <p>「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)  「対日直接投資に関する有識者懇談会報告書」(平成26年4月21日決定)</p>					

測定指標	1 対日直接投資残高(兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	-
		17.5	18.4	17.5	17.5	17.8	18.0	35.0	
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	-	
	2 外資系企業による雇用者数(万人)	基準値	実績値					目標値	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	-
75		86	-	123	-	-	200		
年度ごとの目標値			-	-	-	-	-		

評価	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <p>平成23年12月以降、「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」に基づき、対日直接投資の促進に取り組んできたが、目標となっている対日直接投資残高が微増に止まっている。よって「進展が大きくない」と判断した。</p> <p>※なお、外資系企業による雇用者数については平成21年度から平成23年度にかけて大きく伸びているが、平成23年度以降の数値は未公表。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性、課題等)</p> <p>対日直接投資の促進については、平成23年12月以降、「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」(平成23年12月16日アジア拠点化・対日投資促進会議決定、平成24年6月22日フォローアップ)に基づき取り組んできたが、目標となっている対日直接投資残高は微増に止まっている。その要因として様々なものが考えられるが、「対日直接投資に関する有識者懇談会」報告書(平成26年4月21日)にある通り、我が国企業の低い収益性(日本特有の制度・慣行等、グローバルに活躍できる人材の不足、コーポレートガバナンス等の課題)、高いコスト(事業コスト、税負担、時間や手間)等が指摘されている。こうした状況を踏まえ、政府として一層の抜本的な取組が必要と考えられる。</p>

<p>結果</p>	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p><b>【施策】</b> 対日直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションを通じて日本経済の成長力を強化することから、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、KPIとして2020年までに対内直接投資残高を35兆円へ倍増することを目指すこととし、そのために必要な特区制度の改革、外国企業誘致・支援体制の強化等から成る対日直接投資推進策に取り組むこととなった。これまで、「日本再興戦略」に掲げた取組を中心に、各府省庁で連携しながら施策を推進するとともに、閣僚級の「対日直接投資推進会議」の立ち上げをはじめとした対日直接投資の推進体制の強化を行ったところである。推進会議では、対日直接投資案件のプロモーションの司令塔機能を果たし、関係閣僚自らが直接外国企業からの意見を聴くほか、有識者懇談会で整理した政策課題に関し、関係省庁や関係会議の検討状況の情報を集約して、政府全体の取組を促進する。こうした取組を通じ、外国企業を受け入れる環境整備を進め、対日直接投資の拡大を促す。</p> <p><b>【測定指標】</b> 「日本再興戦略」に基づき、対内直接投資残高(目標:2020年末時点に35兆円まで倍増)を測定指標とする。 (今後、対日直接投資の推進に関する施策の取組強化が図られるところだが、それらの効果を定量的に測定する指標としては対内直接投資残高が適していると考えられるため、外資系企業による雇用者数は測定指標から除外する。)</p>
-----------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>—</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」(平成23年12月16日アジア拠点化・対日投資促進会議決定、平成24年6月22日フォローアップ)</li> <li>・「対日直接投資に関する有識者懇談会報告書」(平成26年4月21日)</li> <li>・「対日直接投資推進会議」の第1回資料(平成26年4月25日)</li> </ul>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (経済財政運営担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(産業・雇用) 須藤 治</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	----------------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-8(政策5-施策③))

施策名	緊急雇用対策の実施〔政策5. 経済財政政策の推進〕				
施策の概要	成長分野における人材の育成・確保及び被災地の復興に役立つ人材の育成のため、育成プログラムの認証とキャリア段位(レベル)の認定を、被災地において重点的に実施しつつ、全国的に展開する。				
達成すべき目標	2020年度(平成32年度)において、レベル認定者数を22万人程度とする。 (介護:13万人、カーボン:5万人程度。6次:4万人程度)				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	-	580	340	267
	補正予算(b)	3,238	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
合計(a+b+c)	3,238	580	340		
執行額(百万円)	3,226	404	340		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) 「日本国内投資促進プログラム」(平成22年11月29日国内投資促進円卓会議決定) 「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月5日閣議決定) 「円高への総合的対応策」(平成23年10月21日閣議決定) 「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」 (平成23年12月16日アジア拠点化・対日投資促進会議決定、平成24年6月22日フォローアップ) 「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定) 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)				

測定指標	①レベル認定者数(累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	×
	-	-	-	-	-	131人	22万人		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	1.4万人			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない (判断根拠) レベル認定者数の人数が、目標(参考値)に及んでいないため、進展が大きくないと判断した。 (なお、目標値を設定しているのは平成26年及び平成32年度であり、平成25年度の数値は、あくまで参考である。)
	(有効性、効率性) ・実践キャリアアップ戦略の推進に当たっては、3分野(介護プロフェッショナル、カーボンマネジャー、食の6次産業化プロデューサー)ごとの実施機関(事業者)においてキャリア段位制度実施事業を実施することを通じて、成長分野における人材育成を図ってきたところであるが、レベル認定は一定程度進んでおり、本事業は有効的であるものと考えられる。 ・現時点ではレベル認定者の数は当初の想定を下回っているが、アセッサーの登録や育成プログラム実証機関の認証などは着実に推進されており、今後、制度の定着・レベル認定者数の更なる増加が見込まれる。  (未達成となった原因、課題等) ・本制度は、平成24年度終盤に本格的な運用が開始されたものであるため、まだ広報・普及活動が十分に為されておらず、制度自体の認知度が低くとどまっている状況にあると考えられる。 ・介護プロフェッショナル:25年度においては、①アセッサー(事業所・施設内において評価を行う者)講習(毎年度1回限り)が定員を超過し、申し込みを希望しながらも評価者を養成できなかったために、レベル認定に取り組みなかった事業所・施設が多数あったこと、②評価者は養成できたものの、内部評価を開始していない事業所・施設があったこと、③各評価項目の解釈、評価票の記載方法、根拠資料の整備方法等が分からないために、内部評価を進めることができない事業所・施設があったこと等が、レベル認定の推進に当たっての課題となっていた。 ・カーボンマネジャー:制度の開始当初、各レベルにおける「わかる」の認定において、研修を受講した上で試験に合格することを要件としていた。しかし、企業への聞き取り調査等の結果、研修に要する時間や費用が、受験者にとって大きな負担となっていることが分かった。 ・食の6次産業化プロデューサー:レベル1の申請においては、認証プログラム実施機関が一括して「わかる」の申請を行う団体申請を認めていることもあり、平成25年度においては73名の申請があったが、レベル2以上においては団体申請を認めておらず、レベル2以上の「わかる」の申請数が伸び悩んでいることも課題であった。
施策の分析	
評価結果	

未	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b>  26年度においては、レベル認定者数の増加のためには認知度の向上が不可欠であるため、制度の活用が見込まれる事業者・施設と、実際にレベル認定の対象者として想定される各分野の従事者の双方に対する効果的な広報・普及活動を実施していく。具体的には、既に制度を活用している事業者・従事者における実際の活用状況を含めたグッドプラクティス等の周知を行う。  また、「施策の分析」において記載した問題点・課題への対応策を、着実に実施していく。  具体的には、  ・介護プロフェッショナル：26年3月に開催した介護プロフェッショナルWGにおいて、上記の課題への対応策を議論し、①講習会場・受講者数を拡大することとしたこと、②講習終了後、1年間内部評価を開始しなかった評価者については評価者登録を抹消することとしたこと、さらに③評価に当たっての疑義照会集や評価書の記載例、根拠資料の記録例・様式例を作成・配布するなど制度改善を図ったところであり、レベル認定を更に推進していく。  ・カーボンマネジャー：実践キャリア・アップ戦略の趣旨は実務が「できる」人材に対して段位認定を行うことであって「わかる」を過度に重視するものではなく、研修義務を外しても試験や関連資格の代替により知識レベルを確認することが十分可能であるため、研修義務を見直した運用を行っていく。  ・食の6次産業化プロデューサー：レベル2以上の「わかる」に係る団体申請についても、今年度中に検討を行い、既にプログラム認証を取得した教育機関及び申請者とのバランスにも考慮しながら、制度改善を図る。  といった点で、重点的に対応する。</p> <p>なお、平成24～26年度の制度立ち上げ期間においては、レベル認定事業の実施機関に補助金を交付し、事業実施の基盤整備を行うが、平成27年度以降は補助金を交付せず、実施機関が手数料等の収入により、独立採算で事業を運営する。</p> <p><b>【測定指標】</b>  制度立ち上げ期間であることから、レベル認定者数のみで施策の進捗状況を測定することは適当ではなく、今後見込まれるレベル認定の進捗を適切に評価するために、26年度の政策評価においては、測定指標としてレベル認定を行う前提となるアセッサーや育成プログラムの数を追加したものである。</p>
---	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験を有する者等で構成されるタスクフォース・ワーキンググループ・運営委員会における議論を踏まえて、制度設計・事業運営等を行っている。また、学識経験を有する者等で構成される選定評価委員会において補助事業者の選定を行っている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	実践キャリア・アップ戦略ホームページ <a href="http://www5.cao.go.jp/keizai1/jissen-cu/jissen-cu.html">http://www5.cao.go.jp/keizai1/jissen-cu/jissen-cu.html</a>
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(企画担当) 坂田 進 参事官(産業雇用担当) 須藤 治	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	--	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-9(政策5-施策④))

施策名	道州制特区の推進〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組み。					
達成すべき目標	道州制特区の着実な推進により、関係行政機関との連携を深め、実施状況調査等を行い、道州制導入に向けた国民的な論議の進展を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1	1	1	1
		補正予算(b)	-	△0	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	1	1	1	-
執行額(百万円)	0	0	0	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会施政方針演説(平成26年1月24日) 自主性と自立性を高めることで、個性豊かな地方が生まれます。一次内閣で始めた第二次地方分権改革の集大成として、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。					

測定指標	①国から権限移譲された事務・事業の合計(累計)件数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	-
		10	7	10	10	10	10	10件以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	②北海道道州制特別区域計画に盛りこまれた事務・事業のフォローアップ	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
-		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	○	
実施		実施	実施	実施	実施	実施	実施		
年度ごとの目標	-	実施	実施	実施	実施	実施	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない  (判断根拠) 測定指標①については、平成25年度は北海道からの権限移譲等の提案がなかったため、権限移譲された事務・事業を増やすことができなかった。測定指標②については、北海道に移譲した事務・事業等について、北海道及び所管省庁に対して調査を行い、適切に実施されているかをフォローアップした。測定指標①が主要な指標と考えていることから、施策は「進展が大きくない」と判断した。
	施策の分析	(未達成となった原因等) 測定指標①については、事業の移譲を受けた北海道に当初想定していなかった財政負担が生じていることなどから、北海道からの権限移譲等の提案がそれほど多くなかったため、権限移譲実績も多くなっていない状況(北海道においては提案の検討を行っており、平成26年度には新たな権限移譲等の提案がある見込み)。なお、北海道以外の地域については、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第2条において、「道州制特別区域」として「三以上の都府県の区域の全部をその区域に含む都道府県」が規定されているが、それには三以上の都府県が合併し単一の都道府県になる必要があるが、現時点においてそのような事例はない。  (有効性、効率性) 達成手段(1)「道州制特区の推進に必要な経費」については、平成25年度においても移譲された事務・事業のフォローアップを実施し、これまで北海道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の標準処理期間の短縮化といった利用者の利便性向上に資する取組が行われていることを確認した。道州制特区により移譲された事務の成果や課題を把握することは、今後の施策の推進の参考とする上で有効であると考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 道州制特区の着実な推進により、道州制導入に向けた国民的な論議の進展を図るため、現在の目標を維持し、引き続き道州制特区を推進する。  【測定指標】 ・測定指標①については、北海道への権限移譲実績が多くなっていないため、当初想定していなかった財政負担を少しでも軽減できるよう北海道と協力して取り組んでまいりたい。 ・測定指標②については、順調に進捗しており、引き続き移譲事業等の進捗状況を適切に調査し、フォローアップすることで、事業の効果や影響の検証・課題の把握を行い、広域行政の一層の推進を図りたい。また、平成27年度においては、道州制特別区域計画の期間満了等に伴い、制度評価を実施したい。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○「広域行政の推進の評価」( <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/doushuu/siryoushu.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/doushuu/siryoushu.html</a> )
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(予算編成 基本方針担当) 馬場 健	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	-----------------------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-10(政策5-施策⑤))

施策名	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」へ抜本的改組・機能拡充を図ることにより、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を推進する。					
達成すべき目標	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	3,000	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	3,000	-	-
執行額(百万円)	-	3,000	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	企業再生支援機構を抜本的に改組し、事業再生ファンド・地域活性化ファンド等に対する専門家の派遣や出資等による地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を行うための機能拡充を図り、「地域経済活性化支援機構」(仮称)とする。(「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(25年1月11日閣議決定))					

測定指標	地域経済活性化支援機構において適切な業務運営が図られるよう、法に基づく認可等を通じた適時・適切な監督	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
		適時・適切に実施	-	-	-	-	適時・適切に実施	-	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 機構からの各種認可申請(役員の選任決議の認可、定款変更決議の認可、事業年度予算の認可等)について、速やかに認可手続きを行うとともに、主務省庁間の調整のほか、機構に対する適時・適切な監督を実施していることから、目標達成と判断。
	施策の分析	(有効性、効率性) 達成手段に掲げる、「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等のための預金保険機構出資金により、機構は25年6月、子会社となるREVICキャピタル(株)を設立し、当該子会社が民間金融機関等と共に、4件の事業再生ファンド・地域活性化ファンドを設立したほか、19の地域金融機関等へ専門家派遣を行った。(26年3月末時点。設立ファンド・専門家派遣先については、地域経済活性化支援機構が公表している「業務実施状況報告」を参照。) 当該ファンド設立、専門家派遣により、事業再生支援や地域経済活性化事業に対する支援の推進が図られた。これらに鑑みれば、本達成手段(「株式会社地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化支援事業等のための預金保険機構出資金30億円)は有効かつ効率的に寄与したものと認められる。  (課題等) 現状の測定指標では、機構による業務がどの程度目標達成に寄与しているかを把握・検証しづらいという点が課題。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 引き続き、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。  【測定指標】 機構による業務がどの程度目標達成に寄与しているかを把握・検証できるようにするため、26年度の測定指標については、現状、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会に報告される予定のKPI(=Key Performance Indicator: 具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なもの)へと変更を行った。 当機構のKPIについては、現時点においては、「地域における中小企業等に対する事業再生支援態勢を強化するとともに、事業転換や新事業及び地域活性化事業に対する支援も推進し、もって地域経済の活性化に貢献する」といった政策目的の達成に向けて、①直接の再生支援を通じた地域への貢献、②地域への知見・ノウハウの移転等を通じた事業再生・地域経済活性化支援、③中小企業者等への重点支援の明確化、④機構全体の収益性確保の状況を示す指標を設定している。 測定指標をKPIへと変更を行うことにより、より政策目的に沿った機構の業務運営が促進され、目標達成への寄与度の把握・検証が行いやすくなる。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月27日 官民ファンドの活用推進に関する係関係会議決定)  <a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fund_kkk/pdf/guideline.pdf">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fund_kkk/pdf/guideline.pdf</a></li> <li>・「官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告(第1回)」(平成26年5月26日)  <a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kanmin_fund/pdf/kenshohoukoku_dai1.pdf">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kanmin_fund/pdf/kenshohoukoku_dai1.pdf</a></li> <li>・「業務実施状況報告」  <a href="http://www.revic.co.jp/pdf/news/2014/140425newsrelease.pdf">http://www.revic.co.jp/pdf/news/2014/140425newsrelease.pdf</a> (H26.4.25)  <a href="http://www.revic.co.jp/pdf/news/2014/140131newsrelease-5.pdf">http://www.revic.co.jp/pdf/news/2014/140131newsrelease-5.pdf</a> (H26.1.31)  <a href="http://www.revic.co.jp/pdf/news/2013/131021newsrelease-2.pdf">http://www.revic.co.jp/pdf/news/2013/131021newsrelease-2.pdf</a> (H25.10.21)</li> </ul>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>地域経済活性化支援機構担当室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 石田 晋也</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------	---------------	----------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-11(政策5-施策⑥))

施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的に実施。</li> <li>国、地方とも財政状況の厳しい中で、地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成支援を実施。</li> </ul>					
達成すべき目標	民間資金等活用事業推進会議が平成25年6月6日に決定した「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」や平成25年6月14日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」を踏まえ、PFIの一層の推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	47	626	592	152
		補正予算(b)	76	6	△388	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	123	632	204	
執行額(百万円)		90	362	167		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン(平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)</li> <li>経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)</li> <li>日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</li> </ul>					

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」、 「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」を踏まえた施策の推進。	「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」、 「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」に掲げられた施策を推進し、 達成に向けて進展が見られた。	「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」、 「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」を踏まえた施策の推進。	○

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <p>『「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」、 「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」を踏まえた施策の推進。』との測定指標については、例えば平成25年9月に株式会社民間資金等活用事業推進機構を設立するなど、各省庁と連携しつつ、上記に掲げられた施策を着実に推進してきたところであり、今後もその施策を一層推進していくものであるため「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>平成25年度の事業については、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」、 「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」を踏まえた施策を推進してきたところであり、今後も一層の推進を図っていく。</p> <p>また達成手段①「民間資金等活用事業調査等に必要な経費」については、地方公共団体へPFIに関する事例紹介や助言を行うPFI専門家の派遣や、内閣府に実務経験者を配置してPFI事業の実務に関するアドバイスを行うワンストップ窓口のPFI推進室への設置等によって、地方公共団体のPFIに関する理解を深めることに寄与してきたところ。達成手段②及び③の「民間資金等活用事業の促進に必要な経費」については、PFIの手法の活用を検討しようとしている被災地を含めた地方公共団体に対し、PFI事業に関して実績のある民間コンサルタント会社に委託して、公共施設運営権を活用した案件、複数の施設を包括的に整備・運営する案件等の形成に対する導入可能性調査の実施支援を行うことで、地方公共団体におけるPFIの推進を図ってきたところ。よって、達成手段①～③はいずれもPFIの推進に資するものであったと評価できる。</p> <p>(課題等)</p> <p>今後の課題として、多様な管理者等がPFI事業に取り組んでいるものの、さらなるPFI事業の普及・推進を図る必要があるため、PFI事業実績約400件のうち300件以上を実施している地方公共団体への支援をさらに強化し、案件形成につなげていく必要がある。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          できるだけ税財源に頼ることなく、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要であることから、地方公共団体を支援し、事業化を促進するなど、引き続き、PFIの推進を行っていく。</p> <p><b>【測定指標】</b>          「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」を踏まえ、PFIの一層の推進を図る観点から、次期目標では取組状況を定量的に把握できる指標を設定することとする。          具体的には、PFI事業件数を指標とし、対25年度比増を目標として設定する。さらに、地方公共団体を支援する観点から、地方公共団体へのPFI専門家派遣件数を指標として設定し、対25年度比増を目標として設定する。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>PFI推進委員会等を活用した。</p>
------------------------	------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>-</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (経済社会システム担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 増田 昌樹</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-------------------------------	---------------	----------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-12(政策5-施策⑦))

施策名	競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針含む) 〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。					
達成すべき目標	公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	28	27	22	20
		補正予算(b)	-	△ 0	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
	合計(a+b+c)	28	27	22		
執行額(百万円)	22	18	16			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針について(平成25年6月14日閣議決定) (関係部分抜粋:「市場化テストについても引き続き推進する。」)					

測定指標	公共サービス改革の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
	確認	確認	確認	確認	確認	確認	-		
年度ごとの目標		進捗状況の確認	進捗状況の確認	進捗状況の確認	進捗状況の確認	進捗状況の確認			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 内閣府においては、公共サービス改革基本方針の見直しに当たり、公共サービス改革法の対象となった公共サービスについて質の確保及び経費削減効果等の観点から評価を行っている。この内閣府の評価において公共サービス改革の進捗状況を確認した結果、事業ごとに差はあるものの、全体として見れば、累計約211億円の経費削減が図られるなど、良質かつ低廉な公共サービスが実現されていたことが確認できたため、本施策は「目標達成」と判断した。
施策の分析	(有効性、効率性) 公共サービス改革の対象事業は事業選定により毎年増加しており、平成25年度に基本方針の改定を行った際には35事業を追加し、計298事業となったところであるが、事業数の増加により、監理委員会の審議負担が増加してきている。このような状況を踏まえ、達成手段(1)として実施した指針の作成において、審議を更に効率化し、監理委員会における充実した審議を可能とするため、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」を新たに策定し、良好な実施結果が得られた事業については監理委員会の関与を軽減等できる仕組みを設けるなど、公共サービス改革をより効率的に推進するための体制を整えることができた。 以上のことから、本達成手段は有効かつ効率的に寄与したものと考えられる。
	(課題等) 今後の課題として、監理委員会審議の更なる充実・効率化を図るため、当該指針を活用し、新プロセス等への移行を推進していく必要がある。 また、市場化テスト全体として累計約211億円の経費削減が図られたが、従前と比較し経費増となった事業も見受けられたため、入札における競争性の確保等、更なる経費削減に向けた取組を推進していく。
評価結果	

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現すべく、監理委員会審議の更なる充実・効率化に努めるため新プロセス等への移行を推進するなど、引き続き、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行っていく。</p> <p><b>【測定指標】</b> 測定指標については、これまで公共サービス改革の進捗状況を確認することで、目標の達成を確認してきたところであるが、本測定指標では、施策目標の達成度合いが不明確である。政策評価の実効性を高めるためには、その推進に向けた取組状況を定量的に把握できることが重要であることから、次期は良質かつ低廉な公共サービスを実現できたかどうかをより定量的に把握できるような指標を新たに設定することとする。 具体的には、①現在の対象事業のうち新プロセス等への移行が認められた割合及び②当該年度に評価を行った事業のうち新プロセス等への移行が認められた割合を設定することとする。なお、新プロセスとは、公共サービス改革法の対象となった公共サービスについて、内閣府の行う評価において確保されるべき質に係る達成目標が概ね達成され、経費削減の面で効果をあげているなど良好な実施結果が得られた場合、監理委員会の関与を軽減等して事業を行うことを認めるものである。新プロセス等への移行が認められた事業が、すなわち良質かつ低廉な公共サービスが実現できた事業と考えられるため、これを指標として設定する。 なお、新プロセス等については、各事業の実施状況に基づき判断するため、安定的な評価を行うためには一定の期間を要すること、また公共サービス改革法の対象となった公共サービスは、事業期間の終了に合わせて評価を行うまでに平均して3年程度はかかることから、政策評価についても3年間での評価とする。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○公共サービス改革基本方針(平成25年6月14日閣議決定) ○市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定)(URL:<a href="http://www5.cao.go.jp/koukyo/shishin/pdf/140319shuproshinprounyoshishin.pdf">http://www5.cao.go.jp/koukyo/shishin/pdf/140319shuproshinprounyoshishin.pdf</a>)等</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (経済社会システム担当) 公共サービス改革推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 新田 敬師</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	---	---------------	----------------------	-----------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-13(政策5-施策⑧))

施策名	市民活動の促進〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	1. 市民活動の促進を図るため、拡充された寄附税制の活用促進や改正特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知を行う。 2. NPO等に対して経営ノウハウの指導や助言等を行う中間支援組織の強化・拡充に取り組む 3. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の推進に関する方策の検討や実施状況の分析、検証等を実施する。 4. 社会的責任に関する施策を推進し、安全・安心で持続可能な社会の実現に向け、広範な主体の協働を推進するため、社会的責任に関する円卓会議に参画する。					
達成すべき目標	1. 本施策の推進により、市民活動の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。 2. 中間支援組織及び自立的、持続的に活動を継続するNPO等の担い手の活動の強化・拡充の進展に寄与する。 3. NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進 4. 安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略のフォローアップ					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	151	125	123	126
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	151	125	123	
執行額(百万円)	126	77	83			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)第2章4.(1)					

測定指標	1.NPOホームページへのアクセス数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		318,435	543,639	729,291	362,766	318,435	423,798	対前年度比増	
	年度ごとの目標値	前年度(476,639)比増	前年度(543,639)比増	過去3か年平均(583,162)比増	過去3か年平均(545,232)比増	前年度(318,435)比増			
	※ 平成22年度は旧URLからのリダイレクト機能によるダブルカウントの影響があるため、平成23年度のアクセス件数については平成22年度と単純に比較することはできない。								
	2.拡充された寄附税制や改正特定非営利活動促進法等の制度周知のための講師派遣回数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		40件	-	-	-	40件	24件	平成24年度以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	平成24年度以上			
	3.認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の増加数	基準値	実績値					目標値	達成
24年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○	
144法人		-	-	-	144法人	179法人	対前年度比増		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	対前年度比増				
4.中間支援組織及び自立的、持続的に活動を継続するNPO等の担い手の活動の強化・拡充の進展	基準値	実績値					目標	達成	
		施策の進捗状況(実績)					25年度	○	
		「市民活動の担い手の運営力強化ノウハウ移転事業」として、公募により選出した2団体において、事業を実施。2団体から延べ13団体に対して専門的な運営ノウハウが移転され、NPO等の活動を支える中間支援団体の強化につながった。また、調査報告書については内閣府NPOホームページにおいて公表し、事業成果を広く周知。(※現在公表のための準備中。)					「市民活動の担い手の運営力強化事業」の実施状況の検証等の実施		

5.NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況等について検証し、被災地等において、NPO等が主体となって地方自治体や市民等と協働し、復興に向けた取組の支援等を行う上での課題の整理及び解決方策の検討・とりまとめ、報告書の作成を行った。また、報告書については、内閣府ホームページにおいて公表し、事業成果を広く周知(現在、公表のための準備中)。	25年度 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等の実施	○
6.安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略のフォローアップ		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		平成23年に策定した「協働戦略」に沿って、2年間、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融、NPO・NGO、行政等が取り組んだ成果についてフォローアップ報告書としてとりまとめた。 各セクターが対等な立場で参加し、社会的課題に協働して取り組むことにより、相互理解と協働意識を高めた。	25年度 フォローアップの着実な実施及び今後の対応について検討	○

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>25年度に目標を設定した測定指標のうち、測定指標2以外については、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標1については、平成25年度アクセス数は、平成24年度アクセス数に比べて、10万件程度増加し、着実な進展を見せている。</p> <p>測定指標2については、平成23年度に拡充された寄附税制や平成24年4月に施行された改正特定非営利活動促進法(NPO法)に関する周知活動が引き続き必要と考え、前年度を上回る講師派遣を目標としていたところだが、前年度比減となった。</p> <p>測定指標3については、平成24年度から197法人の増加と大きく増えており、着実な進展を見せている。</p> <p>測定指標6については、平成23年以降、2年間に及ぶ協働の取組を通じて、「消費者・市民教育モデル事業」や「『ともに生きる社会』のための暮らしやすさの10の指標」の開発、「国連持続可能な開発会議(リオ+20)に向けた国内準備委員会の設置」、「地域円卓会議」の開催などの成果をあげた。</p> <p>したがって、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>測定指標2について、講師派遣の内容についてみると、平成24年度が改正NPO法全般の概要に関する講義の要望が多かったのに対し、平成25年度の講師派遣においては、NPO法制度全般に関するものは減少し、認定NPO法人制度、NPO会計基準、寄附税制、など個別具体的なテーマへの要望が増加していた。このため、講師派遣の回数こそ対前年度比増という目的を達成できなかったものの、制度周知については一定程度の目的を達成することができたものと考えられる。</p> <p>測定指標3について、認定法人数(仮認定を含む)は、平成24年度の法改正後着実に増加しており、平成25年度末の時点で600法人を超えている。これは改正法の円滑な施行の結果であり、市民活動の促進を図るという施策の目標に進展が見られたと考えられる。</p> <p>測定指標5について、NPO等が主体となって復興に向けた取組の支援等を行う上での課題の整理及び解決方策の検討・とりまとめを行い、報告書としてとりまとめた。NPO等が本報告書を活用することで、復興支援や被災者支援が効果的・効率的に推進されることが期待できる。</p> <p>(課題等)</p> <p>平成24年4月1日から改正NPO法が施行され、本改正法においては、内閣府は、制度の円滑な施行、情報発信等の事務を担うこととされた。これを受け、NPOホームページの運用においては、改正NPO法の施行に伴い、引き続き制度周知を行うとともに、国民によりわかりやすく情報提供を行うため、NPOホームページのデザイン、構成等を一新し、リニューアルしたHPの運用を行っている。NPOホームページについては、有識者等から運用上の課題について指摘が出ており、引き続き、改善に努める。</p> <p>測定指標3について、認定(仮認定)制度の認知度は約9割に達しているものの、制度の具体的な内容まで熟知している法人は、約4割にとどまっており、引き続き、同制度については周知活動が必要(平成25年度特定非営利活動法人実態調査)。</p> <p>測定指標4について、同調査事業において、ノウハウ移転を実際に行う中で、得られた新たな課題についても報告書に記載されているところ。本報告書に盛り込まれた課題も分析し、今後の施策の在り方の検討材料のひとつとする。</p>
評価結果	

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 引き続き、特定非営利活動法人制度等について国民へ理解の浸透を図るとともに、市民活動の担い手であるNPO法人等の自立的・持続的な活動の強化に努める。</p> <p><b>【測定指標】</b> ◆「測定指標1.NPOホームページへのアクセス数」について、NPO法第72条において、インターネット等の利用を通じて、情報の提供を行う措置を講ずることが記載されているところ。国民への情報提供が適切に行われているかを測定するための指標として、引き続き、設定する。また、特定非営利活動法人制度についての国民の理解の浸透度の測定を行うことを目的として、適宜、世論調査を行うことを目指す。</p> <p>◆「測定指標2.拡充された寄附税制や改正特定非営利活動促進法等の制度周知のための講師派遣回数」について、改正NPO法の施行から2年が経過し、改正NPO法の概要自体をテーマとした講師派遣の依頼は減少しており、目標とした法制度の基本的な内容に関する周知については、制度周知としての当初の目標を達成したものと考えられることから、平成26年度の測定指標とすることを取りやめることとした。なお、個別具体的なテーマ等に関する講師派遣のニーズは依然として一定数あるため、講師派遣制度は引き続き継続する。</p> <p>◆「測定指標3.認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の増加数」について、法改正の趣旨を踏まえ測定指標として設定しているところ。法改正から2年が経過し、認定(仮認定を含む)NPO法人数の増加数は順調に推移している。25年度指標までは制度の普及度合いを見るといった観点から、増加した法人の数を記載していたが、26年度指標においては総数一覧を把握することを目的として、認定NPO法人の総数を記載することとし、「認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の認定数」として、引き続き設定。</p> <p>◆「測定指標4.中間支援組織及び自立的、持続的に活動を継続するNPO等の担い手の活動の強化・拡充の進展」について、平成26年度に実施する事業について、定性的な指標として、事務・事業の適切な進捗を設定。実施事業の中から任意の事業者を抽出して、受講者の達成度を確認する方向で検討中。</p> <p>◆「測定指標5.NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進」については、「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施及び検証を行うとともにそのとりまとめ結果を普及することにより、NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進に寄与することから、引き続き、定性的な指標として当該事業の実施状況の検証を設定。</p> <p>◆「測定指標6.安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略のフォローアップ」について、2年間の協働戦略の実施及びフォローアップについては一定の成果を上げ、当初の目標を達成したことから、平成26年度の測定指標は設定していない。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○ホームページアクセス件数：ページレビュー・カウント方式を用いて測定。 ○認定特定非営利活動法人数：内閣府NPOホームページ (<a href="https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite/ninteisu_shokatsuchobetsu.html">https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite/ninteisu_shokatsuchobetsu.html</a>)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (経済社会システム担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(総括担当) 野村 裕 参事官(社会基盤担当) 元野 一生 参事官 (市民活動促進担当) 日下部 英紀</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-------------------------------	---------------	---	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-14(政策5-施策⑨))

施策名	NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	NPO等の民間非営利組織(以下、「NPO等」という。)が主体となった東日本大震災の被災地(岩手県、宮城県、福島県。以下、「被災3県」という。)の復興に向けた取組や被災者の支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組に対する支援を実施。					
達成すべき目標	・自立して活動できるNPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の継続を実現。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	260	247
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	-	-	260	
執行額(百万円)	-	-	225			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会経済演説 “地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOやソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。”					

測定指標	1 本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組に参画したNPO等の数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		未実施	-	-	-	-	868団体	500団体	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	500団体		
	2 本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組の件数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
未実施		-	-	-	-	65件	60件		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	60件			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 本目標の達成手段である「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」を被災3県において適切に実施した結果、いずれの測定指標についても達成したことから、「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 上記のとおり、当該事業の適切な実施により、いずれの測定指標も目標を達成したところ。これにより、当該事業において支援したNPO等については、資金獲得・NPO会計基準等のノウハウの取得といった基礎的能力の向上、人材育成・NPO間のネットワーク形成といった運営力強化がそれぞれ図られ、NPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の推進に寄与したものと考え。また、各県において、外部有識者等で構成した審査委員会等において、コストや予算の用途等に対するチェックを実施することにより効率的な事業執行が図られたものと考え。  (課題等) 引き続き、NPO等の自立的・継続的な活動の促進に向けた取組を効率的・効果的に推進する必要がある。このため、H26年度事業の実施に当たっては、H25年度事業の実績状況を踏まえ、例えば、NPO等の基礎的能力強化に向けた取組について、県によってテーマ(会計、資金調達等)について習熟度別(基礎編、応用編)のメニューを検討するなど、現場実態を踏まえた上で必要に応じて各県が取組内容の改善を図ることとしている。 また、測定指標1について、参画したNPO等の数は868団体と当初の目標を上回る結果となったが、H26年度事業については、施策の効果をより定量的に評価する必要がある。このため、NPO等の運営力がどの程度強化されたかについての手法を検討することとしている。 さらに、測定指標2について、取組件数を指標として評価しているところであるが、NPO等の運営力の強化には各団体間のネットワーク形成が重要であり、実際にどの程度の数のNPO等が取組に参画しているかを測定することも必要。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>  自立して活動できるNPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の継続を実現するべく、引き続き、被災3県等におけるNPO等の運営力強化に向けた取組に対する支援の推進に努める。</p> <p><b>【測定指標】</b>  当該事業においてより多くのNPO等に支援することによって、NPO等の基礎的能力の向上及び運営力の強化が図られ、被災3県等における復興・被災者支援の推進に寄与することから、引き続き、当該事業を適切かつ効果的に実施することが必要である。  平成26年度の測定指標については、当該施策の効果をより客観的に評価する観点から、測定指標1について、これまで「本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組に参画したNPO等の件数」を目標値としていたものを、「本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組における達成度テスト※の結果」に改める(※達成度テスト：各県が当該取組(講習・セミナー等)の参加者に対して実施する理解度についての確認テスト)。  また、測定指標2について、「本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組の件数」を目標値としていたものを、「本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組に参画した団体の数」に改め、支援活動を行うNPO等間のネットワークがどの程度形成されているか評価することとする。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>各県において、外部有識者等で構成した審査委員会等※を開催し、公募事業の選定、進捗状況の把握、事業の評価、助言等を行った。(※ 岩手県:岩手県NPO等復興支援事業審査委員会、宮城県:宮城県震災復興担い手NPO等支援事業審査会、福島県:ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会)</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>-</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (経済社会システム担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(社会基盤担当) 元野 一生</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-------------------------------	---------------	------------------------------	-----------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-15(政策5-施策⑩))

施策名	国内の経済動向の分析〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	国内の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。 ・「月例経済報告」・・・毎月の内外の経済動向に関する調査分析結果を取りまとめ。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)・・・年一回、我が国経済財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ。 ・「日本経済」・・・年一回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析を取りまとめ。					
達成すべき目標	毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。また、「経済財政白書」を作成の上、年央を目途に閣議に配布し、日本経済が抱える課題の解決等に貢献するとともに、年末を目途に「日本経済」を作成し公表する。以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	56	48	47	48
		補正予算(b)	-	-	△0	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	56	48	46	
執行額(百万円)	45	38	43			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会における甘利内閣府特命担当大臣(経済財政政策)の経済演説(平成26年1月24日)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)					

測定指標	1 月例経済報告のホームページにおけるアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		360,483件	-	311,842件	360,483件	321,145件	357,448件	対前年度比並	
		年度ごとの目標値	-	-	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並		
	2 年次経済財政報告のホームページにおけるアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		37,547件	-	43,125件	37,547件	30,030件	30,309件	対前年度比並	
		年度ごとの目標値	-	-	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並		
	3 日本経済のホームページにおけるアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	△
		5,740件	-	6,434件	5,740件	4,741件	4,079件	対前年度比並	
		年度ごとの目標値	-	-	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並		
	4 主要な会議等への取り上げの有無	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	
		年度ごとの目標	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ		
	5 各メディアへの掲載	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載された	主要紙にて記事掲載された	主要紙にて記事掲載された	主要紙にて記事掲載された	主要紙にて記事掲載された	主要紙にて記事掲載された	
		年度ごとの目標	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載		
※平成23年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数についてはそれ以前の年度と単純に比較することは出来ない。また、アクセス件数はサーバに直接アクセスされた場合のログを月ごとに集計した数値であり、閲覧人数とは必ずしも一致しない。									

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>ホームページアクセス件数に関する測定指標1から3のうち、1及び2については、前年度超となり目標を達成することができた。3については、前年度超とはならなかったものの、前年度比86%となり、概ね目標を達することができた。測定指標4及び5については、達成することができた。</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標3については、前年度の数値には届かなかったものの、各メディアへの掲載として主要紙への掲載状況をみると、前年度「日本経済2012-2013」の公表直後の関連新聞記事が4件であるのに対し、今年度「日本経済2013-2014」の公表直後の関連新聞記事は5件であり、広く国民への情報発信及び周知がなされているといえる。</p> <p>以上より、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(有効性、効率性)</p> <p>政府が経済財政運営を適切かつ機動的に行うためには、政府自らが日本国内の景気動向等を的確に把握する必要がある。「月例経済報告」を毎月滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」に報告したことや、「経済財政白書」を平成25年7月に公表し、閣議配布したこと等は、政府内における景気認識の共有、マクロ経済の現状や経済財政上の状況の把握につながったと考えられる。</p> <p>また、学識経験を有する者からの意見を踏まえると、国民に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「月例経済報告」は、政府の経済の見方をタイムリーに発信、</li> <li>・「経済財政白書」や「日本経済」は、日本国内の経済動向を様々な分析を利用してわかりやすく解説しており、時々の経済情勢や各方面からのニーズに対応した、質の高い調査分析を提供することができたと考えられる。</li> </ul> <p>以上を踏まえ、達成手段「国内の経済動向調査等に必要な経費」は、有効かつ効率的に機能したと考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>測定指標はおおむね達成することができた一方、学識経験を有する者からの意見を踏まえると、全体的に公表物がHP上で探しにくいといった問題点を指摘することができる。このため、さらなる利活用促進に向けて、改善を図る必要がある。</p> <p>また、(測定指標には含まれないが、)「今週の指標」、「マンスリー・トピックス」といった「月例経済報告」、「経済財政白書」及び「日本経済」以外の調査分析結果について、それぞれ役割の違いが見えにくいといった指摘もあった。このため、今後、それぞれの調査目的や概要等をわかりやすく整理し、発信方法の改善を図る必要がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>引き続き、「月例経済報告」や「経済財政白書」等を作成することにより、適宜適切な政府内の経済財政政策のかじ取りに貢献する。その際、更なる測定指標の改善に向け、以下の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例経済報告や経済財政白書等以外の公表物について、それぞれの役割を整理し、必要に応じて公表方法の見直しを行うなど、対外的な情報発信方法の改善を図る。</li> <li>・また、HPIについて、階層構造の簡素化、リンクの貼り方の工夫等の改善を図ることで、公表物が探しやすく、ユーザーにとって利用しやすいHPの構築に努める。</li> </ul> <p>【測定指標】</p> <p>測定指標1～3については、平成25年度はおおむね達成することができたが、さらなる情報発信及び調査分析の質の向上を目指して、「対前年度比並以上」という目標を設定することとする。</p> <p>測定指標4については、月々の景気動向が政府内部で共有されているかを測る指標として設定していたが、指標を設定するまでもなく達成すべきこと、かつ、これまで達成されてきた実績もあることを考慮し、指標を廃止する。</p> <p>測定指標5については、我が国の景気動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定していたが、更に詳しく測定するために、「毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載」などより明確な基準の目標を設定することとする。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1. 野村證券株式会社 エクイティリサーチ部 秋月 学 様 のご意見 (平成25年5月7日)</p> <p>(1) 月例経済報告、年次経済財政報告(経済財政白書)、日本経済(ミニ白書)について 弊社では経済調査部などを中心に、マクロ経済分析の参考としてこれらを利用している。月例経済報告はタイムリーに政府の経済への見方が分かり、大変助かる。経済財政白書やミニ白書では、説明の難しい経済の動きを様々な分析を利用して解説が行われており、大変参考になる分析を見つけることができる。</p> <p>(2) その他公表物等について 今週の指標やマンスリー・トピックスは分量が違うなど異なる点はあるが、やや役割の違いが見えにくい。全体的に発行物がウェブサイトでも探しにくいときが若干あるので、少し整理していただけたらと思う。</p> <p>2. 一般社団法人 日本工作機械工業会 山本 元芳 様のご意見 (平成25年4月28日)</p> <p>(1) 月例経済報告、年次経済財政報告(経済財政白書)、日本経済(ミニ白書)について 当会では、毎月「工作機械受注実績統計」を公表している。公表に当たり、一般新聞、業界新聞、雑誌社の記者を対象に記者会見を行っており、その時の配布資料に『月例経済月報』のマクロ経済全体の概況(足元及び先行き)、及び海外景気の動向についての基調判断を掲載するとともに、景気の判断指標の一つとして利用している。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府「月例経済報告」 <a href="http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html">http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html</a></li> <li>・内閣府「年次経済財政報告」 <a href="http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html">http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html</a></li> <li>・内閣府「日本経済」 <a href="http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#nihonkeizai">http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#nihonkeizai</a></li> </ul>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (経済財政分析担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(総括担当) 村山 裕</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	---------------------------	----------------------	----------------



測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)						目標	達成
	⑧「地域経済動向」関係団体、企業へのヒアリング	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
	132回	154回	132回	132回	132回	132回	対前年度比並		
年度ごとの目標		132回	132回	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並			
⑨「地域経済動向」報告書の配布箇所数	基準	施策の進捗状況(実績)						目標	達成
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○	
	190ヶ所	189ヶ所	190ヶ所	134ヶ所	156ヶ所	154ヶ所	対前年度比並		
年度ごとの目標		101ヶ所	101ヶ所	101ヶ所	対前年度比並	対前年度比並			
⑩「地域経済動向」マスメディアにおける報道の状況	基準	施策の進捗状況(実績)						目標	達成
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×	
	36件	35件	36件	28件	37件	25件	対前年度比並		
年度ごとの目標		18件	18件	18件	対前年度比並	対前年度比並			
⑪「地域の経済」報告書公表日	基準	施策の進捗状況(実績)						目標	達成
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○	
	年1回(年度内)	平成21年12月24日	平成22年12月22日	平成23年11月4日	平成24年11月2日	年1回(年度内)	年1回(年度内)		
年度ごとの目標		年1回(12月末まで)	年1回(12月末まで)	年1回(12月末まで)	年1回(年度内)	年1回(年度内)			
⑫「地域の経済」報告書の配布箇所数	基準	施策の進捗状況(実績)						目標	達成
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○	
	217ヶ所	213ヶ所	217件	221件	215件	217件	対前年度比並		
年度ごとの目標		88ヶ所	88ヶ所	88ヶ所	対前年度比並	対前年度比並			
⑬「地域の経済」マスメディアにおける報道の状況	基準	施策の進捗状況(実績)						目標	達成
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○	
	3件	4件	3件	5件	1件	9件	対前年度比並		
年度ごとの目標		4件	4件	4件	対前年度比並	対前年度比並			
⑭上記報告書の月例経済報告等への活用状況	基準	施策の進捗状況(実績)						目標	達成
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○	
	74件	「景気ウォッチャー調査」45件 「地域経済動向」12件	「景気ウォッチャー調査」50件 「地域経済動向」24件	「景気ウォッチャー調査」50件 「地域経済動向」24件	「景気ウォッチャー調査」50件 「地域経済動向」36件	「景気ウォッチャー調査」50件 「地域経済動向」36件	対前年度比並		
年度ごとの目標		19件	19件	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並			

※1 平成21年度においては、年度途中でHPアクセス数解析システムが変更となったことに伴い、アクセス数カウント方法も変更となったため、年度内でのデータの連続性がなくなった。  
※2 平成22年度以降は、平成21年1月よりログの取得方法の変更(内閣府からのアクセスは排除)のため差異が生じている。そのため、同年度については、前年度との比較による評価ができない。

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 25年度に目標を設定した測定指標のうち、測定指標②、③、⑩以外については、目標を達成することができた。 「景気ウォッチャー」や、「地域経済動向」「地域の経済」を定期的に公表するとともに、報告書を配布、活用し、その効率的な周知を通して、経済財政政策の形成、政策議論への貢献を図った。また、「地域経済動向」関係団体や企業へのヒアリングを通して、地域の現状の実態把握に努め、施策の推進に寄与した。なお、測定指標③については、ホームページのアクセス件数は減少しているものの、報道の状況は増加しており、施策の周知は一定程度図られているものと考えられる。したがって、「相当程度進展あり」と判断した。

<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(測定指標②③⑩が前年並を下回った要因について)          要因については、以下のことが一因と考えられる。          ①地域経済動向について、他の経済関連案件と公表日が重なったこと。          ②有識者から指摘のとおり、地域経済動向については、RDEI(=地域別支出総合指数)への関心が高まっていること          ③地域の経済状況が緩やかに回復する中、国民の関心が低かったこと</p> <p>(有効性、効率性)          地域経済に関する既存の統計は、全国の統計と比較して、データ量が少なく、公表時期が遅い等の問題点があることから、データ量の不足を補完し、地域経済動向を早期に把握するために景気ウォッチャー調査を実施している。また、「地域経済動向」及び「地域の経済」を作成・公表することにより、迅速かつ適切な地域経済の特色を活かした経済政策の企画・立案に寄与することが求められているところである。          以上の目的を達成するため、毎月実施している「景気ウォッチャー調査」では、調査終了後第6営業日に公表することとしており、その速報性・正確性は市場でも評価が高く、マスコミの注目度も高いことから、公表予定を厳守することは特に重要である。平成25年度においても、公表期日から遅れることなく、正確な統計を公表し、またその結果を取り上げるマスメディアの報道も増えている。          さらに四半期に一度の「地域経済動向」、年一回の「地域の経済」について、その作成・公表を遅滞なく行うことは、日本国内の各地域の経済動向を機動的かつ正確に把握し、適切な景気動向の把握や経済財政運営を行うために必要不可欠であるが、平成25年度においても、予定通りの公表を実施した。以上から、達成手段は政策目標に対して、有効的に寄与している。</p> <p>(課題等)          引き続き、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」を作成・公表することにより経済財政政策の形成、政策議論への貢献を図り、地域経済分析に係る公表物をホームページに掲載することにより広く国民への情報提供に努める必要がある。また、測定指標②、③、⑩の目標未達成を踏まえ地域経済動向については、可能な限り他の重要会議や指標の公表と重ならないようにするとともに、地域の消費動向を示す新しい指標であるRDEIの公表の仕方は、今後の課題であると考えている。また、「地域の経済」については、更なる内容の充実を図る。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】          引き続き、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」を作成・公表することにより経済財政政策の形成、政策議論への貢献を図る。あわせて、新しい指標であるRDEIなどの地域経済分析に係る公表物をホームページに掲載することにより広く国民への情報提供に努める。また、「地域経済動向」関係団体、企業へのヒアリングを通して、地域の経済の現状等の把握に努める。</p> <p>【測定指標】          平成26年度については、アウトプット指標を除いて、「報道の状況」、「景気ウォッチャー調査のホームページにおけるアクセス件数」、「地域経済動向のホームページにおけるアクセス件数」、「地域の経済のホームページにおけるアクセス件数」というアウトカム指標を測定指標とした。</p>
		<p>宅森 昭吉氏(三井住友アセットマネジメント株式会社 チーフエコノミスト)</p> <p>【1】景気ウォッチャー調査について</p> <p>① 民間としての活用の仕方          「景気ウォッチャー調査」は景気の動きを迅速に把握することのできる極めて有用な統計。特に25年度から参考値として現状判断DI、先行き判断DI、現状水準判断DIの季節調整値の公表を始めたのは良かったのではないかと。季節調整値の動きは、株価との相関が強く、実務的に有用であると思う。多くの調査が月中に実施しているのとは異なり、本調査は月末に実施している調査であるため、災害や増税等経済に大きなショックが発生した場合でもその影響が的確に反映される傾向にあるため、使いやすい統計である。          このように様々な要因がどう景気に影響しているかが独自に分析できるツールとして役に立っている。</p> <p>② 改善すべき点          25年度より参考値として現状判断DI、先行き判断DI、現状水準判断DIの季節調整値の公表を始めているが、もう少し細かい系列で季節調整値を公表してはどうか。あまり細かい系列だと季節調整が上手くかからない可能性もあるので、それぞれのDIについて、取りあえず基本的な分類である「家計」「企業」「雇用」について、季節調整値を作成・公表してはどうか。          また景気ウォッチャーの景気判断のコメントである景気判断理由集については、現在HP上でPDFの形で公表されているが、ユーザーがコメント検索できるよう、Excel形式で公表した方が良いのではないかと。可能であれば、財務省の法人企業統計の様に、HP上で集計作業ができるような形式が望ましい。そうすれば統計が利用しやすくなる上、ユーザーが検索したキーワードが蓄積されれば、景気に対する国民の関心を測る指標に成り得るのではないかと。</p>

学識経験を有する者の知  
見の活用

【2】地域経済動向について

① 民間としての活用の仕方

実際の地域の経済データをコンパクトにまとめられているので、地域ごとの動向について参照する時に便利である。「地域経済動向における各地域の景況判断の推移」の表などは各地域の違いが一覧できて便利である。平成25年度から「地域別支出総合指数」(RDEI)が正式採用されたこともあり、さらに有用性が高まっているのではないかと。

② 改善すべき点

地域経済動向掲載HPへのアクセス件数が減少しているようだが、現状のカウント方法ではRDEIへのアクセス件数はカウントされないようなので、RDEIのHPへのアクセス件数も併せてカウントした方が良いのではないかと。

RDEIは地域の経済状況を把握できる数値は希少であり、もっと前面に押し出すべきだと思うが、見せ方にも若干の工夫が必要。現在は季節調整済みの前期比増減率が掲載されているが、一般の人には少々分かりづらいかもしれないので、前年同月増減率(原数値)も掲載した方が良いと思う。

地域経済動向の公表の際には、1枚紙で何かその回の特徴についての分析を行った資料を作成し、公表資料に付け加えれば良いのではないかと。

地域経済動向の公表日については、月末で固定されているが、各種統計の公表も月末に集中しているため、よりマスコミに取り上げてもらうためには、公表のタイミングを月初にずらしても良いと思う。

【3】地域の経済について

① 民間としての活用の仕方

地域の経済2013はアベノミクスの波及効果を分析しており、旬の話題を取り上げた内容であったため、とても興味深く有用であった。

特に景気ウォッチャー調査を都市規模別に分類して分析を行っていたのは良かった。作業的に可能なのであれば、毎年実施すべきだと思う。

また、全国と各都道府県の景気基準日付比較を行っていたが、これもなかなか見ない資料なので、ユーザー側からしたらありがたい資料だった。

② 改善すべき点

一般の方により興味を持ってもらうためには、ビジネスに役立つような情報を提供することが重要であり、今であればアベノミクスに絡んだ事案を取り扱ったら良いと思う。例えば政府の成長戦略に記載のある施策について、積極的に取り組んでいる地域を取り上げて紹介するのは面白いと思う。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・ 内閣府 「景気ウォッチャー調査」・・・[http://www5.cao.go.jp/keizai3/watcher/watcher\\_menu.html](http://www5.cao.go.jp/keizai3/watcher/watcher_menu.html)
- ・ 内閣府 「地域経済動向」・・・<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei.html>
- ・ 内閣府 「地域の経済」・・・<http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html>

担当部局名	政策統括官 (経済財政分析担当)	作成責任者名	参事官(地域担当) 廣瀬 健司	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	--------------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-17(政策5-施策⑫))

施策名	海外の経済動向の分析〔政策5. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	我が国の経済財政政策運営に資するため、海外経済動向・国際金融情勢について、景気判断やマクロ経済政策を中心に調査・分析を行う。「月例経済報告」の海外経済部分を作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」に報告した後に公表している。また、海外経済動向・国際金融情勢を幅広く、より深く、総合的に分析し、毎年二回「世界経済の潮流」を作成、公表している。そのほか、OECD各国経済審査会合等の国際会議に出席し、会議での議論と報告書の取りまとめに参画している。					
達成すべき目標	海外経済動向・国際金融情勢に関する的確な情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に資する基礎資料を作成・提出し、我が国の経済財政政策の適切かつ機動的な運営への貢献を図る。また、「月例経済報告」や「世界経済の潮流」等の作成・公表、経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	36	35	34	/
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	36	35	34	
執行額(百万円)		34	34	32		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)</p> <p>1. 月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係閣僚会議(以下「会議」という。)を随時開催する。</p> <p>2. 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、復興大臣、国家公務員制度担当大臣及び内閣官房長官とする。(以下略)</p>					

測定指標	1. 「世界経済の潮流」のHPIにおけるアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		23,262件	47,799件	22,044件	23,262件	18,705件	14,509件	対前年度並またはそれ以上	
		年度ごとの目標値	対前年度並またはそれ以上					対前年度並またはそれ以上	
	2. 主要な会議等への取り上げの有無	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ							
		年度ごとの目標	主要な会議等への取り上げ					主要な会議等への取り上げ	
	3. 各マスメディアへの掲載	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		主要紙にて記事掲載							
		年度ごとの目標	主要紙にて記事掲載					主要紙にて記事掲載	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 測定指標1については、対前年度比約80%弱にとどまり、目標を達成できなかったものの、測定指標2及び3については、目標を達成できた。特に3については、24年度の記載掲載数のがべ12紙であるのに対し、25年度のそれはのべ15紙であることから、全体としては国民への情報提供の度合いが進んでおり、「相当程度進展あり」と判断した。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 日本経済と海外経済は密接に関連しており、例えば日本の輸出の好調ないし不振の原因を海外の経済状況に求めることもできる。また、国際関係においても経済は重要な意味を持つ。このため日本政府として海外の経済状況を分析し、判断することが求められており、「月例経済報告」の海外部分や「世界経済の潮流」はその役割を担っている。「月例経済報告」を閣議で配付し、「世界経済の潮流」を年2回公表することにより、政府内における情報の共有や、国民に対する一定程度の周知が図られた。各資料の作成には有識者からのヒアリングや各国が公表するデータの収集、分析が不可欠であり、これらのために支出された「海外の経済動向調査等に必要経費」(達成手段)は有効かつ効率的に機能したと考える。</p> <p>(課題等) 毎年度予算が圧縮される中でも、使用するデータソースを厳選し、可能な限り高い質を保った経済動向分析に努めており、それがマスメディアでの記事掲載につながっていると考えられる一方で、下記の通り有識者からも御指摘をいただいているが、国民への情報提供という面で課題がある。「世界経済の潮流」においては、月例経済報告で用いる指標を中長期的にみて世界経済の現状を分析しているが、その他に、毎回テーマを決めてより多くの種類の指標を用いた分析を行っており、25年度は①世界金融危機後の主要国の成長力低下の原因やその解決策、②中国の成長力の変化と世界経済への影響というテーマであった。これらは専門性が高く、有識者から一定程度の評価をいただいたと考えているが、一方で広く国民全体にとって親しみやすい内容となるような側面が失われてしまった可能性があり、アクセス件数減少の一因となったと考えられる。したがって、今後は、「世界経済の潮流」におけるテーマ設定についても、時機を捉え、また我が国経済情勢の把握に資するものを選定するという念頭に置くとともに、選定したテーマの重要性が広く読者に伝わり、アクセス数の増加につながるような工夫を検討していく。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b> 引き続き迅速かつ的確な情報の収集、経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い分析を行い、広く情報提供していく。また、「世界経済の潮流」については、我が国経済情勢の把握に資するテーマを設定し、アクセス数の増加につながるような工夫を検討していく。</p> <p><b>【測定指標】</b> 上記「施策の分析」欄等でも取り上げたように、「国民への周知」度をより重視することとするため、主に政府内での情報共有の度合いを測る指標であった「会議等での取り上げ」を取りやめ、報道の状況やHPへのアクセス件数に絞って達成度をみていくこととする。報道の状況としては、具体的に主要6紙という明確な基準を導入する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>(株)日本総合研究所 湯元健治副理事長</p> <p>1. 世界経済の潮流について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーマン・ショック後の世界経済は、緩やかな回復傾向が続いているが、総じて回復力は弱く、不透明要因や下振れリスクを抱えた回復となっており、消費税率引き上げ後のわが国経済に与える潜在的リスクに警戒が怠れない。</li> <li>・そうした中で、世界経済の潮流は、米国、アジア諸国、欧州など主要国の経済の現状を興味深いトピックスを交えて分析するとともに、今後の見通しについては、「標準シナリオ」だけでなく、「下振れリスク」についても、様々な角度から鋭い切り口で分析している。経済見直しを行っている民間シンクタンクや経済研究者にとっては、極めて有難い質の高い情報を提供してくれている。</li> <li>・テーマ性の面では、2013年第1回は、世界全体の成長構造の変化に焦点を当て、主要国の潜在成長率低下の背景を分析している点は誠に興味深い。また、米国、英国、フィンランド、韓国のイノベーション創出を目指す政策について、最新の情報を提供している点は、今後のわが国の成長戦略にも様々な示唆を与えてくれる。第2回は、先行き不透明感が根強い中国に焦点を当て、中国が「低所得国の罠」に陥らず、安定成長を続け、ソフトランディングするための課題を整理している点は、極めて妥当である。ただ、欲を言えば、国有企業改革、土地・戸籍制度の改革、シャドーバンキングの是正など、中国が取り組もうとしている構造改革の成否について、掘り下げた分析や予測が欲しかった。</li> <li>・世界経済の潮流は、研究者にとって極めて貴重かつ有用な分析・情報・資料・データを冊子のみならずインターネットでも提供してくれるが、他方、広く国民一般に対する情報提供という意味では、やや専門的過ぎる面もあり、経済に知見の少ない人向けの情報公開の在り方については、一段の工夫が求められよう。</li> </ul> <p>2. 月例経済報告(海外部分)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例経済報告における景気判断の文章は、海外の各国経済について、政府の最新時点の景気判断やリスク要因について詳述しているほか、前月との判断の変更点を比較しながら分かりやすく表現しており、市場関係者や民間エコノミストにとってわが国の財政・金融政策の方向性を予測する上で、貴重な情報源となっている。</li> <li>・ただし、一般国民にとっては、専門的かつ政府特有の景気判断表現について正確に理解することは難しい面があり、それぞれの景気判断表現の意味するところについて、解説を施すなどの工夫も求められよう。</li> <li>・他方、閣僚会議用の参考資料は、分かりやすい図表が数多く盛り込まれており、必ずしも専門家でなくとも海外各国経済の動向を容易に把握できるという意味で、利用価値の高い優れた資料である。</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>内閣府「月例経済報告」<a href="http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html">http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html</a> 内閣府「世界経済の潮流」<a href="http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#chouryuu">http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#chouryuu</a></p>
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (経済財政分析担当)	作成責任者名	参事官(海外担当) 浅田 英克	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	--------------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-18(政策6-施策①))

施策名	中心市街地活性化基本計画の認定〔政策6. 地域活性化の推進〕				
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。				
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	2	12	10	12
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	2	12	10		
執行額(百万円)	1	5	4		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成25年6月14日「日本再興戦略」 ○コンパクトシティの実現 ・空き店舗の流動化を促す新たな仕組み等による投資や起業の喚起、合併市も含む小規模な都市等での取組等を通じ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。				

測定指標	①認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%		
	②期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
-		-	-	-	-	41%	60%		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	60%			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標①については、平成25年度末までに認定した155計画全てにおいて、国による認定と連携した支援措置が活用されており、当該支援措置は市町村の中心市街地活性化に向けた取組に寄与したものと考える。</li> <li>・測定指標②については、平成25年度末で基本計画が終了した市町村において、基本計画に定めた目標指標の実績数値が基準値(計画策定時)を上回っている割合は約4割であり、目標値である6割を達成できなかった。</li> <li>・測定指標②は、市町村が計画期間内において、中心市街地活性化のための各種事業を集中的に取り組んだ直接的な効果を測定するものであり、施策の目標に照らすと主要な指標であると考えられるため、施策は「進展が大きくない」と判断した。</li> </ul>
	施策の分析	<p>(課題等)</p> <p>測定指標②は、市町村が基本計画において、達成状況を適切に把握できるよう、歩行者通行量や年間小売販売額などの定量的な評価指標を用いて目標値を定めることとしており、期間終了後に行うフォローアップ調査において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された指標の割合を測定するものである。現行制度の運用が開始されて約8年が経過し、一部の市町村では中心市街地の活性化に大きな進展が見られているが、評価指標の実績数値が伸び悩んでいる主な要因として、全国的な少子高齢化の進展や商業機能の郊外立地などに歯止めが掛かっていないことや、中心市街地における自立的な民間投資が停滞していることが挙げられる。したがって、今後、制度・運用の見直しや中心市街地活性化に対する民間事業者のインセンティブを高めるような取組を行う必要がある。</p> <p>なお、測定指標①は目標を達成しているものの、施策目標の達成に向けて、各省庁と連携して支援措置の更なる拡充を図る必要がある。</p> <p>(有効性、効率性)</p> <p>認定を目指す市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、認定申請マニュアルの整備やホームページ等を通じた広報などにより、中心市街地活性化の理念及び意義や、基本計画の認定を条件とした特例措置及び財政支援措置などの有用性を市町村に浸透させることに努めており、市町村の中心市街地の活性化に向けた取組に有効に機能した。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          中心市街地活性化が地方都市全体の活力の向上を図るための施策として一層活用されるよう、目標の着実な達成のため、引き続き推進していく。</p> <p><b>【測定指標】</b>          測定指標①は、認定中心市街地活性化基本計画で国による認定と連携した支援措置（認定を条件とした支援や交付金の交付率拡充、規制緩和措置など）の活用状況を測るものであるが、支援措置の活用はあくまで中心市街地活性化に向けた手段であり、政策効果を測る指標としては不十分であるため、平成26年度以降は、測定指標②に一本化することとする。</p> <p>目標達成に向けては、「中心市街地の活性化に関する法律」の改正により、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定し重点支援を講じる制度を創設するとともに、民間事業者等による商業等の機能整備に対する補助といった各省庁の予算措置を通じて、中心市街地への民間投資の喚起を図っていく。</p> <p>また、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」を改正し、基本計画のPDCAサイクルの強化、中心市街地活性化協議会の機能強化などの制度・運用の見直しを行った。</p> <p>以上のような取組を通じて、目標達成を目指していく。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>-</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>地域活性化推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官          塩田 康一          参事官          岸川 仁和</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------	---------------	---	-----------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-19(政策6-施策②))

施策名	構造改革特区の認定〔政策6. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。					
達成すべき目標	地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構想の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	27	26	25	/
	補正予算(b)	-	-	0		
	繰越し等(c)	-	-	-		
	合計(a+b+c)	27	26	25		
執行額(百万円)	21	21	22			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)					

測定指標	①構造改革特区計画の認定件数	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
	77	27	45	22	26	21	30		
年度ごとの目標値	/	70	20	20	32	30	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない  (判断根拠) 地域活性化の推進を図る上で、定量的なものである測定指標①を重要な達成目標と考えている。 測定指標①は、提案の掘り起こし等により一定の申請数はあったが、目標値には及ばなかった。したがって、施策は「進展が大きくない」と判断する。
	施策の分析	(未達成となった要因) 評価・調査委員会での決定によって全国展開される件数にもよるが、近年の新しい特例措置メニュー等の減少による相対的な減少が一つとして考えられる。  (有効性、効率性) 測定指標①の目標達成において、提案件数、特例措置メニュー数、認定申請件数といった以下の3つの数値が重要である。 (1)提案件数…個人や企業、自治体より生活や経済活動上で、効率よく効果的に活動しようとする中で規制になっていることを自由に提案してもらうもの。 (2)特例措置メニュー…提案に基づき、各関係省庁と折衝を行い、規制を緩和できた場合に特区内において、特例的に認められる措置。 (3)認定申請件数…特例措置メニューを活用している自治体の数。自治体は規制緩和によって生まれたメニューを自治体の計画に応じて、自由に申請できる。 基本的に、この3つの数値は相互に関連しており、この数値が大きいほど、目標達成に対しての寄与が大きくなるものと判断できる。目標達成のために、全国的に効率よく周知を図りつつ、小さな自治体も巻き込んでいけるよう、より細やかで実効性のある対応を行っていく必要がある。  (課題) 近年、提案件数、特例措置メニュー、認定件数について減少傾向である。測定指標①の認定件数から分析しても、平成22年度のピーク値からは半減している状況である。 提案の掘り起こしについては、全国的に行き渡ってきているものの、人口規模の割に申請件数が少ない関東・関西エリア等について、継続的に掘り起こしを行っていく必要がある。また、認定件数についても同様に地域をしばって継続的に説明会等を開催していく必要がある。  (改善点) 提案件数については、提案の掘り起こしについて、各地域での説明会を地域の要望に沿って開催するなど、より実効性の高い地域で行う等の工夫ができた。また、制度周知の面で、広報用パンフや成果事例集等の発行により、特例措置メニューを活用した事例の紹介など、新たな認定申請を検討する地方公共団体などにとって充実した情報提供を行えるよう工夫した。以上より、提案の掘り起こし等によって一定の成果(70%)はあったが、制度周知の浸透度が低い地域への制度活用促進や、特例措置メニューの充実という面ではまだ改善の余地があるものと分析する。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 市町村会等を利用しての全国的な制度周知や、地域特性の把握による効果的な提案の掘り起しを行っていく必要がある。特に構造特区の認定件数が少ない地域では説明会やパンフ等も利用しながら、取り組みを推進することで、より一層の制度活用を促すとともに、認定件数の増加へつなげていく。 認定件数が多い地域についても、波及的に実施地域等を広げていけるようフォローアップを行っていく必要がある。</p> <p><b>【測定指標】</b> 測定指標について、提案数、特例措置メニュー数、認定数の三点につき、施策の分析をふまえ、提案の掘り起し及び説明会の開催を充実させることで、次期以降目標達成に努めていく。 また、現在認定されている地域の実施状況等について、HPや事例集で積極的に取り上げることで、新たに認定申請を検討している自治体にもわかりやすく、PRを行うことができ、目標達成につなげていくことができるものと考えている。 また、平成28年度実施分の政策評価より、規制緩和のうち全国展開された割合についての測定指標を追加し、より明確な目標設定及び効果の把握を行っていく。【平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表より反映】</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○放送大学教養学部教授(順天堂大学客員教授)田城 孝雄 氏より(平成25年6月19日意見聴取) 省庁主導では、有識者の審査会を経てとなると時間がかかる。地域を限定して規制緩和できるものについては、所管省庁による緩和を待つのではなく、特区制度を積極的に活用し、スピード感を持って取り組んでいただきたい。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○認定件数 認定された構造改革特別区域計画について <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/ninteisinsei.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/ninteisinsei.html</a></p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地域活性化推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 森 宏之</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------	---------------	---------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-20(政策6-施策③))

施策名	地域再生計画の認定〔政策6. 地域活性化の推進〕				
施策の概要	自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。				
達成すべき目標	地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	29	29	28
	補正予算(b)	△6	△2	0	
	繰越し等(c)	-	-	-	
	合計(a+b+c)	29	28	29	
執行額(百万円)	20	20	29		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地域再生基本方針改正(地域再生本部・平成26年4月25日)				

測定指標	1 地域再生計画の認定件数	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		100件	256件	134件	58件	50件	59件	95件	
	年度ごとの目標値		340件	150件	70件	100件	95件		
	2 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準	実績値					目標	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
65.0%		-	-	66.0%	67.0%	74.6%	70.0%		
年度ごとの目標値		-	-	70.0%	70.0%	70.0%			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 地域再生計画の認定件数は、目標値95件に対し、59件となった。一方、地方公共団体に対する調査においては、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合(以下「フォローアップ調査」という。)は、目標を達成する状況となった。既に地域再生計画の認定を受け、事業を実施しているが多数ある地方公共団体のフォローアップ調査では目標値を上回る結果となったため、地方公共団体が実施する事業において、地域の再生及び活性化に一定の効果があつたものと考えられ、「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) H25年度のフォローアップ調査において、地域再生計画の期間が終了した自治体から概ね目標以上の成果があつた旨報告されている。地域再生計画の実施にあたっては、地域再生基盤強化交付金、地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)、実践型地域雇用創造事業など様々な支援措置と連動しており、複数の連動施策を活用することや、地方公共団体独自の施策も併せて実施している。このことが測定指標2の実績値が目標値を上回って、効果的に地域再生・地域活性化に貢献するという本事業の有効性につながっている。  (課題等) 認定件数については、件数自体は昨年度より増加しているが、目標値より少ない数値となっている。認定件数の目標が未達となった要因として、地域再生計画と連動する施策が依然として限定されていること、実施主体である自治体の予算が不足していること、既に地域再生計画の認定を受け、事業を実施している地方公共団体が多数あることなどが考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 今後、地域再生計画を認定することにより活用できる連動施策について、既存の連動施策以外にも地域活性化に繋がる取組みに対して支援できるような施策を幅広く検討するとともに、当制度について積極的に周知を行うことなどによって、計画認定件数を増やしていく。また、本制度が有効に活用され、地域における地域再生の推進に資するよう、引き続き利用促進に取り組んでいく。  【測定指標】 来年度の「測定指標1 地域再生計画の認定件数」については、例年の計画数の実績値及び、平成26年度で計画期間が満了する計画のうち、新たに認定を受ける計画の数を踏まえて目標値を設定している。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定件数 認定された地域再生計画について(第24回後半～第27回)  <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html</a></li> <li>・フォローアップ調査結果 計画策定地方公共団体に対して実施した「地域再生計画のフォローアップに関する調査」に基づく回答データ</li> </ul>
---------------------------	---

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 須藤 明夫	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	----------	--------	--------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-21(政策6-施策④))

施策名	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定〔政策6. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	地域再生計画を基に、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。					
達成すべき目標	地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国が的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化(地方再生)を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	62,000	55,800	50,220	45,118
		補正予算(b)	-	13,500	12,500	
		繰越し等(c)	9,375	△ 9,898	△ 2,245	
		合計(a+b+c)	71,375	59,402	60,475	
執行額(百万円)	68,716	58,080	59,604			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(閣議決定:平成25年1月11日) 第3章 Ⅲ 暮らしの安心・地域活性化</li> <li>・「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定:平成25年6月14日) 第2章 4 (1)特色を活かした地域づくり</li> </ul>					

測定指標	事業が完了した地方公共団体に対する調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		70%	-	-	87%	93%	87%	70%	
	年度ごとの目標値		-	-	70%	70%	70%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標超過達成</p> <p>(判断根拠)</p> <p>地方公共団体に対する調査を行った結果、交付金のメリットを「活用できた」又は「ある程度活用できた」と回答した割合は約87%となり、目標値(70%)を上回った。</p> <p>また、「活用出来なかった」などの回答について内容を確認したところ、事業が計画どおりに進み、本交付金の持つ「事業や年度を超えた弾力的な執行を可能とする」などのメリットを活用しなくても施設の整備を着実に実施することが出来たとのことであった。</p> <p>以上により、本施策の測定指標は目標を大幅に上回って達成(達成度:約124%)したと認められかつ、本施策の着実な実施が確認出来たため「目標超過達成」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>交付金のメリットを「活用できた」又は「ある程度活用できた」と回答した事例(割合:約87%)の要因としては、「事業や年度を超えた弾力的な執行を行い、予算を有効活用できた」との回答が主なものであり、他に「事務の効率化が図られた」、「事業実施の効率化が図られた」との回答が多かったことについては、本交付金の持つメリット(①類似施設の一体的整備 ②効果発現時期の不一致解消 ③地方の裁量による予算配分の実施 など)が十分に活用され有効だった。</p> <p>具体的には、「町道と林道の整備を一体的に実施することが出来、効果的な道路整備が図られた」や「協議先が内閣府だけで完結することから、事務の簡素化が図られた」などの効果があった点である。</p> <p>なお、今後もニーズに応じて交付金を活用したいと回答した地方公共団体が約92%となっており、本施策は地方公共団体に実施及び評価されており、地域の活性化に資するものとして有効かつ効率的であった。</p> <p>(課題等)</p> <p>一部の地方公共団体から制度に対する継続要望や予算の確保に関する要望がなされたことについては、本交付金制度に係る情報提供が不足していたことが起因していると考えられる。このため、今後もより一層本施策の定着が図られ効果が発揮されるよう地方公共団体への情報提供に努めていく必要がある。</p> <p>また、よりアウトカム指標に近い測定指標を用いた政策評価を行うことも課題である。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取り組みが効果を発揮し実をあげていくことが重要であるため、より一層本施策の効果を高めていくことを目指すこととする。このため、今後も本施策の制度やメリットなどの周知を図るとともに、地域再生計画及び本施策の実施状況やその効果について適切にフォローアップを行うこととする。</p> <p><b>【測定指標】</b> 次期目標については、この方向性に即した目標を設定すべく、現状の測定指標(目標値)の見直しを行うとともに、よりアウトカム指標に近い指標として、本施策を活用した地域再生計画の目標達成状況に関する指標を追加することとし、フォローアップの充実を図っていくこととする。具体的には、以下のように改善する。</p> <p>①順調に目標を達成している状況であるため、これまでの実績値を踏まえた数値に見直しをする。 ②認定地域再生計画に基づく本交付金事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を追加指標として設定する。</p> <p>(平成26年度新たに追加する測定指標) ・計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>-</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>地域活性化推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 須藤 明夫</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------	---------------	----------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-22(政策6-施策⑤))

施策名	地域再生支援利子補給金の支給〔政策6. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	認定された地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定し、予算の範囲内で利子補給金を支給する。 また、特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を実施。					
達成すべき目標	地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資が行われることによって、地域における雇用創出その他地域の再生に資することを目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	122	171	223	250
		補正予算(b)	△15	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	107	171	223	
執行額(百万円)	95	153	200			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地域再生基本方針改正(地域再生本部・平成26年4月25日)					

測定指標	地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		20億円	48億円	65億円	110億円	112億円	84億円	80億円	
年度ごとの目標値		60億円	60億円	80億円	80億円	80億円			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 認定地方公共団体等を通じて本施策の周知を図った結果、平成25年度の地域再生支援利子補給金の支給対象となる融資額が目標の80億円を上回る84億円となったことから、「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 地域再生支援利子補給金対象事業を実施する事業者の事業資金の借入れに対して利子補給金を支給し、事業者の負担軽減を図った結果、平成25年度においては目標額を上回る融資が実行され、444名の雇用創出につながった。本施策は、小さい予算で地域再生に資する事業に対する民間投資を誘発(平成25年度は、2.5億円の予算により、293億円の民間投資を創出した。)し、雇用の創出にも寄与していることから、地域再生の推進に有効な施策であると認められる。  (課題等) 利子補給金の手続に係る問合せが多いため、参照する資料の改訂等により、分かりやすく、利用しやすい周知活動が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 本施策の活用をした認定地域再生計画に基づく事業において一定の雇用創出効果が上がっていることなどから、今後も本施策の有効活用を図るため、制度の周知等に努めるとともに、本施策を運用する中で疑義等が生じた場合に、適宜対応するなど、更なる運用の改善を図っていく。  【測定指標】 認定地域再生計画の目標達成による地域再生の推進への本施策の寄与をより正確に測定するため、測定指標を「計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合」に変更する。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 須藤 明夫	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	----------	--------	--------------	----------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-23(政策6-施策⑥))

施策名	特定地域再生計画の推進〔政策6. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	地域再生法の目的や理念に照らし、少子高齢化対応・低未利用資源の有効活用等、我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資するために支援を行う。					
達成すべき目標	少子高齢化対応・低未利用資源の有効活用等、我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援することを目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	500	300	200
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	△ 302	302	
		合計(a+b+c)	-	198	602	
執行額(百万円)	-	4	522			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地域再生基本方針改正(地域再生本部・平成26年4月25日)					

測定指標	特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		-	-	-	-	72.9%	96%	70%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	70%	70%	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標超過達成  (判断根拠) 特定政策課題の解決に資する事業として、特定地域再生事業費補助金は平成24年度から新たに実施している施策であるため、当補助金を活用し地域再生計画の認定を受けた地方公共団体はあるものの、地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体はないのが現状である。 については、代替指標として、当補助金を活用した地方公共団体に対する調査を行い、当補助金を活用して達成しようとした目標に対する達成状況を指標として活用する。 上記指標については、アンケートの結果、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体が96%となり、目標値(70%)を上回っていることから、本施策の測定指標は目標を大幅に上回って達成された(達成度:137%)と認められるため、「目標超過達成」と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 平成24年度、25年度で特定地域再生事業費補助金を利用した地方公共団体のうち、既に地域再生計画の認定を受け、特定地域再生計画推進事業を活用している地方公共団体が5団体ある。また、特定地域再生計画策定事業を活用した地方公共団体へのアンケートの結果、現時点で活用を検討している支援措置について、特定地域再生推進事業を検討している地方公共団体が28団体、地域再生支援利子補給金を検討している地方公共団体が5団体、地方債の特例措置を検討している地方公共団体が3団体であったことから、本施策の目的の達成手段として有効なものであることがうかがえる。  (課題等) 特定地域再生事業費補助金計画策定事業は、地方公共団体が地域再生計画を策定するにあたり、地域の将来像や課題解決のために住民との合意形成等を図る事業について支援するものである。具体的には、地域が抱える課題の調査や、住民等も交えた議論を行う場である協議会にかかる費用等に活用されている。アンケートの結果地域再生計画を策定するための住民との合意形成の場である協議会の開催回数が予定より減少し、合意形成の熟度が不足したという回答や、計画策定に向けた支援措置を検討している段階であるとの回答が、「目標を下回っている」と回答した地方公共団体があり、この解決が課題である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 本施策の趣旨・目的等を広く地方公共団体に周知し、本施策を活用した地方公共団体と連携を密にするとともに、今後の地域再生計画の認定手続き等の相談に応じるといったフォローアップ等の適切な対応を実施する。  【測定指標】 次年度以降については、地域再生計画の計画期間が終了する予定の地方公共団体もあるが、終了予定団体数が少ないと思われるため、本年度活用した代替指標と並行して評価を実施したい。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	補助金の選定を受けた地方公共団体に対して実施した「特定地域再生事業費補助金に関するアンケート調査」に基づく回答データ
---------------------------	--

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 須藤 明夫	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	----------	--------	--------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-24(政策6-施策⑦))

施策名	総合特区の推進〔政策6. 地域活性化の推進〕
施策の概要	総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。
達成すべき目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	15,266	14,028	12,715	9,972
		補正予算(b)	△ 83	△ 64	0	
		繰越し等(c)	△ 2,700	1,140	460	
		合計(a+b+c)	12,483	15,104	13,175	
執行額(百万円)	3	3,528	2,987			

施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	「新成長戦略」について閣議決定	平成22年6月18日	これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地域の「想像力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。
	日本再生の基本戦略閣議決定	平成23年12月24日	地域における社会経済の活性化のため、多岐の分野で総合特区制度を活用しつつ、地域の創意工夫を活かした自律的な取組みを進めていく。
	日本再生戦略閣議決定	平成24年7月31日	各政策分野の政策展開においては、貢献が期待される研究機関等の重視など、総合特区が十分な成果を発揮できるよう取組みながら施策目標の達成に努めるものとする。
	日本経済再生に向けた緊急経済対策閣議決定	平成25年1月11日	国際戦略総合特区制度を通じた国際競争力強化策の推進や、総合特区制度、構造改革特区制度を通じた地域活性化施策の推進
	日本再興戦略閣議決定	平成25年6月14日	従来の特区制度やこれと相互に連携している環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく。

測定指標	認定国際戦略総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	○
		-	-	-	-	16%	32%	90%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	10%	30%		
	(注)○達成度は各特区の評価項目の進捗及び評価項目の妥当性を専門家により総合的に評価した結果に基づき算出 ※後年度においては、総合特区事後評価(単年度評価)の結果を政策評価書の実績値として使用するとともに、目標値の修正を行う予定。それまでの間は、暫定的に上記の方法により算出する。								
	認定地域活性化総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	基準値	実績値					目標値	達成
23年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	○	
-		-	-	-	16%	31%	90%		
年度ごとの目標値		-	-	-	10%	30%			
(注)○25年度は1~3次指定の特区における評価を対象 ○達成度は各特区の評価項目の進捗及び評価項目の妥当性を専門家により総合的に評価した結果に基づき算出 ※後年度においては、総合特区事後評価(単年度評価)の結果を政策評価書の実績値として使用するとともに、目標値の修正を行う予定。それまでの間は、暫定的に上記の方法により算出する。									

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 平成25年度の測定結果については、指定地方公共団体等からの自己評価を専門家が評価した結果を踏まえ集計した。国際戦略総合特区、地域活性化総合特区ともに目標を上回る進捗となったため、目標を達成したと判断した。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>国際戦略総合特区、地域活性化総合特区ともに24年度から2年連続で着実に目標を達成していることから、特区に指定されたことによる地域独自の取組の推進と相俟って、一定の効果が出ているものと考えられる。特に規制の特例措置については、H25における「国と地方の協議」において、特区側から169件の規制の特例に関する提案がなされ、関係府省との協議を行った結果、うち35件について特区の取組を実現するために法令等の改正を行う(一部条件を詰めたうえで改正を行う)ことで合意に至ることができた。</p> <p>なお、税制、財政、金融支援措置の活用状況については、総合特区事後評価の結果として10月に公表を予定しているところである。</p> <p>(課題等)</p> <p>過去の「国と地方の協議」において、提案に対する規制の特例措置等が図られたことにより、「国と地方の協議」における新規の提案数が年々減少していること、また、各支援措置の具体的な内容について周知が不足していることについては改善が必要である。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b></p> <p>総合特区事後評価の結果を踏まえ、各特区の事業の進捗を図るべく、評価後の現地調査等において、進捗の遅れている特区については重点的に指導を行う。</p> <p>また、「国と地方の協議」における過去の提案について、関係府省への協議後のフォローアップを継続して行うとともに、各特区へ政策課題の解決につながる提案の掘り起しを依頼する。</p> <p>さらに、各支援措置については、支援措置の手引き等を活用して、各特区への制度周知を図る。</p> <p><b>【測定指標】</b></p> <p>次期評価については、認定計画における目標に対する達成度の算出手法は、特区の種類が異なっても同じであるため、国際戦略総合特区と地域活性化総合特区の評価は同一の指標で行うこととする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。
-----------------	-----------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	総合特区の目標の達成状況の検証にあたっては、指定地方公共団体等から評価書の提出を受けた。(6月)
---------------------------	--

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 宇野 善昌 参事官 富田 育稔	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	----------	--------	------------------------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-25(政策6-施策⑧))

施策名	環境未来都市の推進〔政策6. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	<p>厳選された戦略的都市・地域(「環境未来都市」)において、様々な取組を集中的に実施すること等を通じて、未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで世界に類のない成功事例を創出し、これを国内外に普及展開することにより、新たな経済的需要や雇用を創出する。また、人口減少社会、超高齢化社会、地球温暖化への対応といった世界共通の課題を解決するためには、社会経済システムのイノベーションが必要であることから、本構想では、その実践の場を作り出すことで、我が国の課題の解決力の強化を図るとともに、都市・地域の活性化、我が国全体の経済社会の発展の実現に貢献する。</p>					
達成すべき目標	<p>選定した環境未来都市において、環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図ることで、需要拡大、雇用創出等を実現し、都市・地域の活性化及び我が国全体の持続可能な経済社会の発展の実現に貢献する。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,135	1,086	200	80
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	△ 513	8	505	-
		合計(a+b+c)	622	1,094	705	-
執行額(百万円)	578	808	655	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「新成長戦略」について閣議決定(平成22年6月18日) 日本再生の基本戦略(平成23年12月24日)</p>					

測定指標	①各環境未来都市において選定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地以外の5都市)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	○
		-	-	-	-	33%	53%	90%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	10%	30%	-	-	
	②各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地の6都市)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	○
-		-	-	-	19%	32%	90%		
年度ごとの目標値	-	-	-	5%	20%	-	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 各環境未来都市において作成された環境未来都市計画に基づき、H25年度に推進した各取組の進捗状況について各環境未来都市が評価調査シートを基に、評価を行い、測定指標①、②とも達成度の平均値が目標値を超えたため、目標達成と判断した。
施策の分析	<p>(有効性、効率性) 各環境未来都市において作成された環境未来都市計画に基づき、H25年度に推進した各取組の進捗状況について各環境未来都市が評価調査シートに取りまとめて内閣府へ提出(H26年8月)。これを基に評価、検証を行った。 各都市により事業の進捗状況はまちまちであるが、被災地以外の環境未来都市5都市、被災地の6都市ともに24年度から2年連続で着実に目標を達成していることから、地域独自の取組と相俟って、有識者委員による現地支援やフォローアップの取組により、一定の効果が出ているものと考えられる。</p> <p>(課題等) 「環境未来都市」は未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで成功事例を創出し、これを国内外に普及展開することにより、新たな経済的需要や雇用を創出することを目的としていることから、今後どのように各都市の特色ある取組を成功事例として、普及展開していくかが課題である。</p>
評価結果	

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>  各環境未来都市から提出された評価調査シートを基に有識者による取組状況の評価、検証を行い、各環境未来都市の今後の取組や計画推進に関するアドバイスをいただく。これを基に計画や取組の見直しを行って、今後の環境未来都市計画の推進を図る。また、各都市の事業の進捗を図るべく、進捗の遅れている都市については重点的に指導を行う。  各都市取組の成功事例については、環境未来都市構想推進国際フォーラム、環境未来都市HPのリニューアル等を通じて普及展開を推進していく。</p> <p><b>【測定指標】</b>  測定指標①、②とも、策定している環境未来都市計画(平成24年度から5年間)について、最終計画年度の各都市、各取組の目標値に対する達成度の平均が90%に達することで、制度の最終目標に向け順調に環境未来都市が形成されていることとなる。②については、11の環境未来都市のうち、東日本大震災の被災地域である6都市であるが、被災地域では復興計画等と並行して復興に向けて実態に合うよう、柔軟に修正しながら進めているため、被災地域以外とは分けて評価することで、目標を達成していく。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>今後、学識経験者から意見聴取を行う予定。</p>
------------------------	-----------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>各環境未来都市より提出される評価調査シートを基に、評価、検証を行う。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>地域活性化推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 塩田 康一</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------	---------------	----------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-26(政策6-施策⑨))

施策名	都市再生安全確保計画の策定の促進〔政策6. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成することを促進する。					
達成すべき目標	都市再生安全確保計画の作成を通じ、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	150	100	91
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	-	150	100	
執行額(百万円)	-	63	37			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策推進本部・平成23年7月29日) 都市再生基本方針改正(都市再生本部・平成24年8月14日)					

測定指標	①都市再生緊急整備地域内において、都市再生安全確保計画を作成する又は作成しようとするエリア数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	△
		10	-	-	-	10	6	作成10	
年度ごとの目標値		-	-	-	10	8			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 都市再生の推進を図る上で、定量的なものである測定指標①を重要な達成目標と考えている。 測定指標①のうち、年度ごとの活動目標値として25年度に設定した「計画を作成しようとするエリア数」については、活動実績の割合6/8をもって、相当程度進展ありと判断している。
	施策の分析	(未達成となった原因等) 年度ごとの活動実績は、内閣府の支援メニュー(本施策に基づく補助事業)の対象となったエリア数のみをカウントしており、計画を作成しようとするエリアの地方公共団体等が、他の支援メニューを受けて計画の作成に取り組んだケース等3エリアを勘案すれば、実質的に活動目標値8エリアを達成したと考えている。  (課題等) 主たる達成手段としている支援メニュー(本施策に基づく補助事業)に対しては、計画の策定に向けて広範な調査や合意形成に取り組む場合、補助対象(基礎データの収集・分析等に限定)や補助率(1/2)が不十分との課題が、計画を作成しようとするエリアの地方公共団体や有識者等から指摘されている。  (有効性、効率性) 必ずしも当該の支援メニュー(補助事業)を受けての取り組みばかりではないものの、補助要望調査や計画に関する相談対応等により、計画の策定に向けた取り組みの全体数と個別エリアの進捗状況を把握し、実質的には広く促進の手段を講じているところであり、25年度末の段階ですでに7エリアの作成を終えている。 したがって、本施策の効果として、支援メニュー(補助事業)の対象となったエリア数の実績値を相当程度確保しつつ、26年度の目標値「計画を作成する(作成を終える)エリア数累積計10」の達成が見込まれることから、施策全体としては有効に実施されているものと判断している。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          有識者WGの開催や「計画作成の手引き」改定及び事例周知のための説明会の開催等により、計画を作成できるエリア(都市再生緊急整備地域)の地方公共団体や民間事業者等に対し、国として一層の相互連携を働き掛け、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保が図られるよう、計画作成を促していく。          この促進施策により、「計画を作成する(作成を終える)エリア数」又は「計画を作成しようとするエリア数」の新たな掘り起しと、補助事業の活用や個々のエリアで計画の作成を終えるまでの期間短縮を実務的に支援していく等により、「作成エリア数」の実績計上につなげていく。</p> <p><b>【測定指標】</b>          測定指標の明確化のため、「計画を作成する(作成を終える)エリア数」又は「計画を作成しようとするエリア数」と区別して、新たな指標として「作成エリア数」を設定し、それぞれ目標管理する。          従来からの指標①については、計画策定に向けた調査段階において、施策の課題等に対応しつつ、各エリアの取り組み状況を、補助事業執行を中心に、的確なフォローアップを行っていく。          また、「作成エリア数」については、制度創設からの経過に伴う施策成果として、計画策定に至ったエリアの累積数の把握を行うこととし、現に計画の作成に取り組んでいる地方公共団体等に対する上記の促進施策により、計画面とりまとめや、計画策定主体となる官民の合意形成を引き続き支援し、目標を達成していく。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>制度を活用できる箇所が限られてくる理由として、計画策定のために法定協議会の設置を前提とし、補助事業者(基礎自治体や民間団体)が調査費予算の1/2を自己資金で準備しなければならないことが挙げられるが、国の支援としてはよい取り組みである(放送大学(順天堂大学客員)田城教授)→指摘を受け、補助事業者のニーズの把握に努めているところ</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p><b>【測定指標】</b>          測定指標①のうち、計画を作成するエリア(実績)については、地域活性化統合事務局・地域活性化推進室ホームページにおいて確認できる。          (<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/yuushikisyu/anzenkakuho/sakuseitiiki.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/yuushikisyu/anzenkakuho/sakuseitiiki.pdf</a>)</p> <p>なお、「計画を作成しようとするエリア数」には、計画の作成に取り組んでいるが、作成を終えていない段階のエリアの数を含む。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地域活性化推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 鹿野 正人</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------	---------------	----------------------	-----------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-27(政策7-施策①))

施策名	地方分権改革に関する施策の推進〔政策7. 地方分権改革の推進〕					
施策の概要	地方分権改革に関する施策を推進する					
達成すべき目標	地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施を推進する					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(関係部分)「自主性と自立性を高めることで、個性豊かな地方が生まれます。一次内閣で始めた第二次地方分権改革の集大成として、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。」					

測定指標	法案等の内容の地方自治体への説明	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
	-	-	-	-	-	法案等の内容・分量等に応じて適時実施	法案等の内容・分量等に応じて適時実施		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	法案等の内容・分量等に応じて適時実施	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 国会提出法案である第3次一括法案を始め、地方分権改革の各課題について、47都道府県及び20政令指定都市の地方分権担当者を対象とした「地方分権改革に関する説明会」(平成25年7月1日 三田共用会議所)、同じく地方分権担当課長・担当者を対象とした「都道府県・指定都市地方分権改革担当課長会議」(平成26年1月28日 中央合同庁舎4号館)などを通じ、関係地方自治体へ必要な情報提供・説明を行い、その中で、管内市町村への周知を依頼し、また、正確な情報伝達のため十分な質疑時間を設けるよう努めた。 さらに、地方分権改革有識者会議地方懇談会(平成26年2月14日 さいたまスーパーアリーナTOIRO、同月20日 アクロス福岡で開催。以下「地方懇談会」という。)を開催し、一方的な説明だけでなく地方自治体と意見交換する場も設けたほか、ホームページやSNS(Twitter、Facebook)を活用するなど、地方自治体に対して適時に情報発信を行うことができた。 したがって、施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性、課題等) 地方分権改革の推進を担う地方自治体に対して、適時・適切な情報提供等を通じてその事務の円滑な遂行を支援した。 また、「各地における取組やアイデアを双方向で日常的に情報交換し、地方で活躍する職員等をネットワーク化することは、地方分権改革の推進力になる。」(「個性を活かし自立した地方をつくる ～地方分権改革の総括と展望(中間取りまとめ)～」平成25年12月10日地方分権改革有識者会議決定。以下「中間取りまとめ」という。)との考えから、地方懇談会を開催したほか、SNSによる情報発信を開始した。 地方懇談会は、参加者のアンケートにおいて「意見交換・情報交換の場として有意義だった」という回答も寄せられ(自由記述形式 78人中23人)、地方分権改革の推進に有効であったと考えられる。また、平成25年度途中(9月30日)から開始したSNSは、一般国民に加え、地方自治体についても情報の受け手となり、さらには双方向で情報を共有する手段として用いることができるもので、このような新たな手段を用いながら、低コストかつ効率的に目標達成することができたと考えられる。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 地方分権改革をより一層前進させるために、引き続き関係地方自治体に対し、適宜・適切に情報発信等を行う。</p> <p><b>【測定指標】</b> 中間取りまとめにおいても、「国民が改革の成果を実感でき、また、地方が取組を進めるためのノウハウを把握できるような情報発信が求められている。」とされており、法案等の説明にとどまらず、各地における優良事例やアイデアを情報交換できるような取組を行うことで、さらなる地方分権改革に関する施策の推進に取り組んでいく必要があることから、近年情報発信の主要なツールとなっているHPのアクセス件数や、Twitterのフォロワー数、Facebookページの「いいね！」の数を次期目標の測定指標とする。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「個性を活かし自立した地方をつくる ～地方分権改革の総括と展望(中間取りまとめ)～」(平成25年12月10日地方分権改革有識者会議決定)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>地方分権改革推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 谷 史郎</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	------------------	---------------	---------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-28(政策8-施策①))

施策名	原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等〔政策8. 科学技術政策の推進〕					
施策の概要	<p>原子力委員会は、原子力政策の民主的な運営等のため、原子力基本法に基づき設置されており、原子力政策に係る基本的方針等を企画、審議している。主要業務は以下のとおり。</p> <p>①有識者から成る会議による原子力政策の基本的方針等の企画・審議                  ②原子力の研究、開発及び利用に関する施策の実施状況の確認・評価                  ③国際機関での議論への参画や国際会議の開催による各国との政策協議の実施                  ④原子力委員会の活動等に係る国内外への情報発信及び広聴活動の実施</p>					
達成すべき目標	平成25年度に実施した原子力の研究、開発及び利用に関する提言等のフォローアップを着実に実施					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	94	87	84	83
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	47	-	-	
		合計(a+b+c)	141	87	84	
執行額(百万円)	129	70	68			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
原子力研究開発利用に関する提言等のフォローアップ	-	-	-	-	-	関係省庁等の原子力研究開発利用に関する取組状況についてヒアリング等を実施(平成25年度は原子力委員会を47回開催)	-	○
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	関係省庁等の原子力研究開発利用に関する取組状況についてヒアリング等を実施	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠) 委員会でのヒアリング実施の調整等を行い、福島第一原子力発電所周辺における取組(原子力災害からの復興に向けた除染に関する研究開発:文部科学省)など、関連する施策が着実に実施されていることに関するフォローアップを行ったため、「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)                  原子力委員会は、我が国の原子力の研究開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図るため内閣府に設置されている。原則週1回開催の委員会において、公開で会議を開催し、原子力の研究開発利用に関し幅広くヒアリング等を継続して実施(平成25年度は、47回実施)し、関係省庁等の原子力の研究開発利用に関し委員が意見を述べる等の着実な委員会の運営を行うことができるよう事務局として調整を行った。</p> <p>(課題等)                  原子力委員会は、時代に応じてその役割が見直されてきたが、東京電力福島第一原子力発電所事故等による原子力をめぐる環境変化等を踏まえ、その役割について抜本的な見直しが必要とされた。平成26年度は有識者会議により示された原子力委員会の見直しの方向性(原子力利用に関する政策の重点事項に重点化すること、形骸化している業務を廃止すること等)を踏まえ、原子力委員会の在り方を見直す必要がある。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>  原子力委員会の見直しの方向性を踏まえ、引き続き原子力の研究、開発及び利用に関する政策等について企画、審議し、決定するために、原子力委員会の定期的な開催に寄与し、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を着実に実施する。また、原子力委員会は公開で会議を開催し、関係省庁から原子力の研究開発利用に関する取組についてヒアリング等を実施しており、事務局は会議後には資料等をホームページにおいて公開する。</p> <p><b>【測定指標】</b>  平成25年度の測定指標「原子力研究開発利用に関する提言等のフォローアップ」は、具体的には原子力委員会において原子力に関する取り組み等をヒアリングし、資料等の公開を行っている。原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信を着実に評価するため、事務局における原子力委員会の活動情報の公開状況についてを目標とする。また、平成26年度は原子力委員会の在り方見直しの方向性を踏まえた見直しが行われることから、次期測定指標とする。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>-</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(科学技術・イノベーション)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(原子力担当) 板倉 周一郎</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	----------------------------	---------------	------------------------------	-----------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-29(政策9-施策①))

施策名	宇宙開発利用の推進〔政策9. 宇宙開発利用に関する施策の推進〕					
施策の概要	宇宙開発利用の推進を図る					
達成すべき目標	宇宙利用の拡大					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	94	93
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	-	-	94	
執行額(百万円)	-	-	89			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説:七 イノベーションによって新たな可能性を作り出す「…海洋や宇宙、加速器技術への調整は、未来を切り拓きます」					

測定指標	衛星データ等の行政、産業、社会生活等各面での利用拡大を図るための戦略策定のための調査研究を行う。	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	△
		利用拡大戦略の策定のための調査研究	-	-	-	-	宇宙利用を促進するため、我が国におけるリモートセンシング衛星等のデータの新たな活用方法などを開拓・調査し、リモートセンシング衛星等の各方面で実利用拡大を図るための具体的な方策を策定した。	利用拡大戦略の策定のための調査研究	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	利用拡大戦略の策定のための調査研究	/	
	宇宙状況監視システムに関する調査研究を行う。	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		宇宙状況監視システムに関する調査研究	-	-	-	-	宇宙状況監視に関する国際動向、我が国の宇宙状況監視能力の現状、宇宙状況監視に係るニーズ、及び効率的な宇宙状況監視能力の具体案、諸外国との連携可能性等に係る調査を実施した。	宇宙状況監視システムに関する調査研究	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	宇宙状況監視システムに関する調査研究	/	
	衛星データ利用促進プラットフォームを整備・運用する。	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○
		衛星データ利用促進プラットフォームの整備・運用(データ処理機能等のシステムの整備、機能拡充)	-	-	-	-	衛星データの公的利用や商業利用等の実利用や衛星データを使った新産業の創出等を促進するため、利用者の衛星データへのアクセスを容易にし、様々な衛星データがワンストップで統合できるようにするとともに、データの重ね合わせや変化抽出などの処理を可能とする衛星データ利用促進プラットフォームの段階的な整備が完了した。	衛星データ利用促進プラットフォームの民間移転	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	衛星データ利用促進プラットフォームの整備・運用(データ処理機能等のシステムの整備、機能拡充)	/	
我が国の宇宙輸送システムの在り方について速やかに総合的検討を行う。	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	25年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○	
	宇宙輸送戦略の検討	-	-	-	-	宇宙基本計画に基づき、長期的な観点で我が国の宇宙輸送システムに関する取組の方向性についての総合的検討を行うため、本調査により宇宙輸送システム長期ビジョンワーキンググループの会合を開催し、宇宙輸送システム長期ビジョン(案)を取りまとめた。	宇宙輸送戦略の検討		
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	宇宙輸送戦略の検討	/		

	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>1. 衛星データ等の行政、産業、社会生活等各面での利用拡大を図るための戦略策定のための調査研究を行う 衛星データ等の行政、産業、社会生活等各面での利用拡大を図るため、セミナー、宇宙開発利用大賞の授賞式において、セミナーについては全国11か所、宇宙開発利用大賞授賞式において、受賞事例集を作成・配布したため、理解は浸透したが、普及・浸透の点で今後改善すべきであると認識している。</p> <p>2. 宇宙状況監視システムに関する調査研究を行う 宇宙状況監視に関する国際動向、我が国の現状及びニーズ等が網羅的に調査されるとともに、具体的な成果が得られているため、我が国の宇宙状況監視の実現方策等の検討の資を得るといふ本調査研究の目標を達成していると判断した。 (※宇宙状況監視：いわゆる宇宙ゴミ(デブリ)の人工衛星への衝突等を回避するため、宇宙物体の観測や追跡を行うもの。SSAという)</p> <p>3. 衛星データ利用促進プラットフォームを整備・運用する 衛星データ利用促進プラットフォームの整備・運用に関して、平成24年度から3年かけて整備・運用することを目標としていたが、官側が整備・運用するものを見直し、平成25年度内において、データ処理機能等システムの整備、機能の充実を図った。これにより、官側で実施する衛星データ利用促進プラットフォームの整備・運用を完了することができたため、目標を達成したと判断した。</p> <p>4. 我が国の宇宙輸送システムの在り方について速やかに総合的検討を行う 宇宙基本計画において、我が国の宇宙輸送システムの在り方について速やかに総合的検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講じるとされており、本調査により取りまとめた宇宙輸送システム長期ビジョン(案)を基に、宇宙政策委員会において長期的な観点から当該総合的検討を行った。宇宙政策委員会の審議の結果、宇宙輸送システム長期ビジョンが了承されたため、目標を達成できたと判断した。</p> <p>上記各指標を総合判断した結果、「相当程度進展あり」と判断する。</p>
<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(判断根拠)</p> <p>(有効性、効率性) 我が国の宇宙状況監視の実現方策等を検討する上で必要な、SSAに関する国際動向、我が国の現状及びニーズ等が網羅的に調査されるとともに、具体的な成果が得られている。 宇宙基本計画に課題として示された宇宙輸送システムの在り方の総合的検討に関して宇宙輸送システム長期ビジョンというアウトプットを出すことができた。 宇宙輸送システム長期ビジョンの内容は、宇宙開発利用に関する戦略的予算配分方針への反映も宇宙政策委員会において検討されるとともに、関係府省等においても宇宙輸送システム長期ビジョンの実現に向けて検討されており、本調査の波及効果が広がりにつつある。</p> <p>(課題等) 全国各地に新たな宇宙基本計画を周知することがセミナーの開催目的であったため、特定の参加者・分野をターゲットとせず、全て同じプログラム構成にてセミナーを実施した。その結果、全国各地に新たな宇宙基本計画を周知できた一方で、セミナー開催地域によっては宇宙開発利用への関与が少ない、あるいは講演者・パネリストの活動内容が地域の関心事に合っていないことや、また、全国10カ所を巡回するために月1～2回、セミナーを開催する必要があったため、大学等の試験期間または長期休暇期間中にセミナーを開催せざるを得ず、十分な参加者を得られない地域があった。次年度は地域の関心事に合ったテーマを設定し、その分野での著名な有識者に講演・パネリストを依頼するなど、昨年度より多くの参加者をめざしセミナー開催の在り方について検討する。 宇宙開発利用大賞は、新たな表彰制度の創設が評価される一方、第1回目の実施であったことから表彰制度の普及・浸透は十分ではなかった。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          宇宙開発利用の推進に向けて、平成25年度よりもさらに踏み込んだ、より具体的な調査分析を行う。具体的には、諸外国の宇宙政策の動向や防災対策に関するニーズ、国内での衛星データ利用拡大方策等の調査、分析を行う。          セミナーの参加者や表彰制度の普及・浸透を目指し、リモートセンシング衛星等の新たな利用分野開拓のため、研究会・セミナー等を通じ、施策の調査を実施する。</p> <p><b>【測定指標】</b>          ・「宇宙インフラを活用した防災システムの海外展開を支援するための戦略策定調査」:宇宙基本計画において「相手国のニーズに応えるインフラ海外展開の推進」を掲げており、その実施に向けて、新興国の国情やニーズ等を明らかにすることを目指して、調査を行う。          ・「宇宙政策動向及び宇宙政策の評価手法等に関する調査」:宇宙基本計画において、「宇宙開発利用に関する政策の企画立案に資するため、情報収集、調査分析機能を強化する」と記載されていることから、欧米等の宇宙利用先進国における宇宙政策の動向・評価手法等に関する調査・分析を行う。          ・「衛星データ利用促進プラットフォームを整備・運用する。」:平成25年度内において、官側が整備・運用するものを見直し、データ処理機能等システムの整備、機能の充実を図り、官側で実施する衛星データ利用促進プラットフォームの整備・運用が完了することができ、平成26年度において民間へシステムを売り渡すこととしたため、平成26年度に目標設定の必要性がないことから、次期目標を設定しないこととする。          ・「我が国の宇宙輸送システムの在り方について速やかに総合的検討を行う。」:H26年3月末で宇宙輸送システムに関する中長期ビジョンの策定が完了し、目標を達成したため、次期目標には設定しないこととする。          ・「宇宙利用方策開拓調査」:我が国におけるリモートセンシング衛星等の新たな利用分野開拓のための研究会、セミナーの実施、具体的な利用開拓に係るロードマップの策定を目指す。セミナー開催にあたっては、地域の特性に合ったテーマを設定し、その分野での著名な有識者に講演・パネリストを依頼することや、大学等の試験期間または長期休暇に配慮してセミナーを開催するなど、昨年度より多くの参加者をめざしセミナー開催の在り方について見直す。また、宇宙開発利用大賞にあたっては、第2回実施に向けて、宇宙開発利用事例の情報収集及び宇宙開発利用大賞を紹介するリーフレット、ポスターの製作を行い、当該大賞の宣伝、普及活動について見直す。          なお、H25年度の測定指標「衛星データ等の行政、産業、社会生活等各面での利用拡大を図るための戦略策定のための調査研究を行う。」を引き継いだものという位置づけ。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>本調査により開催した宇宙輸送システム長期ビジョンワーキンググループでは、学識経験者にも参加いただいて長期的な観点からの我が国の宇宙輸送システムの在り方について検討を行った。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>-</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>宇宙戦略室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官          頓宮 裕貴</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	--------------	---------------	-------------------------------	-----------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-30(政策9-施策②))

施策名	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進〔政策9. 宇宙開発利用に関する施策の推進〕					
施策の概要	「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」(平成23年9月30日閣議決定)や宇宙基本計画(平成25年1月25日宇宙開発戦略本部決定)等において、実用準天頂衛星システムの整備に可及的速やかに取り組むとされたことを踏まえ、測位衛星の補完機能(測位可能時間の拡大)や、測位の精度や信頼性を向上させる補強機能等を有する実用準天頂衛星システムを整備・運用することにより、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に資する。					
達成すべき目標	2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備する。将来的には、持続測位が可能となる7機体制を目指すこととする。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	10,597	10,552	12,499
		補正予算(b)	-	-	14,820	
		繰越し等(c)	-	△ 10,268	△ 14,820	
		合計(a+b+c)	-	329	10,552	
執行額(百万円)	-	174	10,493			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説:七 イノベーションによって新たな可能性を創り出す 「…海洋や宇宙、加速器技術への挑戦は、未来を切り拓きます。」					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度			25年度
実用準天頂衛星システム事業の着実な推進	-	-	-	-	-	事業着手	総合システム設計中	サービス開始	△
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	当該年度の事業計画を踏まえた推進		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	25年度の目標値は、「当該年度の事業計画を踏まえた推進」であった。25年度の目標設定時は事業開始直後であり、事業計画(工程)が定まっていなかったことから、このように設定したが、その後、事業計画(工程)が策定され、25年度の目標として「総合システム設計完了」が設定された。この事業計画に照らし合わせると、25年度内に総合システム設計の完了には至らなかったが、準天頂衛星システムで実現予定の6つのサービス(①測位補完サービス、②サブメータ級測位補強サービス、③センチメータ級測位補強サービス、④災害・危機管理通報サービス、⑤衛星安否確認サービス、⑥公共専用信号配信サービス)のうち、5つの設計が完了し、残りのサブメータ級補強サービスも概ね、設計完了の目処が立っており、26年度早期には6つのサービス全ての設計完了が達成されることが可能と考えている。したがって、施策は「相当程度進展あり」と判断した。

評価結果	施策の分析	<p>(課題等) 当該施策は主に「達成手段(1)地上システムの整備・運用」と「達成手段(2)衛星システムの開発」の2事業からなる。地上システムはPFIによる民間活力を利用した整備とし、衛星システムは国による委託事業での開発・整備としている。この2つの事業は、受託企業が異なり、両者の持つノウハウ等を活用し、効果的に連携して進めることにより、全体としてより良い総合システム設計が行われるという利点がある反面、両者の調整に時間を要する傾向があるという問題点も挙げられる。</p> <p>(有効性、効率性) 達成手段(1)、(2)とも連携しつつ総合システム設計を進めており、平成25年度に総合システム設計完了を見込んでいたところ、一部を除き完了している。本総合システム設計は、施策の目標である「4機体制の整備」を達成するための、最初の重要なプロセスであり、2つの事業を効果的に連携して進めることにより、より良い総合設計が行われており、当該2つの達成手段が、目標へ有効かつ効率的に寄与していると評価できる。</p> <p>(外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響) 達成手段(1)については、サブメータ級測位補強サービスの設計において、当初想定したサービス範囲内の南方の一部で、地球を取り巻く電離層の影響により精度を満たすことが難しい等の技術的課題が当初の想定よりも困難度が高く、その解決策の検討に多くの時間を費やしたことや、衛星の管制局、監視局等施設の用地選定の検討・交渉に時間を要していること等が、総合システム設計が25年度内に全て完了できなかったことの要因として考えられる。 しかし、技術的課題は、多くのシミュレーションの実施や代替手段の導入検討を行う等の対応を行い、また、用地選定の検討・交渉についても、要件を満たす代替用地の候補の検討・交渉が進み、使用の目処が概ね立ってきたことから、平成26年度以降はこれらの要因による設計の遅れの影響が少なくなることが見込まれる。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 閣議決定等で掲げられた目標である「2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備する。将来的には、持続測位が可能となる7機体制を目指すこととする。」を維持し、引き続き、平成30年度からのサービス開始に向けて開発・整備を推進していく。</p> <p>【測定指標】 25年度の事前分析表における各年度の目標は、事業開始直後であり、事業計画(工程)が定まっていなかったことから、「当該年度の事業計画を踏まえた推進」としていたが、事業開始から1年が経過し、事業計画(工程)が定められたことを踏まえ、平成26年度の事前評価書から、事業計画(工程)を踏まえた具体的な測定指標として反映していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	事業の進捗を把握し、効率性な観点からも業務内容を精査し、実績を確定することとしている。また、事業の執行に当たっては、外部有識者による事業推進委員会を設置し、所見も得つつ、事業を進めることとした。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	宇宙戦略室	作成責任者名	参事官 守山 宏道	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	-------	--------	--------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-31(政策10-施策①))

施策名	防災に関する普及・啓発〔政策10. 防災政策の推進〕					
施策の概要	防災フェア等の各種行事、防災教育の取組支援、防災情報に関するHPの運営、広報誌作成、防災に関する功績者への表彰、企業における事業継続の取組の促進、防災ボランティア活動の環境整備等を実施することにより、防災に対する国民・企業の関心や知識を深め、減災のための取組を促進する。					
達成すべき目標	災害から国民が自ら生命、財産及び生活を守ることができるよう、防災フェア・防災ポスターコンクールを始めとする各種普及・啓発活動を通じて、減災対策を着実に推進し、社会全体の防災力の向上を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	386	409	558	562
		補正予算(b)	-	255	239	
		繰越し等(c)	10	△ 224	-	
		合計(a+b+c)	396	440	796	
執行額(百万円)	359	383	540			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	① 企業における事業継続の取組に関する実態調査(大企業:BCP策定済率)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	△
		46%	28%	-	46%	-	54%	ほぼ全て	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	55%		
	② 企業における事業継続の取組に関する実態調査(中堅企業:BCP策定済率)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	○
		21%	13%	-	21%	-	25%	50%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	25%		
	③ 防災フェアにおけるアンケート回収割合	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		30%以上	-	-	20%	20.4%	22.6%	30%	
	年度ごとの目標値		-	-	30%以上	30%以上	30%以上		
	④ 防災フェア等におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		76%	68%	78%	85%	75.5%	81.3%	70%以上	
	年度ごとの目標値		60%以上	60%以上	70%以上	70%以上	70%以上		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) BCPの25年度の策定済率(指標の①及び②)は、大企業54%、中堅企業は25%と前回調査から着実に増加しており、また、防災フェアにおけるアンケート回収率は、目標を下回ったものの、防災フェアにおけるアンケートで「有益だった」と評価する割合は目標を上回った(指標の③及び④)ことから、相当程度進展があったと判断した。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災フェアにおけるアンケートで「有益だった」と評価する割合は目標を上回り、フェア参加者は、引き続きフェアを行っていく必要性があるとの認識を持っていることが確認された。</li> </ul> <p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年以降、防災フェアの参加者数が低迷(2万人未満)しているところ。</li> <li>・平成25年度においては低迷する参加者数を増加するため、集客が多く見込める六本木ヒルズにて開催し、前年より1万人程度多い1万6千人ほどの参加が得られ一定の効果は見られた。</li> <li>・一方で、地方自治体や民間企業等においても、防災関係のイベントが各種開催されていることもあり、そのようなイベントへの参加が期待できない層も含め、防災に対する国民・企業の関心や知識をより一層深めていくためには、防災行動定着のため地域において、防災関連の知識を普及する立場にある方(防災リーダー)のモチベーション(動機)向上のための取組を実施し、防災リーダーから地域住民に対し、防災への関心や知識の普及が行われる体制の構築が必要となると考えられる。</li> <li>・なお、アンケートの回収率が目標を下回った原因は、25年度のアンケートについては、フェアを3会場で実施したうち1会場のみで実施し、さらに提出先を一カ所としたことで、アンケートの実施会場から他の会場に移った参加者等からの提出を得られなかったこと等によるものと考えられる。</li> <li>・また、社会全体の防災力の向上のためには、行政における防災力の向上も必要であり、「国・地方の人材育成・連携強化に資する防災訓練の充実強化等により、国・地方を通じた防災体制の充実を図るべき。」といった中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告を踏まえた施策の実施が必要である。</li> </ul>
------	-------	---

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限りある国の予算の中で、防災に対する国民・企業の関心や知識をより一層深めていくため、防災フェアの取組を平成25年度をもって終了し、平成26年度からは、防災行動定着のためのモチベーション(動機)向上のための取組を実施する。具体的には、防災リーダーが地域住民等に対して防災に関する普及啓発を行うためのツール等を一元的に集約したポータルサイトの構築や、全国の防災リーダーを集め表彰を行う全国大会等の取組を実施する予定である。</li> <li>・国・地方公共団体の職員等に対して、「有明の丘基幹的広域防災拠点における研修」や、地方で行う「地域別総合防災研修」等を行うことで、危機事態に迅速・的確に対処できる人材や国と地方のネットワークを形成する人材の育成を図る。</li> <li>・研修の達成度の向上を図るため、「有明の丘基幹的広域防災拠点における研修」や、地方で行う「地域別総合防災研修」では、受講者からのアンケートを活用するなどして、研修内容を随時見直していく。</li> </ul> <p><b>【測定指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災フェアは、平成25年度限りで廃止したため平成26年度からの測定指標から落とした。</li> <li>・防災行動定着のためのモチベーション(動機)向上のための取組については、平成26年度の新規事業が中心であり、適当な測定指標については検討中である。</li> <li>・BCPの策定済率については、平成25年12月に決定された国土強靱化政策大綱において、行政機関・企業の業務継続について取組を進めるべきとされたため、防災行政の総合的推進(政策10-施策④)における評価指標に変更する。</li> <li>・国、地方のネットワークを形成する人材の育成を行うという観点から、平成26年度においては、新たに「研修に参加した地方公共団体の数」を測定指標に設定する。</li> <li>・平成26年度においては、研修の達成度の向上を図るという観点から、その施策目的に見合う新たな測定指標を設定する。</li> </ul>
------	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>中央防災会議「防災対策推進検討会議 最終報告」において、「防災週間及び防災とボランティア週間など防災に関連する記念日・週間等の機会を最大限に活用して、国民が平常時においても防災を意識し、身近なところから防災に参画する意義が認識されるようにする必要がある。また、3月11日を、東日本大震災に思いを致し、そこから得た教訓を後世に伝承し、訓練、啓発行事等を実施するための日と定めることを検討する必要がある。」、「地域の防災力の向上を図るためには、子どもだけでなく、地域の住民や、働く人々のための防災教育・学習も必要であり、市民セミナー、ワークショップ、婦人防火クラブや少年消防クラブ等防災関係組織の活動などを活用して、防災教育の充実を図るべきである。」とされている。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	防災フェア2013報告書
---------------------------	--------------

担当部局名	政策統括官 (防災担当)	作成責任者名	参事官 (普及啓発・連携担当) 齊藤 馨	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	-----------------	--------	----------------------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-32(政策10-施策②))

施策名	国際防災協力の推進〔政策10. 防災政策の推進〕					
施策の概要	2005年1月の国連防災世界会議にて採択された、「兵庫行動枠組」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連など国際機関を通じた防災協力、アジア防災センターを通じたアジア地域における多国間防災協力及び日中韓などの地域内防災協力によって国際防災協力を推進する。さらに、東日本大震災を受けて得られた知見・教訓を国際社会と共有し、「開かれた復興」を実現する。					
達成すべき目標	国際防災協力を推進し、国際社会における災害による人的・物的被害の軽減を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	158	236	177	689
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	158	236	177	
執行額(百万円)	156	160	149			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	① アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者数	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		255名	184名	231名	113名	191名	109名	100名	
		年度ごとの目標値		100名	100名	100名	100名	100名	
	② アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者の研修への満足度	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		69%	-	-	-	69%	84%	70%	
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	70%	
	③ アジア防災センターホームページアクセス数	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		57,906回	-	-	58,805回	57,353回	60,486回	64,000回	
		年度ごとの目標値		-	-	61,000回	61,000回	64,000回	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 測定指標について、アジア防災センターホームページアクセス数においては、平成25年度の目標値を下回ったが、短期研修参加者数及び短期研修参加者の研修への満足度においては平成25年度の目標値を上回ったため、進展があったと判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) ・25年度においては、タイ、フィリピン、ミャンマー等からの研修希望者が多く、計109名の研修生を受け入れ、研修プログラム、配布テキスト等に災害対策基本法の改正等、我が国の災害対策に係る最新の情報を盛り込む等、研修内容の充実をはかり、研修に対して84%の満足度が得られたところである。 ・アジア防災センターを通じて、アジア地域において我が国の知識・技術を活用した協力を推進しており、この結果、アジア各国において、災害に対する基本的な法制度・組織体制の整備、総合的な防災計画の策定等の防災に関する取組が進んだ国も現れつつある。  (課題等) ・アジア地域全体としては、国レベルの防災指針・計画を策定していない国があったり、災害応急対応が中心で災害予防や復興対策が十分でない国がある等、十分な状況にあるとは言えず、今後とも、我が国の防災システムの概要の周知等を通じて、国連、アジア防災センター、政府間協力等を通じた国際防災協力の推進を図る必要があると考えられる。 ・アジア防災センターホームページアクセス数については、アジア防災センター名義で開設したfacebookとの連携等により、前年度よりも大幅にアクセス数を伸ばすことができたものの、アジア防災センターが窓口となっている「センチネル・アジア」のページがセキュリティ強化のため改修・試験等を行っている間、センチネル・アジアメンバーのみがアクセスできる状況にあったため、当初の想定よりもアクセス数が伸びず25年度の目標値を下回った。今後ともアクセス数増加につながる努力を続ける必要がある。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          ・国際防災協力については、国連など国際機関を通じた多国間防災協力、アジア防災センターを通じた地域防災協力、中国、韓国等との二か国間防災協力を3つの柱として推進しているところ。          ・我が国は、東日本大震災をはじめとする幾多の自然災害から得られた教訓や知見、我が国の防災技術や防災体制の仕組み等を世界と共有し、国際社会において防災の主流化を図るため、アジア各国の防災実務担当者に対する短期研修やアジア防災センターのホームページの情報をより活用してもらうよう推進していく。          ・さらに、アジア地域等における兵庫行動枠組(HFA)の後継枠組の策定を行う第3回国連防災世界会議を平成27年3月に仙台市で開催し、その機会に、被災地の復興の現状を世界に発信するとともに、防災に関する日本の経験と知見を国際社会と共有を図る。</p> <p><b>【測定指標】</b>          ・研修の達成度の向上やHP等の充実により、各国に対して我が国の知識・技術の発信等を行いアジアでの災害対策の向上をはかり、災害による被害軽減に資するため、「アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者の研修への達成度」等の測定指標を設定し、国際防災協力を推進していく。          ・第3回国連防災世界会議において、本体会議へのより多くの各国首脳、閣僚、国際機関代表等の出席により、同会議で策定されるポスト兵庫行動枠組への世界のコミットメントを得ることで、世界における災害対策の向上をはかり、災害による被害軽減に資するため、「第3回国連防災世界会議の本体会議への出席者数」等の測定指標を設定した。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成25年度アジア地域における多国間防災協力推進に関する調査(平成26年3月)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (防災担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (普及啓発・連携担当) 齊藤 馨</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-------------------------	---------------	-------------------------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-33(政策10-施策③))

施策名	災害復旧・復興に関する施策の推進〔政策10. 防災政策の推進〕					
施策の概要	災害発生後の被災者の居住安定及び生活再建並びに被災地域の再建・復興を迅速かつ円滑に進めるため、大規模震災の復興対策のあり方の検討、地方公共団体に対する復旧・復興施策の普及・啓発、住家被害認定業務のあり方の検討、被災者生活再建支援制度に関する調査等の実施により、国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上を図る。					
達成すべき目標	災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	49	43	65	60
		補正予算(b)	19	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	68	43	65	
執行額(百万円)	55	20	57			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	① 都道府県職員を対象とした被災者生活再建支援制度及び住家の被害認定業務に関する説明会の開催	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		開催	-	-	開催	開催	開催	開催	
		年度ごとの目標	-	-	100%	100%	100%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 都道府県職員を対象とした「被災者生活再建支援法及び住家の被害認定業務に係る説明会」を平成25年6月24日(月)に開催したため目標達成と判断した。
	施策の分析	「被災者生活再建支援法及び住家の被害認定業務に係る説明会」を平成25年6月24日(月)に開催し都道府県職員に対し、被災者生活再建支援法及び災害に係る住家の被害認定等についての理解促進を図った。  (有効性、効率性) ・地方公共団体等の対応力の向上に資するために、都道府県職員との災害復旧・復興施策に関する認識の共有、都道府県職員が被災者生活再建支援制度及び住家の被害認定業務に関する知識の習得を図った。 ・平成25年度においては、東日本大震災に際して講じられた被害認定の迅速化のための措置を反映させた「災害に係る住家の被害認定運用指針」を一部改訂するとともに、説明会を開催し、全都道府県の担当職員に対しその制度等について周知することができた。  (課題等) ・平成25年の災害対策基本法の改正により位置付けられた被災者台帳については、既に一部の地方公共団体で整備が進んでいるが、地方公共団体ごとにその掲載項目等にばらつきがあり、また情報を有する多くの部署の調整が課題となっている。加えて、大規模災害発生時に、他の地方公共団体から応援に来たときに、一定の仕組みがない場合、円滑な被災者台帳の活用が困難である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・全都道府県の担当職員を対象とした「被災者生活支援法及び住家の被害認定業務に係る説明会」は、災害復旧・復興施策等に関する最新の動向を踏まえ、引き続き開催し、地方公共団体等の対応力の確保及び向上を図る。 ・被災者台帳を活用した円滑な被災者の援護がなされるよう、過去に被災者台帳を整備したことがある地方公共団体に対する調査や未導入の地方公共団体の協力を得た導入実証支援を行い、その成果を事例集、ガイドライン及び留意事項チェックリストとして地方公共団体に提示するためのマニュアルを作成する。  【測定指標】 ・平成25年の災害対策基本法の改正を踏まえた災害復旧・復興に関する施策の推進にかかる地方公共団体の取組が徹底されるよう制度運用を行っていくため、平成26年度においては、「被災者支援に関するマニュアル等の作成」を新たに測定指標に設定し、過去に被災者台帳を整備したことがある地方公共団体に対する調査や未導入の地方公共団体の協力を得た導入実証支援やその成果を事例集、ガイドライン及び留意事項チェックリストとして地方公共団体に提示するためのマニュアル作成を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (防災担当)	作成責任者名	参事官 (被災者行政担当) 尾崎 俊雄	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	-----------------	--------	---------------------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-34(政策10-施策④))

施策名	防災行政の総合的推進(防災基本計画)〔政策10. 防災政策の推進〕					
施策の概要	防災基本計画は、災害対策基本法に基づく防災分野の最上位計画であって、我が国の災害対策の根幹をなすものであるところ、防災に関する学術的研究の成果、近年発生した災害の状況に関する検討、会議等における検討、法令の改正等を踏まえ、防災上の重要課題を把握し、防災基本計画に的確に反映させることなどによって、防災行政の総合的推進を図る。					
達成すべき目標	災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、防災行政を総合的に推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	<52>の内数	<10>の内数
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	<30>の内数	-	-
		合計(a+b+c)	-	<30>の内数	<52>の内数	-
執行額(百万円)	-	<4>の内数	<14>の内数	-		
※ 予算額・執行額については、(小事項)防災計画の推進経費の内数を記載している。						
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
① 防災上の重要課題の防災計画への反映状況	-	-	-	-	重要課題が的確に反映された計画の確保	防災に関する学術的研究の成果、発生した災害の状況に関する検討、会議等における検討、法令の改正等により防災上の重要課題を踏まえた防災計画への的確な反映	防災に関する学術的研究の成果、発生した災害の状況に関する検討、会議等における検討、法令の改正等により防災上の重要課題を踏まえた防災計画への的確な反映	○
年度ごとの目標値	/	-	-	-	重要課題が的確に反映された計画の確保	防災に関する学術的研究の成果、発生した災害の状況に関する検討、会議等における検討、法令の改正等により防災上の重要課題を踏まえた防災計画への的確な反映	/	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 平成26年1月に、災害対策基本法の改正、原子力規制委員会における検討結果等を踏まえ、大規模災害への対策強化、原子力災害対策の強化等を内容とする防災基本計画の修正を行い、当初の目標を達成したと判断した。
施策の分析	<p>(有効性、効率性)                      災害対策基本法の改正、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)の制定、原子力規制委員会における検討等を踏まえ、大規模災害及び原子力災害への対策の強化を踏まえた防災基本計画の修正を平成26年1月の中央防災会議で決定するなど、防災基本計画は、東日本大震災後3度にわたり修正を行い、近年の大規模災害の教訓やこれを踏まえて行われた法改正の内容等最新の動向を取り入れて内容の充実を図ってきており、我が国の防災行政の総合的推進に資している。</p> <p>(課題等)                      ・今後は、防災基本計画の内容面の充実に加え、防災基本計画全体について、地域防災計画や防災業務計画の基になる計画としての実効性の向上など、その在り方を検討していく必要がある。</p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政の総合的推進(防災基本計画)について、地方公共団体や指定公共機関が作成する地域防災計画や防災業務計画の基になる計画として、全体構成の見直しや主体の一層の明確化、閲覧性の向上などにより防災基本計画の使い勝手の改善を図るなど、計画の実効性を高める観点からの検討を行う。</li> <li>・社会全体の事業継続体制の強化という観点から、大企業及び中堅企業における事業継続の取り組みに関する実態調査を行う。行政機関の業務継続の取り組みについては、各府省庁の業務継続計画を評価する手法の構築等を行うとともに、地方公共団体における業務継続計画の策定支援を行う。これらの取り組みにより、行政機関における業務継続体制の確保や企業の事業継続体制の強化の取り組みを促進する。</li> <li>・「被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」という被災者生活再建支援法の目的を達するため、支出すべき国庫補助金の額が確定した段階において、被災者生活再建支援金補助金の適切な執行に努める。</li> <li>・「被災者の保護と社会の秩序の保全を図る」という災害救助法の目的を達するため、都道府県が同法に基づき実施した救助において発生した費用負担に対する、適正な国庫負担金の額が確定した段階において、災害救助費等負担金の適切な執行に努める。</li> <li>・災害時の民間船舶を活用した海からのアプローチによる医療機能の提供について、その意義・課題を明らかにするため、民間船舶を活用した医療機能の実証訓練を行う。</li> </ul> <p><b>【測定指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度の目標は防災基本計画の修正を行ったことで達成されたが、全体構成の見直しや主体の一層の明確化、閲覧性の向上などにより防災基本計画の使い勝手の改善を図るなど防災基本計画の在り方を引き続き検討し、防災行政の総合的推進を図る必要があることから、平成26年度の測定指標においては、新たに「防災計画の実効性の向上に資する検討の実施」を設定する。</li> <li>・大規模災害発生時の行政機関・企業の業務継続体制の確立を図るため、測定指標に「民間企業の業務継続計画策定済率」や「各府省庁の業務継続計画の改定及び評価の状況」等を、新たに設定する。</li> <li>・被災者生活再建支援法・災害救助法の目的を達するため、平成26年度の測定指標においては、新たに「被災者生活再建支援金補助金の適切な執行」、「災害救助費等負担金の適切な執行」を設定する。</li> <li>・民間船舶を活用した海からのアプローチによる医療機能提供の意義・課題について、平成26年度に実証訓練を行うことで検討し、検討結果を踏まえて災害時における医療機能の拡充と多様化を図る必要があるため、平成26年度の測定指標に「民間船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施」を新たに設定する。</li> </ul>
------	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者が参画した中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告(平成24年7月)を基に改正を行った災害対策基本法の内容を防災基本計画に反映させた。</li> <li>・防災基本計画の修正を、有識者も参画する中央防災会議で決定した。</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (防災担当)	作成責任者名	参事官(総括担当) 青柳 一郎 参事官(防災計画担当) 宮坂 祐介 参事官(普及・啓発連携担当) 齊藤 馨 参事官(被災者行政担当) 尾崎 俊雄 参事官(事業推進担当) 四日市 正俊	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	-----------------	--------	--	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-35(政策10-施策⑤))

施策名	地震対策等の推進〔政策10. 防災政策の推進〕					
施策の概要	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討を行う。本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針を示した地震対策大綱、各種ガイドライン等の策定を行い、災害発生時の被害の軽減や拡大防止を図る。					
達成すべき目標	近い将来発生する可能性のある大規模災害に備え、被害を最小限に食い止める。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	931	797	929	729
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	△ 23	143	87	-
		合計(a+b+c)	908	940	1,016	-
執行額(百万円)	689	867	595	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
① 大規模地震・津波対策の推進	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ	-	-	-	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ	南海トラフの巨大地震に関する被害想定公表	大規模地震防災・減災対策大綱の策定	南海トラフ巨大地震対策大綱等の策定及び首都直下地震対策大綱等の改正	○
年度ごとの目標		-	-	-	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ	南海トラフの巨大地震に関する被害想定公表	南海トラフ巨大地震対策大綱等の策定及び首都直下地震対策大綱等の改正		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 平成26年3月に、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等を含む大規模地震全般への防災・減災対策として「大規模地震防災・減災対策大綱」を新たに策定(同時に個別の地震対策大綱を廃止)しており、南海トラフ巨大地震対策大綱及び首都直下地震対策大綱の改定という平成25年度の設定目標を満足するため、目標達成と判断した。
	<p>(有効性、効率性) 今後発生するおそれのある大規模地震への防災・減災対策として、個別の具体的な施策や今後の課題として検討すべき施策を網羅的に取りまとめた「大規模地震防災・減災対策大綱」を基本に、個別の大規模地震ごとに、関係省庁・地方公共団体・民間事業者が地震・津波対策の取組を進めることによって、本施策の目標である大規模地震・津波に対する被害の最小化が図られるという点で有効である。</p> <p>(課題等) ・中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」と提言されたところである。 ・上記提言を受けて、平成25年度までに、主に南海トラフ地震及び首都直下地震を対象に、被害想定や対策の基本方針等について検討を行ったところである。 ・平成26年度以降は、様々な大規模地震に備えるという観点から、これ以外の大規模地震を対象として被害想定等の検討を行う必要がある。また、南海トラフ地震及び首都直下地震についても、引き続き、防災対策の詳細な検討を行う。 ・また、中央防災会議「防災対策推進検討会議」において「総合防災情報システムについて、本来必要とされる情報の収集・提供が行われるよう、早急に抜本的改善を図るべき」と最終報告されたところである。</p>
評価結果	

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          ・各府省等や地方公共団体、民間における具体的な防災対策に資するため、南海トラフ地震及び首都直下地震の次に検討すべき大規模地震として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び中部圏・近畿圏直下地震を対象に、想定される地震・津波の設定を行う。また、首都直下地震について、達成すべき減災目標、達成時期、対策の内容等を明示した防災戦略の策定を行う(南海トラフ地震の防災戦略は、平成25年度に既に策定済みである)。          ・さらに、国の防災情報の収集・伝達機能を強化し、政府の災害対策能力の向上を図るという観点から、総合防災情報システムを用いて、より被災地の現地に近い都道府県の情報が迅速に収集・共有されるよう、国と都道府県との情報連携の迅速化を進める。</p> <p><b>【測定指標】</b>          ・平成25年度の目標である「南海トラフ巨大地震対策大綱等の策定及び首都直下地震対策大綱等の改正」は、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等を含む大規模地震全般への防災・減災対策として「大規模地震防災・減災対策大綱」を策定したことにより達成された。平成26年度においては、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び中部圏・近畿圏直下地震の想定、首都直下地震防災戦略の策定」を目標に設定し、各府省等や地方公共団体、民間における具体的な防災対策に資するため、引き続き大規模地震・津波対策を推進する。          ・平成26年度においては、総合防災情報システムを用いた国と都道府県との情報の共有化が図られるよう新たな測定指標として「総合防災情報システムの整備(システムへの情報登録の自動化が図られた分野の数)」を設定する。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>大規模地震防災・減災対策大綱(概要)(平成26年3月): <a href="http://www.bousai.go.jp/jishin/pdf/daikibo_gaiyou.pdf">http://www.bousai.go.jp/jishin/pdf/daikibo_gaiyou.pdf</a>          大規模地震防災・減災対策大綱(本文)(平成26年3月): <a href="http://www.bousai.go.jp/jishin/pdf/daikibo.pdf">http://www.bousai.go.jp/jishin/pdf/daikibo.pdf</a></p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (防災担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (調査・企画担当) 名波 義昭</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-------------------------	---------------	------------------------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-36(政策11-施策①))

施策名	沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進〔政策11. 沖縄政策の推進〕					
施策の概要	沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策を推進する。					
達成すべき目標	沖縄の自主性の発揮に基づく、沖縄の実情に即した的確かつ効果的な施策の展開を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	157,456	161,311	175,881
		補正予算(b)	-	4,411	2,631	
		繰越し等(c)	-	△ 67,917	8,564	
		合計(a+b+c)	-	93,950	172,507	
執行額(百万円)	-	89,399	162,916			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄振興特別措置法(平成24年3月31日公布、平成24年4月1日施行)</li> <li>・沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</li> <li>・第180回国会野田内閣総理大臣施政方針演説</li> </ul>					

測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度
沖縄振興一括交付金の移し替え・交付	-	-	-	-	-	沖縄県からの事業計画に基づき各省へ適時移し替え、又は交付申請に応じて適時実施した	沖縄県からの事業計画に基づき各省へ適時移し替え、又は交付申請に応じて適時実施	○
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	沖縄県からの事業計画に基づき各省へ適時移し替え、又は交付申請に応じて適時実施	/	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	<p>(判断根拠)</p> <p>(沖縄振興特別推進交付金) 平成25年度沖縄振興特別推進交付金803億円については、沖縄県等との調整を踏まえ、沖縄県からの交付申請に対して、速やかに交付金の交付を行っているため、沖縄の実情に即した的確かつ効果的な施策を適切に展開できるよう、適時交付を実施しており、「達成」と判断した。</p> <p>(沖縄振興公共投資交付金) 平成25年度沖縄振興公共投資交付金836億円については、沖縄県から提出された沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるための交付金であり、各省へ移し替えて執行する制度であるところ、平成25年4月以降4回にわたる移し替えについては、沖縄県から沖縄振興交付金事業計画が提出された後、問題なく、速やかに各省へ移し替えることができたため、沖縄県からの事業計画に基づく各省へ適時移し替えるという目標を達成したと判断した。</p>
評価結果	<p>(有効性、効率性)</p> <p>○沖縄振興特別推進交付金 沖縄振興一括交付金制度は、沖縄の実情に即した的確かつ効果的な施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を沖縄県が自主的な選択に基づいて実施するものであり、国は沖縄振興特別推進交付金については、沖縄県からの交付申請に応じて適時交付金を交付することを目標としている。平成25年度においては、沖縄県が自主的に選択した事業を実情に即した的確かつ効果的に実施できるよう、国は迅速かつ適切に交付を行うことができた。その結果、沖縄振興特別推進交付金が、観光や産業の振興に加え、これまで必ずしも行政のサポートが行き届いていなかった離島振興や福祉など幅広い分野に活用されており、県内の経済面に好影響を与えている旨報道されるなど、沖縄振興に大きく寄与している。</p> <p>○沖縄振興公共投資交付金 沖縄振興公共投資交付金は沖縄県から提出された沖縄振興交付金事業計画に基づき各省へ適時移し替えを実施していくことを目標としているところであり、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する事業に要する経費について、沖縄振興交付金事業計画に基づき各省へ適時移し替えることにより、沖縄の実情に即したよりの確かつ効果的な施策の展開が可能となり、沖縄の自主性の発揮に基づく沖縄振興を推進することができる。</p> <p>(課題等) 今後は、沖縄が抱える特有の課題が沖縄振興策の推進に関する政策によりどれくらい克服されたのかを把握するため、総合的な観点から具体的、多角的に、評価を行うことが必要である。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>  ○沖縄振興特別推進交付金  引き続き、沖縄の自主性の発揮に基づく、沖縄の実情に即した的確かつ効果的な施策を適切に展開できるよう、適時交付を実施する。また、適切な交付金の運用を確保すべく、引き続き県・市町村と意見交換を実施し、県・市町村の相談に対して丁寧に助言を行っていく。</p> <p>○沖縄振興公共投資交付金  施策の達成すべき目標については、引き続き、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する事業に要する経費について、沖縄振興交付金事業計画に基づき各省へ適時移し替えることにより、沖縄の実情に即したよりの確かつ効果的な施策の展開が可能となり、沖縄の自主性の発揮に基づく沖縄振興を推進することとする。</p> <p><b>【測定指標】</b>  沖縄振興特別措置法(平成24年3月法律第14号)に基づき策定された沖縄振興基本方針(平成24年5月内閣総理大臣決定)に基づき、沖縄振興策を推進しているところであるが、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、現行の沖縄振興特別措置法の期限である平成33年度末に総合評価を行うことが適切であると判断し、今後、政策評価の方法を総合評価方式へと移行する。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第23回沖縄振興審議会(平成25年11月19日開催)において、主に沖縄県より沖縄振興一括交付金の事後評価に関する報告が行われた際、議論の中で、「・・・これまで光が当たらなかった分野や、やりたくてもお金がなくてできなかったことに、一括交付金のおかげで手立てが打てるようになった」との発言があった。(開委員)</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「県内建設「十数年ぶりの好機」工事急増 足りぬ人手」『沖縄タイムス』朝刊 2013年7月17日9面</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (沖縄政策担当) 沖縄振興局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当) 岡本 誠司 沖縄振興局特定事業担当参事官 佐藤 裁也</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-------------------------------------	---------------	---	-----------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-37(政策11-施策②))

施策名	沖縄振興計画の推進に関する調査〔政策11. 沖縄政策の推進〕					
施策の概要	沖縄振興の向かうべき方向と基礎施策を明らかにするために作成される沖縄振興計画は、これまで国が決定してきたが、平成24年度以降においては、県が策定主体となり、国が計画の推進を支援する仕組みへ変更されていることから、計画を効果的に推進するための方策について調査を行う。					
達成すべき目標	本調査を適切に実施することにより、新たな沖縄振興策の課題・問題点を洗い出しながら、検証・見直しや、各施策がより有効なものとなるような方策を見出し、沖縄の更なる振興を図り、ひいては自立かつ持続的な発展を実現する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	6,700	190	251	258
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	231	-	-	
		合計(a+b+c)	6,931	190	251	
執行額(百万円)	5,837	130	158			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	沖縄振興特別措置法 沖縄振興基本方針(平成24年内閣総理大臣決定) 沖縄振興計画(平成24年沖縄県)					

沖縄振興計画の推進に関する調査の実施(検証・見直しを含む。)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
	調査の実施	-	-	-	-	調査の実施	-	
年度ごとの目標		-	-	-	-	調査の実施		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 本調査は沖縄振興の推進に関するものであることから、調査を適切に実施することが、沖縄の更なる発展に資することにつながるため、調査実施を指標として設定し、当初の予定どおり実施することができたという理由で、目標達成と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 本件調査結果は、平成26年3月の沖縄振興特別措置法を一部改正する法律(4月1日施行済み)案の国会審議における政府答弁に活用されたほか、同案の起草過程においても中間報告に基づき沖縄における各特区等の状況を踏まえて作成されたものであり、本件調査を実施していない場合は法改正も対応困難であったことから、有効であった。また、実施にあたり総合評価による調達をしたことにより、一定の品質を確保しつつ低廉な価格で効率よく実施できた。  (課題等) 第186回国会では、(参)沖縄・北方特委において、「国際物流拠点産業の集積地域うるま地域に一旦進出したものの撤退した企業の状況」に関する指摘があった。また、衆・参の同特委では、「沖縄振興に関する各種施策の実施に当たっては、(中略)、各種統計資料の収集・分析を行い、不断の検証・改善に努めること」旨の付帯決議がなされており、これに対応する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 引き続き、本調査を活用することで沖縄振興策を効果的に推進する。特に第186回国会で指摘を受けた調査や付帯決議がなされた点として、沖縄に一旦進出したものの撤退した企業の追跡調査や沖縄に立地する企業の動向などの調査・分析及び検証等の対応を行う必要があり、本調査を活用することで沖縄振興策を効果的に推進する。  【測定指標】 現行の沖縄振興特別措置法の期限が平成33年度末であり、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、計画の評価と同時期に総合評価方式での評価とし、本政策評価を通じて、新たな沖縄振興策に向けての検討及び今後の取組の改善に資することが目的である。

学識経験を有する者の知見の活用	今回の沖縄振興特別措置法の改正は、沖縄の産業発展にとって非常に大きな改正と考えている。特に金融業に限らないとしたところ、県知事が事業を認定できるとしたところが評価できる。(平成26年4月4日第24回沖縄振興審議会 富川 盛武(沖縄国際大学産業情報学部教授))
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第186回国会 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成26年3月26日参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会) 第186回国会 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成26年3月12日衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (沖縄政策担当)	作成責任者名	参事官(企画担当) 岡本 誠司 参事官(産業振興担当) 鈴木 洋一郎	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	-------------------	--------	---	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-38(政策11-施策③))

施策名	沖縄における社会資本等の整備〔政策11. 沖縄政策の推進〕					
施策の概要	産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設、医療施設の整備及び災害に強い県土づくりなど、社会資本整備を中心とした沖縄振興開発事業を実施。					
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	94,438	44,897	44,594	53,167
		補正予算(b)	-	14,182	1,330	
		繰越し等(c)	12,532	△ 680	2,094	
		合計(a+b+c)	106,970	58,399	48,018	
執行額(百万円)	103,234	55,797	52,170			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	基幹管路の耐震化率 (上水道)	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	33年度	-
		18.3%	16.6%	18.3%	19.9%	21.0%	集計中	46%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	汚水処理人口普及率	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	33年度	-
		80.8%	-	80.8%	82.0%	81.5%	集計中	90.3%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	33年度	-
		10.6㎡/人	-	10.6㎡/人	10.6㎡/人	10.7㎡/人	集計中	15.0㎡/人	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	公営住宅管理戸数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	33年度	-
		29,834戸	-	-	29,834戸	29,322戸	集計中	31,494戸	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	防護面積(高潮対策等)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	-
		58.9ha	39.4ha	49.7ha	58.9ha	68.7ha	72.6ha	76.9ha	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
防風・防潮林整備面積	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	33年度	-	
	533ha	-	-	533ha	538ha	集計中	593ha		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
農地にかんがい施設が整備された面積の割合	基準値	実績値					目標値	達成	
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	33年度	-	
	42.1%	-	42.1%	44.1%	45.6%	集計中	55.0%		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
造林面積	基準値	実績値					目標値	達成	
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	33年度	-	
	4,906ha	-	4,906ha	4,948ha	4,982ha	集計中	5,346ha		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

	漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	33年度	-
		61%	-	61%	62%	68%	集計中	75%	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	公立学校施設の耐震化率	基準値	実績値					目標値	達成
		14年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	-
		48.4%	71.0%	73.9%	76.8%	78.0%	80.5%	100%	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	一般廃棄物のリサイクル率	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	33年度	-
12.7%		13.7%	12.7%	15.4%	14.4%	集計中	22%		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
医療施設従事医師数	基準値	実績値					目標値	達成	
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	33年度	-	
	227.6人	-	227.6人	-	233.1人	-	227.6人		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	-
		(判断根拠)	-
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)          沖縄の社会資本等の整備については、各整備分野における指標は目標値に向けて概ね順調に伸びており、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に着実に寄与している。          なお、事業は実施省庁へ予算を移替えて行い、計画に従った整備がなされている。</p> <p>(課題等)          今後は、沖縄が抱える特有の課題が沖縄振興策の推進に関する政策によりどれくらい克服されたのかを把握するため、併せて総合的な観点から具体的、多角的に、評価を行うこととする。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】          沖縄における社会資本等の整備について、引き続き推進していく。</p> <p>【測定指標】          社会資本整備の目標値については、沖縄振興特別措置法に基づき平成33年度末までを期限とする沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)を踏まえて定めているものであり、引き続き、同様の目標とする。なお、沖縄振興計画が見直し・改定され、目標等に変更があった場合には、それに伴い変更することを想定している。</p>		

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	沖縄振興局	作成責任者名	総務課長 岡本 登	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	-------	--------	--------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-39(政策11-施策④))

施策名	沖縄の特殊事情に伴う特別対策〔政策11. 沖縄政策の推進〕				
施策の概要	沖縄の置かれた自然的・歴史的な特殊事情に鑑み、その諸課題を解決するために必要な対策を実施。				
達成すべき目標	沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	1,460	14,463	16,379	20,889
	補正予算(b)	-	5,342	-	
	繰越し等(c)	-	△ 7,548	2,859	
合計(a+b+c)	1,460	12,257	19,238		
執行額(百万円)	100	13,268	18,117		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	沖縄科学技術大学院大学には、世界中から卓越した教授陣と学生たちが集まっています。更なる拡充に取り組み、沖縄の地に、世界一のイノベーション拠点を創り上げてまいります。 (平成26年1月24日 第186回国会安倍内閣総理大臣施政方針演説)				

測定指標	市町村に対するアドバイザー派遣件数(跡地利用関係)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
		3件	2件	2件	2件	3件	3件	-	
	年度ごとの目標値		要望がある市町村すべてへの派遣	要望がある市町村すべてへの派遣	要望がある市町村すべてへの派遣	要望がある市町村すべてへの派遣	要望がある市町村すべてへの派遣		
	地域医療施設とリハビリ関係施設の整備	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		-	用地購入等	基本設計	実施設計、道路工事	敷地造成工事、施設工事、道路工事等	道路工事、備品購入等	完成	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	完成		
	沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合(低金利による資金供給)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		91.7%	-	87.7%	89.2%	91.7%	94%	70%以上	
	年度ごとの目標値		-	70%	70%	70%	70%		
	沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合(景気動向や一時的業況の変動に影響されない安定的な資金供給)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		79.2%	-	77.3%	79.1%	79.2%	86.6%	70%以上	
	年度ごとの目標		-	70%	70%	70%	70%		
	沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合(固定金利による長期資金の供給)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		77.1%	-	75.9%	77.3%	77.1%	83.4%	70%以上	
	年度ごとの目標		-	70%	70%	70%	70%		
沖縄振興開発金融公庫のベンチャー出資先の売上高・雇用の増加	基準値	実績値					目標値	達成	
	24年	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○	
	売上高90億円 従業員数1,056人	-	-	-	売上高90億円 従業員数1,056人	売上高91億円 従業員数1,080人	対前年度増		
年度ごとの目標		-	-	-	-	対前年度増			
沖縄科学技術大学院大学論文発表数	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	-	
	145件	-	-	145件	162件	176件	-		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
沖縄科学技術大学院大学国際ワークショップ、セミナー開催数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	-	
	109回	-	-	109回	201回	234回	-		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			
沖縄科学技術大学院大学の県内企業との連携事業数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	-	
	3件	-	-	3件	7件	8件	-		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 全ての測定指標において目標を達成しているため、目標達成と判断した。
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>・沖縄振興開発金融公庫については、沖縄公庫が実施した融資支援体制についてのアンケート調査において「非常に良い」、「やや良い」の回答が70%以上であり、ベンチャー出資先の売上高・雇用の増加についても24年度の売上高・従業員数を上回っていることから、達成手段は、政策目標の実現に有効的であったと考えられる。</p> <p>・沖縄科学技術大学院大学については、全ての測定指標(論文の発表件数、国際ワークショップ、セミナー開催数や県内企業との連携事業数)で前年の実績値を上回っており、沖縄の自立的発展及び豊かな生活環境の創造に着実に寄与している。</p> <p>・跡地利用関係については、要望を受けた市町村(那覇市、宜野湾市、浦添市、北中城村)に対し、専門家(アドバイザー、プロジェクト・マネージャー、コンサルタント)を派遣しアドバイス等を行うことで、跡地利用計画策定のための調査が実施される等、跡地利用の推進に有効なものとなっている。(宜野湾市は、キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)土地利用計画(案)を策定。)</p> <p>・地域住民のニーズに沿った健康診断、がん検診、生活習慣病のメディカルチェックや放射線治療のできる地域医療施設と、患者のリハビリ、義肢・装具の製作・適合や発達障害児の感覚統合訓練等のためのリハビリ関係施設等が整備され、政策目標に有効に寄与している。</p> <p>(課題等)          今後は、沖縄が抱える特有の課題が沖縄振興策の推進に関する政策によりどれくらい克服されたのかを把握するため、併せて総合的な観点から具体的、多角的に、評価を行うこととする。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】          沖縄の特殊事業に伴う特別対策について、引き続き推進していく。</p> <p>【測定指標】          ・沖縄振興開発金融公庫に係る次期(26年度)の測定指標については、引き続き「沖縄公庫が実施するアンケート調査における回答内容」及び「ベンチャー出資先の売上高・雇用の増加」とするが、「アンケート調査」における目標値(「非常に良い・やや良いと回答した割合:70%以上」)について、既に「70%以上」をクリアしていることから、「非常に良いと回答した割合:80%以上」に引き上げる。また、ベンチャー出資先の売上高・雇用の増加については、出資中の企業を対象として行うこととする。</p> <p>・跡地利用関係については、これまで、市町村に対するアドバイザー派遣件数を指標としていたが、アドバイザー派遣は、要望のあった市町村すべてへの派遣を目標としており、派遣件数よりも要望に対する派遣実績率が、指標としてより適切であると判断し、見直すこととする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	「沖縄科学技術大学院大学学園に関する有識者懇談会」
-----------------	---------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成25年度政策金融評価報告書(沖縄振興開発金融公庫作成) 参考URL <a href="http://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/25seisakukinyu.pdf">http://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/25seisakukinyu.pdf</a>
---------------------------	--

担当部局名	沖縄振興局 政策統括官 (沖縄政策担当)	作成責任者名	参事官(調査金融担当) 倉林 健二 総務課事業振興室長 橋本 敬史 参事官(政策調整担当) 池田 正	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	----------------------------	--------	---	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-40(政策11-施策⑤))

施策名	沖縄の戦後処理対策〔政策11. 沖縄政策の推進〕					
施策の概要	先の大戦において、国内最大の地上戦が行われた沖縄の歴史的背景等を踏まえ、不発弾等処理対策や所有者不明土地問題対策等の事業の推進を図る。					
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,658	2,480	2,615	2,693
	補正予算(b)	-	△ 4	2,615		
	繰越し等(c)	△ 58	50	△ 56		
	合計(a+b+c)	1,600	2,526	2,559		
執行額(百万円)	1,533	1,999	2,199			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第185回国会(参)沖縄及び北方問題に関する特別委員会における内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策担当)所信表明で『沖縄における不発弾対策につきましても、着実に取り組みを進めてまいります。』と発言。					

測定指標	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(不発弾等処理事業の実施件数)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	-
		2箇所	3箇所	2箇所	1箇所	0箇所	0箇所	4箇所	
		年度ごとの目標値	15箇所	5箇所	5箇所	5箇所	4箇所		
	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(広域探査発掘事業の実施地区数)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		5地区	5地区	3地区	2地区	2地区	2地区	2地区	
		年度ごとの目標値	5地区	2地区	2地区	2地区	2地区		
	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(市町村支援事業の実施件数)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		11箇所	27箇所	29箇所	35箇所	38箇所	32箇所	7箇所	
		年度ごとの目標値	5箇所	7箇所	9箇所	14箇所	7箇所		
	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(特定処理事業における事故発生件数)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		0件	-	-	0件	0件	0件	0件	
		年度ごとの目標値	-	-	0件	0件	0件		
	対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況(当該年の9月又は当該年度の末月までに誤りなく支給を完了した件数の割合)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		100%	-	-	100%	100%	100%	100%	
		年度ごとの目標値	-	-	100%	100%	100%		
対馬丸平和祈念事業の語り部の講演回数	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○	
	116回	-	-	116回	122回	102回	100回		
	年度ごとの目標値	-	-	100回	100回	100回			
対馬丸平和祈念事業の語り部に係るアンケート調査において有益とする者の割合	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○	
	99.3%	-	-	99.3%	99.5%	100.0%	90%		
	年度ごとの目標値	-	-	90%	90%	90%			
沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(ホームページ利用件数)	基準値	実績値					目標値	達成	
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○	
	79,970件	74,131件	71,085件	55,892件	68,563件	87,785件	80,000件		
	年度ごとの目標値	90,000件	90,000件	90,000件	80,000件	80,000件			

沖縄県関係資料閲覧室の利用状況(来室者数)	基準値	実績値					目標値	達成
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
	323人	209人	245人	237人	265人	373人	320人	
	年度ごとの目標値	320人	320人	320人	320人	320人		
位置境界明確化事業の実施状況(認証面積率)	基準値	実績値					目標値	達成
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
	99.6901%	99.6938%	99.6938%	99.6938%	99.6938%	99.7015%	前年度比増	
	年度ごとの目標値	認証面積率の上昇(対前年度比)		前年度比増				
所有者不明土地問題解決に向けた課題等を把握するためのサンプル調査実施状況(測量調査の実施筆数)	基準値	実績値					目標値	達成
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
	120筆	-	-	-	120筆	510筆	510筆	
	年度ごとの目標値	-	-	-	120筆	510筆		
所有者不明土地問題解決に向けた課題等を把握するためのサンプル調査実施状況(真の所有者探索調査の実施筆数)	基準値	実績値					目標	達成
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
	120筆	-	-	-	120筆	140筆	140筆	
	年度ごとの目標値	-	-	-	120筆	140筆		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) <p>全ての測定指標において目標を達成しているため、目標達成と判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄戦により所有者が不明な土地の所有者明確化及び位置境界の明確化が進むことにより県民の財産である土地の有効活用が図られ、不発弾等対策の太宗を占める磁気探査(広域探査発掘加速化事業、市町村支援事業、住宅等開発支援事業)及び特定処理事業を着実に実施することにより、県民の生命・財産を守るとともに安全・安心が確保されることで、経済活動が促進されることから、戦後処理対策を着実に進めることは沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与するものである。</li> <li>・所有者不明土地実態調査については、目標に掲げた測量等調査の510筆、真の所有者探索の140筆の全ての筆数について調査及び探索を実施し、課題等を整理した。</li> </ul>
評価結果	施策の分析
	<p>(有効性、効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等からの情報を基に箇所を特定して不発弾の探査を行う不発弾等処理事業については、有力な目撃情報が寄せられず、平成25年度においては事業の実施に至らなかった。</li> <li>・広域探査発掘加速化事業では年3回磁気探査の要望を受け畑等の磁気探査を実施し、また、市町村支援事業では市町村単独の公共事業に先立つ磁気探査を着実に実施したほか、特定処理事業では予算を増額し強固な防護壁の設置等により円滑に現地での不発弾処理を実施している。</li> <li>・沖縄戦関係資料閲覧室事業では、学校や図書館等の公共施設を対象とした広報を実施し、来室者やホームページ利用者の増進の目標を達成した。</li> <li>・位置境界明確化事業は既に99%が解決済みであり、登記簿上の面積や占有界に固執する等、関係地権者間の合意形成が困難な事案が残っているが、1ブロックの認証を行うとともに、地権者の異動があったブロックを中心に合意形成に向けて慎重に事業を進めている。</li> <li>・所有者不明土地に係る調査のうち、所有者不明土地問題の解決に向けた検討を進めるため、所有者不明土地の現況を把握し、課題を整理するため、測量等調査(510筆)及び真の所有者探索(140筆)を実施した。測量等調査では、所有者不明土地の現況確認、面積測量、写真撮影を行うなどして対象地の位置及び現況を把握するとともに、当該地に看板を設置して周知した。また、真の所有者探索では、隣接地主や地域の古老・地元精通者から所有者不明土地に関する情報収集を行い、16筆で真の所有者の可能性のある者に関する有力な情報を得た。</li> <li>・以上から、達成手段は、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する」という目標の達成に有効的であった。</li> </ul> <p>(課題等)</p> <p>今後は、沖縄が抱える特有の課題が沖縄振興策の推進に関する政策によりどれくらい克服されたのかを把握するため、併せて総合的な観点から具体的、多角的に、評価を行うこととする。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>  沖縄の戦後処理対策について、引き続き推進していく。</p> <p><b>【測定指標】</b>  ・事業実施に至らなかった不発弾等処理事業については、住民等の高齢化等により目撃情報が減少しており今後も事業実施に至らない可能性があるため、指標からの削除も視野に入れ、次期測定指標の検討を行う。  ・対馬丸平和祈念事業では、測定指標を「語り部の講演回数」と「語り部に係るアンケート調査において有益とする者の割合」としている。語り部は要望を受けて講演しており、現在、ほぼ講演可能数の上限に達していることから、過去5年間の平均をとり、目標（講演回数）を平均値以上とする。また、「語り部に係るアンケート調査において有益とする者の割合」は指標から削除する。  ・所有者不明土地問題の解決に向けた検討を進めるため、目標値である調査対象地を増加して現況把握、課題整理等を一層推進する。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>ホームページ利用件数：ウェブアクセスログ数を集計するツールにより測定。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>沖縄振興局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>調査金融担当参事官  倉林 健二  特定事業担当参事官  佐藤 裁也</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	--------------	---------------	---	-----------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-41(政策12-施策①))

施策名	子ども・若者育成支援の総合的推進〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	「子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づく大綱(「子ども・若者ビジョン」)の総合的な推進を図る。					
達成すべき目標	子どもや若者が生き生きと幸せに、社会の形成者として健やかに成長するよう支援するとともに、学校、家庭、地域等が連携・協力して子どもや若者の育成支援に取り組む社会の実現。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	「子ども・若者ビジョン」に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		施策の進捗状況の確認	-	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	
年度ごとの目標	-	施策の進捗状況の確認					-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱による施策を推進するとともに、施策の実施状況について点検・評価するため、内閣総理大臣を本部長とする「子ども・若者育成支援推進本部」の下で、有識者を構成員とする「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」を開催(平成25年度:6回開催)。同会議において大綱に基づく施策の実施状況の総点検を行うとともに、23、24年度に各府省に対して行った指摘に対するフォローアップを行い、関係省庁における効果的施策の立案状況を確認した。</li> <li>子ども・若者育成支援推進法第6条に基づき、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況について、年次国会報告(子ども・若者白書)として取りまとめた。</li> <li>上記により、「施策の進捗状況の確認」を行うとともに、同会議が23、24年度に行った指摘事項が関係省庁の施策に反映されたことから、「施策の進捗状況の検証」、「効果的施策の立案」という目標が達成されたと判断した。</li> </ul>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>関係府省の子ども・若者育成支援施策の課題や今後の方向性などについては、子ども・若者の現状や取組に関し識見を有する第三者が、客観的に、関係省庁の施策をチェックし、課題や方向性について審議を行う会議である「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」において、平成25年度より子ども・若者育成支援施策の総点検の議論を行ってきた。また、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者白書は、大綱に基づく施策が総覧できる形で毎年その実施状況を国会に報告するとともに広く国民に公表するものであり、平成26年版子ども・若者白書の取りまとめを通じて、子ども・若者育成支援施策の進捗状況を網羅的に確認した。具体的には、ひきこもりを抱える家族や本人に対する継続的な支援の強化、スクールカウンセラーの配置拡充などによる学校における相談体制の充実など、子ども・若者育成支援施策の充実が図られてきており、有効かつ効率的に寄与しているものと考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>子ども・若者育成支援法に基づく大綱による各般の子ども・若者育成支援施策について、一定の成果をあげていることが認められるものの、子ども・若者の年齢を縦断して継続的に寄り添い、社会的な自立に至るまでの一貫した支援を行うネットワークの構築、関係機関・団体間の有機的な連携を図る方策の検討など、上述の子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の報告書において指摘された事項を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の推進を図り、平成27年度の大綱見直しに向けた検討をする必要がある。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 引き続き、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱による施策について、子ども・若者育成支援推進本部の枠組みや子ども・若者白書の取りまとめなどを活用するとともに、関係機関・団体の連携、ネットワークの構築を促進するための取組を更に地域の実情に応じた形で行うことなどにより、より効果的に子ども・若者育成支援施策の総合的推進を行う。</p> <p><b>【測定指標】</b> 子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱の推進に関する前述の「達成すべき目標」は、同大綱に基づき、内閣府のみならず全府省庁の子ども・若者関連政策が総合的に推進されることにより達成されるものであると考える。また、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱は概ね5年を目途に見直しを行うこととされていることから、この大綱の「達成すべき目標」については、毎年度の事後評価を行うことは必ずしも適切ではなく、大綱の見直しのサイクルに則って評価されるべきであるとする。そのため、平成26年度内閣府本府政策評価実施計画(平成26年度4月21日内閣総理大臣決定)において総合評価方式を取ることとしたところ。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・子ども・若者育成支援推進点検・評価会議  <a href="http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/index.html">http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/index.html</a>          ・子ども・若者白書</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (青少年企画担当) 加藤 弘樹</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	------------------------------------	-----------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-42(政策12-施策②))

施策名	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)					
施策の概要	平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。					
達成すべき目標	青少年が適切なインターネット活用能力を身につけるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会が最小化され、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が整備される。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
	施策の進捗状況の確認	-	-	-	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認		
	年度ごとの目標	/	-	-	-	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	/	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	<p>平成25年度における施策の進捗状況について、平成26年4月に開催された「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」第14回会合において、関係省庁から施策の進捗状況が報告され、その進捗状況の結果を取りまとめ、基本計画に基づき施策を着実に推進。</p> <p>平成25年度「青少年のインターネットの利用環境実態調査」を平成24年11月に実施し、平成26年2月に実施された第16回検討会に速報版として報告。以上から、目標達成と判断した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>基本計画に基づく施策事業に係る取組については、フォローアップを実施し、青少年のインターネットの利用環境実態調査により継続的に携帯電話のフィルタリングの利用率や青少年インターネット利用環境整備法の認知等を継続的に把握して、有識者による検討会に報告し、他省庁、地方公共団体、民間団体等の取組を促進している。</p> <p>25年度においては、全国8か所で、国・地方公共団体・民間企業が連携して「青少年インターネット利用環境づくりフォーラム」の開催を行った他、関係省庁と連名で、保護者向け普及啓発リーフレットを作成し、印刷データ等提供する形で教育機関、団体等へ配布、全国67都道府県・指定都市青少年主管課長、青少年の非行防止月間の協力団体等に対しても普及啓発の依頼を行うなどの普及啓発に努めた結果、青少年インターネット環境整備法の認知度については、24年度：25.5%→25年度：29.9%に上昇し、保護者のフィルタリングの認知度についても、24年度：89.9%→25年度：90.4%と高まった。</p> <p>以上から、本施策は有効的であったと考える。</p> <p>(課題等)</p> <p>近年、スマートフォンを始めとする多様なインターネット接続端末等の新たな機器・サービスが青少年に急激に浸透しており、さらに技術発展に伴う新しいサービスが多様な業種の事業者により展開されつつある。特にこれまでの携帯電話とスマートフォンでは、フィルタリングの設定方法等が異なっており、青少年のインターネット利用環境整備については、事業者の多様化等を踏まえ、より青少年とその保護者の視点に立って、環境整備の在り方について検討する必要がある。</p> <p>有識者による青少年のインターネット環境の整備に関する検討会（平成20年9月12日内閣府特命大臣決定）において、基本計画等の見直しに向けた検討を進めた。平成25年度には、計5回開催。第17回（H25.4.23）、第18回（H25.8.22）、第19回（H25.10.7）、第20回（H25.12.18）、第21回（H25.2.19）</p> <p>同検討会では以下のような指摘がなされた。</p> <p>①青少年保護・バイデザインの視点に立って、多様な接続環境・多様なデバイスに関わらず、継ぎ目なく、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を図るべき、</p> <p>②地域・学校・家庭が連携して、保護者の子育てのライフサイクルを見据え、節度ある生活習慣・ルールの定着化を図る観点からは、青少年とその保護者に対し家庭教育支援・母子保健等と連携を視野に、情報モラル・リテラシーの向上を図るべき、</p> <p>③インターネット上の違法有害情報については、被害児童やその家族の視点に立って、被害の未然抑止のためのリテラシーと情報モラルの向上に努めるのは勿論、被害の拡大防止のために可能な方策の充実強化を図るべき等</p> <p>以上の点を踏まえ、関係省庁や地方公共団体等に対して、議論の結果や意見等に係る情報共有に努めるとともに、基本計画等の見直しに向けた議論・検討を進める必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>上記の検討会において指摘がなされた、多様な接続環境や接続機器の多様化を踏まえた利用環境の整備、家庭教育や母子教育とも連携した普及啓発活動の実施、危険ドラッグや児童ポルノ等の有害情報に対する被害防止のためのインターネットモラルの普及啓発に向けた取組について、関係省庁や自治体と情報共有を図りつつ、施策を推進する。加えて、青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）の策定に向けて引き続き検討を進めるとともに、他省庁、地方公共団体、民間団体等の取組を促進していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>青少年インターネット環境整備のためには、政府が実施すべき施策の指針として決定された青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。このため、「インターネット環境整備法に基づく基本計画のフォローアップ項目の改善」を測定指標とすることとした。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	有識者による検討会（青少年のインターネット環境整備等に関する検討会）において達成状況を年1回報告、また進捗状況等についても適宜報告を実施。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 内閣府青少年のインターネット環境整備等に関する検討会提出資料
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (青少年環境整備担当) 山岸 一生	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	-----------------------------	----------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-43(政策12-施策③))

施策名	子ども・子育て支援の総合的推進〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	我が国は、平成17年、総人口が減少に転じる人口減少社会を迎えた。急速な少子化の進行と人口減少は、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、制度・政策・意識改革など少子化対策の効果的な再構築・実現を図ることが求められている。 このために少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱(「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定))等に基づき、これまで少子化社会対策を総合的に推進してきたところである。					
達成すべき目標	大綱においては、平成26年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後のこの数値目標達成を目指して施策を推進していく。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	
	年度ごとの目標値	少子化の状況及び少子化の対処施策の概況(白書)の取りまとめを通じて、大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の確認							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない  (判断根拠) 平成25年度に実施した施策等を記述した平成26年版少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(白書)を取りまとめた。また、平成25年度に「少子化社会対策基本法第七条に基づく大綱に係る点検・評価のための指標調査」を実施し、大綱に基づく国の取組の中で、行っていると思う(「行っていると思う」と「やや行っていると思う」の計)という回答が相対的に多かったのは、「子どもの学びを支援する取組」(25.3%)、「子どもの健康と安全を守る取組」(23.3%)、「放課後対策を充実する取組」(21.5%)であった。一方、行っていないと思う(「行っていないと思う」と「あまり行っていないと思う」の計)という回答が相対的に多かったのは、「若者の自立した生活と就労に向けた支援の取組」(42.1%)、「男性の子育てへの関わりを促進する取組」(42.1%)、「長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る取組」(40.8%)であった。以上のとおり、特に、行っていると思うについて、比較的高い率が出ている項目のものについても割合としては20%台に留まっていることから、進展が大きくないと判断する。
	施策の分析	(有効性、効率性) 少子化社会対策基本法に基づいた「少子化の状況及び少子化の対処施策の概況(白書)のとりまとめ」は、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況について報告を行っており、少子化社会対策基本法第7条に基づく大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認・施策を促進することができる。大綱の「新生児集中治療管理室(NICU)病床数」、「不妊専門相談センター」、「平日昼間の保育サービス」などの各項目の施策に関する数値目標が定められており、現状において、35項目のうち、32項目について、大綱策定時点よりも改善が見られており、本達成手段は、有効的であると考える。  (課題等) 大綱の点検・評価のための指標調査において、「若者の自立した生活と就労に向けた支援の取組」、「男性の子育てへの関わりを促進する取組」、「長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る取組」は、「行っていないと思う」割合が40%超という高い結果となり、これらについて、特に取り組んでいくことが課題である。 加えて、平成25年6月には、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚を構成員とする少子化対策会議において、「少子化危機突破のための緊急対策」が決定された。この緊急対策では、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出されており、これらを「3本の矢」として推進することも課題である。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          少子化社会対策を推進するに当たっては、大綱に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。中でも「若者の自立した生活と就労に向けた支援の取組」として、非正規雇用対策の推進、若者の就労支援、子ども・若者育成支援推進法に基づく支援を推進していく。また、「男性の子育てへの関わりを促進する取組」として、男性の育児休業の取得促進、父親の育児に関する意識改革、啓発普及、男性の家事・育児に関する意識形成を推進していく。加えて、「長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る取組」として、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく取組の推進、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進、労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業に対する支援、ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保を推進していく。          また、少子化対策「3本の矢」により、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実・強化を目指す。</p> <p><b>【測定指標】</b>          測定指標①について、引き続き、施策の進捗状況を確認していくこととする。また、大綱の点検指標が目標値を上回るよう、施策の取組を強化していく。</p> <p>(総合評価への移行)          少子化社会対策を総合的に推進するに当たっては5年に1回定められる少子化社会対策基本法第7条に基づく大綱に基づいて進められるところあり、毎年の目標管理型の政策評価にはなじまない。また、子ども・子育て支援の総合的推進に関する前述の目標は、内閣府を始めとする関係府省の政策が総合的に推進されることにより達成されるものであることから、子ども・子育て支援に係る各種施策が総体としての程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行うため、平成27年度以降総合評価方式に移行することを検討する。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成25年度に実施した「少子化社会対策基本法第七条に基づく大綱に係る点検・評価のための指標調査」については、有識者からのヒアリングを行い、調査結果の分析等について、適宜有識者の知見を活用しながら行った。さらに「少子化危機突破のための緊急対策」に基づく具体的な施策の推進等について検討を行う「少子化危機突破タスクフォース(第2期)」において、有識者からのヒアリング等を行った。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(白書)、「少子化社会対策基本法第七条に基づく大綱に係る点検・評価のための指標調査」、少子化危機突破のための緊急対策(H25.6.7少子化社会対策会議決定)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (少子化対策担当) 宮本 悦子</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	------------------------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-44(政策12-施策④))

施策名	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等 〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する施策について、必要な調査研究を実施し、情報の収集、分析を行い、その結果をホームページ等で提供する。また、啓発活動や研修を実施することにより、人材の養成及び資質の向上を図ること等により国民の理解促進を図る。					
達成すべき目標	子ども・子育て支援に関する施策について、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促すとともに、学校、家庭、地域等が連携協力して取り組む社会の実現。 子どもや若者が生き生きと幸せに、社会の形成者として健やかに成長するよう支援するとともに、学校、家庭、地域等が連携・協力して子どもや若者の育成支援に取り組む社会の実現。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	395	325	361	362
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	395	325	361	
執行額(百万円)	288	268	364			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①社会全体が一体となって青少年の健やかな成長を支える必要があると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		88.9%	-	-	-	88.9%	85.8%	対前年度比増	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	対前年度比増		
	②子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	×
		69.2%	-	69.2%	71.4%	67.2%	63.1%	90%	
		年度ごとの目標値	-	85%以上	75%	対前年度比増	対前年度比増		
	③子ども・若者育成支援に係る調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		活用状況等を確認	-	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	
		年度ごとの目標	-	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認		
	④子ども・子育て支援に係る調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		活用状況等を確認	-	-	-	-	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	活用状況等 の確認		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	(判断根拠) <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会全体が一体となって青少年の健やかな成長を支える必要があると思う人の割合が、目標値を下回った。具体的には、前年度の実績値から3.1%ポイント下がった。</li> <li>・子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合は、目標値を下回った(前回調査67.2%)。年代別にみると60代と70代の関心は高かったが、20~50代は60%前後の割合であった。</li> <li>・調査研究結果については、子ども・若者白書、少子化社会対策白書等への掲載、有識者会議における検討材料等に活用され、施策の推進に資することとなった。</li> <li>・測定指標①、②で目標が達成されていないことから、進展が大きくないと判断した。</li> </ul>

<p style="text-align: center;">施策の分析</p>	<p>○子ども・若者育成支援 (有効性、効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・若者育成支援推進経費」を用いた「青少年のインターネット利用環境実態調査」、「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」などについては、有識者会議において検討材料として活用することにより、子ども・若者育成支援施策の推進に資するとともに、結果のHP掲載、平成26年版の子ども・若者白書への掲載、民間の学術研究での使用などにより、国民の理解促進にも有効であったと考えている。</li> <li>・子ども・若者育成支援強調月間にあわせての「子どもと家族・若者応援団表彰」や、地方公共団体の職員、子ども・若者の健全育成を図る活動を行う民間団体の職員などを対象とした各種研修等の啓発活動を行っており、これらを通じて、官民の関係機関の連携が図られるなど、社会全体で子ども・若者の健全育成を支援することの重要性について国民の理解を促し、それに取り組む社会の実現に有効的に寄与したものと考えている。</li> </ul> <p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者育成支援法に基づく大綱に基づき、子ども・若者育成支援に関する国民の理解の促進を図ってきているが、社会全体が一体となって青少年の健やかな成長を支える必要があると思う人の割合を平成24年度の88.9%から上昇させることを目標としていたところ、平成25年度は85.8%と目標値を下回ってしまった。年代別にみると、15～19歳及び70代は上昇したものの、若者世代を含め、他の年代は総じて前年より下がる結果となったことから、若者世代を含めた幅広い年代において、社会全体で、子ども・若者育成支援に関する理解を高めていく必要がある。</li> </ul> <p>○子ども・子育て支援 (有効性、効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・達成手段「少子化社会対策推進経費」においては、調査結果を広く公表することにより、生命を次代に伝え育てていく家族の大切さや、子育て世代を地域全体で支えていくことの重要性について国民意識醸成を図るとともに、今後の施策立案に寄与することを目的として、「家族と地域における子育てに関する意識調査」を実施した。この調査では、家庭における出産や子育て、地域での子育て支援環境づくりについての国民の意識の調査・分析を行い、その結果は、平成26年の少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(白書)に掲載されるなど活用されている。</li> <li>・広報啓発事業については、子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図るため、「家族の日」「家族の週間」の実施に取り組んだ。具体的には、平成25年11月17日の家族の日に内閣府・東京都・文京区の主催により「家族の日」フォーラムを開催し、約250名の参加があった。また、子育てを支える家族や地域の大切さに関する「写真」及び「手紙・メール」を公募し、優秀な作品を表彰する「作品コンクール」を実施し、その表彰式を「家族の日」フォーラムにおいて行った。このほか、地方公共団体等にも連携・協力を呼びかけ、この週間に合わせて、各都道府県において、親子で楽しめる行事などが実施された。</li> </ul> <p>本達成手段は、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促し、それに取り組む社会を実現する上で、有効的に寄与したものと考えられる。</p>
	<p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化社会対策に係る大綱に基づき、社会全体で子育てを支援することの重要性についての理解促進を図ってきているが、子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合を平成24年度の67.2%から上昇させることを目標としていたが、平成25年度は63.1%と目標値を下回ってしまった。年代別では、30代で6.1ポイント、40代で4.2ポイントそれぞれ前年より下がっており、現に子育て中の世代の関心割合が下がっている結果であった。また、60代でも5.9ポイント下がっていた。次年度においては、関心割合が前年度よりも下がっている30代、40代及び60代をターゲットにして、特に関心を高めていくことが課題である。</li> </ul>

評価結果

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>○子ども・若者育成支援</p> <p><b>【施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者育成支援に関する広報啓発、関係機関の連携を推進する取組、子ども・若者に関する調査研究等を実施する。調査研究については引き続き様々な場で活用されるようなものとなるよう努め、子ども・若者育成支援に関する啓発事業や子ども・若者育成支援に携わる方を対象とした研修などの啓発活動については、内容の充実、対象者の拡充などにより、より一層効果的により一層国民の理解促進を図るよう努める。</li> <li>・子ども・若者育成支援に関する啓発活動について、20代～30代をターゲットに実践力の向上を図ることで社会貢献活動を担うリーダーを育成するプログラムを実施するなど、より事業内容を拡充させることで、若者世代を中心に、子ども・若者の育成支援への理解が高まるよう工夫する。</li> <li>・また、子どもや若者が生き生きと幸せに、社会の形成者として健やかに成長するよう支援することの重要性についてより一層の国民の理解促進に資するため、子ども・若者に関する調査研究の結果の公表を効果的に行い、広く周知を図っていく。特に、26年度は、幅広い年代における、子ども・若者の育成支援に携わる担い手の活動状況を把握するための調査研究を実施することで、活動事例等の情報提供などを通じて、子ども・若者の育成支援に携わる人的基盤の充実・強化につなげるなど、社会全体で子ども・若者の育成支援への理解が高まるよう努めることとする。</li> </ul> <p><b>【測定指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者育成支援に関する前述の「達成すべき目標」は、子ども・若者育成支援法に基づく大綱により、内閣府のみならず全府省庁の子ども・若者関連政策が総合的に推進されることにより達成されるものであると考える。また、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱は概ね5年を目途に見直しを行うこととされていることから、この大綱に基づく施策による目標について、毎年度の事後評価を行うことは必ずしも適切ではなく、大綱の見直しのサイクルに則って評価されるべきであると考え。そのため、平成26年度内閣府本府政策評価実施計画(平成26年度4月21日内閣総理大臣決定)において総合評価方式を取ることとしたところ。</li> </ul> <p>○子ども・子育て支援</p> <p><b>【施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援に関する広報啓発により、国民の更なる理解の促進を図り、実施する調査については、結果の分析を行い、広く情報提供を行うとともに、今後の施策推進のために活用が図られるようにする。</li> <li>・理解促進事業について、開催場所・団体等との連携強化・マスコミ報道等、効果のより大きい事業内容に改善し、前年度よりも関心割合の下がった30代、40代及び60代に対して特に関心が高まるよう工夫する。また、有効な情報提供手段であるホームページにより、引き続き積極的な情報発信を行うとともに、内容全体についても適宜必要な改善を行い、アクセス件数の増加を図る。</li> <li>・また、国民の意識・要望等を把握するための調査研究は重要であることから、引き続き実施することとし、ホームページやマスコミへの情報提供をより効果的に行い、広く一般に周知を図っていくこととする。具体的には、結婚・妊娠・出産の切れ目ない支援を推進していく上で、当事者である20代から30代の未婚男女の結婚、妊娠、出産、子育てについての意識をさぐり、調査結果の公表により、20代から30代の当事者への支援の重要性に加え、地域や職場における支援の認識を深め、国民意識の醸成を図っていくこととする。</li> <li>・なお、「子ども・子育て支援」に関する広報啓発・調査研究等については、「少子化社会対策、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究」に施策を移行する。</li> </ul> <p><b>【測定指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の移行に合わせて、来年度以降は、「少子化社会対策、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等」において、測定指標②と測定指標④に基づき、政策評価を行うこととする。</li> </ul>				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「社会全体が一体となって青少年の健やかな成長を支える必要があると思う人の割合」及び「子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合」: インターネットによる共生社会に関する意識調査(H26.3調査: 全国15歳以上の男女、割付は全国の性別、年齢別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (青少年企画・支援担当) 加藤 弘樹 参事官 (青少年環境整備担当) 山岸 一生 参事官(少子化対策担当) 宮本 悦子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-45(政策12-施策⑤))

施策名	食育の総合的推進(食育推進基本計画)〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	食育推進施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案					
達成すべき目標	第2次食育推進基本計画においては、平成27年度末までの達成を目指す数値目標を盛り込んでおり、今後、この数値目標達成を目指して施策を着実に推進していく。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度
第2次食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	施策の推進状況の確認	-	-	施策の推進状況の確認	施策の推進状況の確認	施策の推進状況の確認(結果については後述)	施策の進捗状況の確認(食育への関心度等)	○
	年度ごとの目標	-	-	施策の推進状況の確認	施策の推進状況の確認	施策の進捗状況の確認(食育への関心度等)		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <p>第2次食育推進基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、5か年計画の3年目である平成25年度には、目標値11項目のうち、農林漁業体験を経験した国民の割合は、30%以上とする目標値に達し、現状値37%となった。また、市町村における食育推進計画の作成率は、計画策定時の40%に比べ71.5%となり、100%とする目標値には達していないものの改善傾向にある等、8項目については目標の達成に向けた改善が見られている。ただし、11項目中、10項目は目標値に達しておらず(計画の最終年度は平成27年度)、進展が大きくないと判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき、第2次食育推進基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、11項目中、1項目は目標値を超え、7項目については目標の達成に向けた改善が見られるなど、緩やかではあるが、目標達成に向けた進展がみられ、施策の有効性が認められる。</p> <p>平成25年度は、食育推進評価専門委員会において、第2次食育推進基本計画に掲げられた重要事項を推進していくための今後の国の取組について総合的に検討を行い、方向性を中間とりまとめとして決定した。その内容は、各省の食育推進施策に既に一部反映されており、総合的な食育の推進に寄与したと考えられる。また、食育に関する事例集を作成して市町村に配布するなど、市町村の食育計画の作成に寄与した。</p> <p>(課題等)</p> <p>「学校給食における地場産物の活用割合」については、地場産物の活用の定義が当該都道府県で生産された食材に限定されていることから、特に大都市にある都府県においては利用率を上げることがそもそも困難であるという課題がある。また、「朝食を欠食する国民の割合」「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している国民の割合」は、若い世代における値が低いことから、これらの世代に対する食育の取組を促進していく必要がある。</p> <p>また、改善がみられる指標についても、全体として、食育推進基本計画の目標値達成に向けた進展が緩やかであるという課題があるため、目標値の達成を目指して、関係省庁による施策を更に強力に進める必要がある。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          全体として、食育推進基本計画の目標達成に向けた進展が緩やかな分野や目標に向かっていない分野について、取組を強力に推進するように各省を促進する。内閣府としても、調査研究事業を通じて、要因を積極的に解析し、その促進に寄与していく。特に、地方公共団体、民間団体と連携するとともに、目標値に向かっていない、「学校給食における地場産物の活用の割合」、「朝食を欠食する国民の割合」、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している国民の割合」については、若い世代への啓発活動を中心に、関係する省庁とも連携を図りながら強力に対策を推進する。</p> <p><b>【測定指標】</b>          政策評価の測定指標の目標値を「施策の進捗状況の検証・すべての改善」に修正し、各種食育推進施策を引き続き強力に推進することで、平成27年度までに(全ての)数値目標の達成を目指す。          なお、上述の課題に対応して、地場産物だけにこだわらず、広く国産食材の活用も食育推進の観点から有効であるため、食育推進評価専門委員会の有識者の意見も踏まえ、食育推進会議において、第2次食育推進基本計画の一部改定を行い、学校給食における国産食材を使用する割合を80%とする指標を追加した。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>学識経験者を含む食育に関する有識者からなる「食育推進評価専門委員会」を開催し、「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23~27年度)の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、目標の達成状況の評価を行うこととしている。(平成25年度:委員会4回開催予定)  <a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/index.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/index.html</a></p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>食育に関する意識調査(平成25年度内閣府調査)  <a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html</a>          食育白書  <a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/index.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/index.html</a></p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(食育推進担当) 福田 由貴</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	------------------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-46(政策12-施策⑥))

施策名	食育に関する広報啓発、調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕				
施策の概要	食育基本法及び第2次食育推進基本計画に基づく施策を実施し、食育に対する国民の理解を促進する。				
達成すべき目標	食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が自ら食育に関する活動を実践できるよう、具体的な実践や活動を提示して理解の増進を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	45	41	38	42
	補正予算(b)	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
合計(a+b+c)	45	41	38		
執行額(百万円)	43	47	37		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	食育に関心を持っている国民の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	×
		70%	71.7%	70.5%	72.3%	74.2%	74.6%	90%以上	
	年度ごとの目標値		90%	90%	90%	90%	90%		
	調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
活用状況等の確認		活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認		
年度ごとの目標		活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	(判断根拠) 「食育に関心を持っている国民の割合」の実績値については、基準値と比較して緩やかに上昇しているが、目標値に近い値には至っていないことが判明した。「調査研究結果の有用性、活用状況の検証」は活用状況の確認を行って目標を達成した。主要なアウトカム指標である「食育に関心を持っている国民の割合」の動向から、進展が大きくないと判断した。
施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>○広報・啓発 食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、より多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせないことから、食育に関心を持っている国民の割合の増加を目標としている。</p> <p>この実現のため、食育推進基本計画において、毎年6月を「食育月間」として定め、実施要綱の発出等を通じ、関係省庁・自治体・団体等関係者の緊密な連携を図りつつ食育推進運動を重点的かつ効果的に実施した。全ての都道府県内において食育推進活動が行われていることから食育月間中における食育推進運動実施については全国各地域に浸透・定着している。月間の中核的行事として食育推進全国大会を内閣府と県等との共催で開催し、平成25年度の広島県広島市では、27,400人の来場者があり、アンケートでは約95%の来場者が、食育を何らかの形で実践に移したいと回答していることから、食育についての国民への直接的な理解促進に貢献したと考えられる。</p> <p>こうしたことから食育月間における食育推進運動の実施は、食育に対する国民の理解を促進する上で、有効かつ効率的に寄与したものと考えられる。</p> <p>○調査・研究 調査研究については、第2次食育推進基本計画の目標値のフォローアップへの活用や食育白書に掲載することにより、新聞等のメディアや都道府県等の地方公共団体でも活用されており、食育の推進に有効かつ効果的に寄与したものと考えられる。また、地方公共団体、学校給食関係者、栄養士会等からの依頼による講演において調査研究結果を紹介しており、食育関係者による取組の参考として活用され、食育の推進に寄与したものと考えられる。</p>

評価結果		<p>(課題等)</p> <p>○広報・啓発 平成17年度に70%となっていた食育に関心を持っている国民の割合を27年度までに90%以上とすることを目指しているが、緩やかな上昇傾向が続いており、特に男性及び高齢者が食育への関心が低い傾向にあることから、これら男性及び高齢者も含め、今後とも、国民の理解や関心を深める取組を推進することが課題である。</p> <p>○調査・研究 調査研究の結果については、食育推進基本計画の評価及び作成に活用するほか、食育の推進のために多様な食育の関係者に活用されることが必要であることからホームページへ掲載することなどにより広く情報提供をしてきているが、活用状況を正確には把握できていない。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○広報・啓発 平成23年3月に策定した「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23～27年度)には、男性や高齢者への食育推進が新たに盛り込まれており、食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように情報提供する等の施策を推進する。6月の食育月間においては、各種広報媒体や行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るものとする。中核的行事である食育推進全国大会において、高齢者の関心の高い「健康長寿」に向けた食育、父親をターゲットとした食育をブース出展や講演等の企画の中に取り込むとともに、その内容を内閣府のホームページに掲載することにより、高齢者・男性への普及啓発を図っていく。</p> <p>○調査・研究 調査研究事業においては、食育の推進のための多様な食育の関係者に活用されるよう調査内容を設定していく。</p> <p>【測定指標】 目標が未達成であることを踏まえ、引き続き、27年度に設定している測定指標の目標の達成を目指していく。 また、調査研究結果の有用性、活用状況の検証という測定指標は変わらないが、白書での利用の他、広く国民に提供している情報の活用状況を捉えるためホームページのアクセス数で検証することとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>学識経験者を含む食育に関する有識者からなる「食育推進評価専門委員会」を開催し、「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23～27年度)の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、目標の達成状況の評価を行うこととしている。(平成26年度:委員会4回開催予定) <a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/index.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/index.html</a></p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>食育に関する意識調査(平成25年度内閣府調査) (<a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html</a>)</p>
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 福田 由貴	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	----------------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-47(政策12-施策⑦))

施策名	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づき策定された「高齢社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)では、国が推進すべき施策分野として「就業・年金等分野」、「健康・介護・医療等分野」、「社会参加・学習等分野」、「生活環境等分野」、「高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進」及び「全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築」の6分野を定めている。大綱に基づき、国、地方公共団体、民間団体等と連携して高齢社会対策を総合的に推進するため、「高齢社会白書」を発行する。					
達成すべき目標	高齢社会対策を総合的に推進して、国民一人ひとりの意欲と能力が最大限に発揮できるような全世代で支え合える社会の確立に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	7	5	4	4
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	7	5	4	4
執行額(百万円)	3	3	3			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	○
		施策の進捗状況の確認							
年度ごとの目標値									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <p>すべての閣僚が出席する高齢社会対策会議を持ち回りにより開催するなど、政府全体で施策の推進を図った。 また、高齢者白書で、特徴的な自治体、民間の取組を重点的に掲載し、事例の普及・啓発を図った。 高齢社会白書において、施策の進捗状況の確認を行ったところ、高齢者の社会参加が平成25年調査で61.0%と平成5年の42.3%と比較して20%ポイント程度上昇するなど成果が得られていることから、目標達成と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>主に、厚生労働省との連携をはかりつつ、高齢社会対策を総合的に推進したところ、60～64歳の就業率が59.8%(平成24年就業構造基本調査)と前回(平成19年就業構造基本調査)調査(57.9%)よりも1.9%ポイント上昇したほか、介護サービス利用者は平成26年3月末で484万人(介護保険事業状況報告)に達し、およそ2年で33万人(平成24年7月451万人)増加するなど介護サービスの利用が図られた。これらを踏まえると当初の目的に対して有効的に進められていると考えられる。 (大綱における目標:平成32年に60～64歳の就業率を63%。平成37年に介護サービス利用者657万人。)</p> <p>(課題等)</p> <p>大綱に示されている6分野のうち、特に関係する省庁でも重要な取組とされている、年齢に関わりなく働くことができる社会を目指す環境整備を図ること、医療や介護について必要としている人が受けられる環境整備を図ること、高齢者を消費者トラブルから守る社会の仕組みを構築することなどを促進する必要がある。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>  高齡社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づき策定された「高齡社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)に基づき、国、地方公共団体、民間団体等と連携して、特に高齡期の就労、医療・介護の分野、消費者行政など関係する省庁と連携を図りながら高齡社会対策を総合的に推進する。また、その成果をとりまとめるため、「高齡社会白書」を編集していく。</p> <p><b>【測定指標】</b>  高齡社会対策大綱(平成24年9月から平成29年8月までの5年間)に基づく高齡社会対策の推進に関する施策に関し各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかについては、効果が現れるまでに相当程度の時間がかかると考えられることから、毎年の評価ではなく総合的な観点から評価を行い、平成28年度に評価の実施、高齡社会対策大綱の見直しの検討及び今後の取組の改善を図ることとしている。現行の高齡社会対策大綱策定以前の取組を含めて評価の対象とする予定である。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>高齡社会白書</p>
----------------------------------	---------------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (高齡社会対策担当) 宮本 悦子</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	-------------------------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-48(政策12-施策⑧))

施策名	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕				
施策の概要	高齢社会対策基本法及び高齢社会対策大綱に沿って、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、地方公共団体・NPOと連携し、「社会参加活動等の事例紹介事業」、「高齢社会フォーラム」など、高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業および意識調査等を実施する。				
達成すべき目標	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等を通じ、高齢社会対策の推進に寄与する。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	当初予算(a)	43	41	38	37
	補正予算(b)	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
	合計(a+b+c)	43	-	-	
執行額(百万円)	38	34	34		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	社会参加したいと思う高齢者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		73.8%	-	72.3%	73.8%	69.2%	52.7%	前年度以上	
	年度ごとの目標値		-	70.0%以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
	調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
活用状況等の確認		有用性、活用状況等の検証	有用性、活用状況等の検証	有用性、活用状況等の検証	有用性、活用状況等の検証	有用性、活用状況等の検証	活用状況等の確認		
年度ごとの目標		活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	<p>(判断根拠)</p> <p>広報・啓発事業については、「インターネットによる共生社会に関する意識調査結果」(平成26年3月)によると、高齢社会対策における社会を担う一員としての活動、地域社会行事、グループや団体の自主的な活動、ボランティアなどの社会参加したい割合は、52.7%と半数は超えたものの平成25年度の目標を達成できなかった。</p> <p>調査研究は大綱の項目に基づき、「高齢者の健康に関する意識」を取り上げ、客観的、合理的に大綱の進捗、評価を測った。また、「団塊世代の意識調査」を行い、団塊の世代が65歳に達する時宜を捉えた対応を図られたことから、目標達成と判断した。</p> <p>社会参加したいと思う高齢者の割合が前年度を下回り、経年で低下していることから、進展が大きくないと判断した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>○広報・啓発 (有効性、効率性) 広報・啓発事業として内閣府及び高齢者団体を支援するNGO団体から地域における高齢社会のリーダーに向けた地域の高齢社会の重要性やリーダーや会員の動き方に対する講演を行い、ボランティア、NPO団体、行政からのそれぞれの立場から地域に向けた取り組みや考え方、好事例などの情報の共有が図られ有効的であったと考える。</p> <p>(課題等) 社会参加したいと思う高齢者の割合は平成23年度の調査以降低下し、平成25年度は対前年度で16.5%ポイント減少し、52.7%となった。年齢別では60歳台の社会参加したい割合が、50.2%と低くなっている。60歳台の高齢者層は就労する割合が高い。地域行事、グループ・団体の自主的な活動、ボランティア活動等への社会参加よりも就労への意識が高いが、60歳台の多くを占める団塊の世代が65歳に達し、労働市場から退出して、就労から社会参加への移行が進むと考えられている。一方、「一緒に活動する仲間作り」等高齢期への備えについても必要性を感じながらも実際には備える者は少ないことから、今後、現役世代のうちから社会参加への備えについて啓発することが課題である。</p> <p>○調査研究 (有効性、効率性) 調査研究は大綱の項目である「高齢者の健康に関する意識」を取り上げ、この項目における大綱の進捗、評価を測った。また、「団塊世代の意識調査」を行い、関係機関において特集が組まれた他、マスコミで大きく取りあげられるとともに(インターネットサービス(TV3、5大紙3、地方紙1、業界紙1)5大紙1、地方紙1、業界紙1)、ホームページへのアクセス件数が25年度(6月～3月末)で29,129回に達しており、その有用性が認められることから本調査は有効であったと考えられる。</p> <p>(課題等) 調査研究結果を政府の施策の立案・検討、自治体、NPOなどの高齢社会対策に活用される方法の開発が課題である。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b> 高齢者の社会参加に向けた意識を高めるために、広報啓発を進めることが重要であり、平成26年度においては外部の有識者の意見を企画段階から積極的に取り入れることとし、テーマを「多世代からみたシニアの意識改革」、「シニアと多世代がつながるために」とし、高齢者の地域・社会参加を若者・女性などの現役世代の視点からも議論できるようにフォーラムの内容を見直す。また、社会参加活動の事例紹介事業においてもより団塊の世代の社会参加の意欲が高まるように、より幅広い事例を紹介するため紹介事例数を例年よりも20%程度増やす(99件→121件)こととし、個別に市町村等に働きかけ事例の収集・推薦に努めるなど、社会参加が進むように、取り組むこととしている。 また、調査研究については、大綱の項目に基づいた総合調査、社会におけるその時点で重要なテーマに基づいた政策研究調査を行うこととしている。高齢社会の進捗状況の把握や現状の課題について社会へ広く普及させるようマスコミやホームページによる普及促進を強く進めてきたところ。今後はより調査が社会に普及するよう地域や機関、団体により活用されるよう推進する。</p> <p><b>【測定指標】</b> 高齢社会対策大綱(平成24年9月から平成29年8月までの5年間)に基づく高齢社会対策の推進に関する施策に関し各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかについては、効果が表れるまでに相当程度の時間がかかると考えられることから、毎年の評価ではなく総合的な観点から評価を行い、平成28年度に評価の実施、高齢社会対策大綱の見直しの検討及び今後の取組の改善を図ることとしている。現行の高齢社会対策大綱が策定された以前の取組を含めて評価の対象とする予定である。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>調査の実施にあたっては、企画分析委員会を開催し、有識者等から意見を聴取し知見を活用しながら調査を行った。 エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の選考について、選考委員会を開催し、有識者等から意見を聴取し知見を活用しながら選考を行った。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>社会参加したいと思う高齢者の割合：インターネットによる共生社会に関する意識調査を予定(調査について掲載したマスコミ一覧)インターネットサービス(NHK、共同、テレビ朝日、TBS、山陽新聞)、日経新聞、東京新聞、日経インサイト、(一社)中高年雇用福祉協会、国保新聞、エイジング総合研究センター</p>
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (高齢社会対策担当) 宮本 悦子	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	----------------------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-49(政策12-施策⑨))

施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等					
施策の概要	社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定)に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。					
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	7	6	5	5
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	7	6	5	-
執行額(百万円)	3	3	3	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	バリアフリーの認知度	基準値	実績値					目標値	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	△
		93.8%	91.4%	94.3%	92.9%	92.6%	91.3%	100%	
	年度ごとの目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
活用状況等の確認		-	-	-	-	活用状況等の確認	活用状況等の確認		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	活用状況等の確認			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない (判断根拠) 主要指標であるバリアフリーの認知度は、当初基準値から90%以上の認知度を維持しているものの、目標値に達していないこと、計数が3年連続して低下していることから、進展が大きくないと判断した。
	<p>(有効性、効率性)</p> <p>○広報・啓発 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して功績のあった者を優れた取組として内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣から表彰し、その取組を事例集としてとりまとめ、ホームページに掲載することにより、広く地方公共団体等及び国民一般に周知し、併せて、受賞結果をマスコミが取り上げたり、受賞団体が独自のホームページに掲載するなどしたことを通じて、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進し、「バリアフリー」という言葉を国民が認知することにある程度寄与したと考えられる。</p> <p>○調査・研究 平成25年度に「バリアフリー化に関する意識調査」を実施し、ホームページに掲載することにより、地方公共団体のバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進のための啓発活動に活用されており、自治体の普及啓発等を通じ、民間の意識高揚に貢献すると思われる等、国民のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進の意識を高めることに効果的に寄与するものと考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>○広報・啓発 国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、国民全体がバリアフリーを認知していることを目標としている。 しかしながら、バリアフリーの認知度は、当初基準値から90%以上の認知度を維持しているものの、目標値に達していないこと、計数が3年連続して緩やかな低下傾向を示していることが課題である。20代以下の年代層のみ認知度が90%を下回っており、他の年代に比較して低いことから、当該年代層へ適した普及啓発が充分ではないことが低下の一因となっている可能性が考えられる。</p> <p>○調査・研究 「バリアフリー化に関する意識調査」については、自治体及び国民一般への情報提供としてホームページに掲載しているが、活用状況を正確には把握できていない。</p>
評価結果	

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>  ○広報・啓発  すべての国民がバリアフリーを認知することは重要であり、今後も引き続き認知度100%を目指していく必要があることから、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰するとともに、事例をHPに掲載することにより、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く情報提供し、普及・啓発を行っていく。新たな取組として、特に、20代以下の若年層はSNS(ソーシャルネットワークサービス)をよく活用していると考えられることから、若い人にアピールできるツールのうち、最も実行可能と思われる内閣府公式Facebookへのバリアフリー推進功労者表彰に関する情報の掲載等SNSの活用による当該年代層に適した普及啓発を実施していきたい。</p> <p>○調査・研究  調査研究事業においては、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進のための多様なバリアフリー・ユニバーサルデザインの関係者に活用されるよう調査内容を設定していく。また、年代別の認知度を経年で把握し、効果的な広報・啓発活動に活かしていく。</p> <p><b>【測定指標】</b>  目標値であるバリアフリーの認知度100%に向けて、引き続き、測定指標の目標の達成を目指していく。また、調査研究結果の有用性、活用状況の検証という測定指標は変わらないが、それに際しては、広く国民に情報提供しており、その活用状況をホームページのアクセス数で検証することとする。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p>	<p>バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する有識者で構成するバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰選考委員会において意見を聴取し、選考を行った。</p>
-----------------------------	---

<p>政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報</p>	<p>バリアフリーの認知度：インターネットによる共生社会に関する意識調査(H26.3調査：全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)</p>
--	--

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (総合調整第2担当) 福田 由貴</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	-------------------------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-50(政策12-施策⑩))

施策名	障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき策定された「障害者基本計画(第3次)」(平成25年9月27日閣議決定、以下、第3次計画という。)では、国が取り組むべき施策分野として「生活支援」、「保健・医療」、「教育・文化芸術活動・スポーツ等」、「雇用・就業、経済的自立の支援」、「生活環境」、「情報アクセシビリティ」、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」及び「国際協力」の10分野を定めている。基本計画に基づき、国の行政機関をはじめとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策の総合的かつ計画的な推進を図る。なお、平成24年5月に設置された障害者政策委員会は、基本計画の策定への意見をまとめ、その考えを踏まえて原案が作成され、原案について意見聴取が行われた。また、同委員会は、当該基本計画の実施状況を監視し必要に応じて内閣総理大臣又は関係各大臣に勧告することとなっている。					
達成すべき目標	平成25年度から開始の第3次計画に定められた個別施策分野等についてその最終年度末である平成29年度までに内容を着実に推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	障害者施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認	-	
年度ごとの目標値	進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 平成26年版障害者白書において、平成25年度に関係省庁が講じた施策等を取りまとめ進捗状況の確認を行ってきたところであるが、「障害者差別解消法」の制定、「障害者権利条約」の批准などの施策が進められてきているという理由で達成したと判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 障害者基本法に基づいた第3次計画に則り、平成25年度も、各省庁においては、それぞれの分野における具体的施策について進め、内閣府は、政府全体での達成を目指す立場から、各省庁の施策を促進した。また、内閣府は、障害者の実態調査や状況、障害者施策に関する情報・データの収集・分析等を行い、調査結果について、基本計画の推進状況の評価や評価を踏まえた取組の見直しに活用したため、施策が有効的であったと考える。  (課題等) 「障害者基本計画(第2次)」の期間満了を迎えるに当たり、障害者政策委員会で検討し提出された意見やパブリックコメント等の意見を踏まえ、平成25年9月に第3次計画を策定した。 第3次計画を策定するに当たっては、平成23年に改正された障害者基本法を踏まえ、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調など、基本原則を見直し、また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記するなどの改善をした。変化が激しい経済社会情勢等に対応できるよう、これまで10年だった計画期間を5年に見直した。さらに、障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定等を踏まえ、防災や防犯、消費者保護、障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止、行政サービス等における配慮などを新たに盛り込むなど改善を図った。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 第3次計画に盛り込まれた施策について、引き続き障害者白書における実施状況の確認や障害者政策委員会での意見聴取などを通じて、施策を推進する。</p> <p><b>【測定指標】</b> 今後の施策に当たっては、第3次計画の各分野における成果目標などを取り上げ、取組の実施状況及びその結果を踏まえ、見直し等を行う。 本施策は、第3次計画に基づき、内閣府が行っているものであり、これらの効果は、各省庁において取組を行う施策の効果とあわせて現れるものと考えられる。第3次計画は長期的な展望を視野に入れつつ、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間を対象としているため、期間終了時に計画全体の進捗状況を総合的に評価し、分析結果を次期計画の策定につなげる。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>障害者政策委員会において、第3次計画への意見を取りまとめ、原案について意見聴取が行われた。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に向けて、施策の基本的な方向性を示すものとして政府が策定することとされている「基本方針」に関するヒアリング等を行った。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>障害者白書 (<a href="http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html">http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html</a>)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (障害者施策担当) 加藤 誠実</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	------------------------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-51(政策12-施策①))

施策名	障害者施策に関する広報啓発、調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕				
施策の概要	障害者基本法において、その実績を目的としている「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」について、国民の理解を深めることを推進する。				
達成すべき目標	障害者基本法において、その実現を目的としている「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら「共生する社会」について、国民への一層の周知を図り、理解を深めること。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	当初予算(a)	94	47	93	99
	補正予算(b)	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
	合計(a+b+c)	94	47	93	
執行額(百万円)	72	38	72		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標		基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
①共生社会の認知度・世帯全体		40.9%	22.2%(インターネットによる意識調査)	48.9%(インターネットによる意識調査)	50.9%(インターネットによる意識調査)	40.9%(内閣府世論調査)	43.3%(インターネットによる意識調査)	50%	×
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	50%		
	②調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度		
	活用状況等を確認	-	-	-	活用状況等を確認	活用状況等を確認	活用状況等を確認	活用状況等を確認	○
	年度ごとの目標		-	-	-	活用状況等を確認	活用状況等を確認		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	<p>○広報啓発事業 「平成25年度インターネットによる共生社会に関する意識調査報告書」によると、「共生社会の認知度・世帯全体」については、43.3%と25年度の目標値は達成しなかった。</p> <p>○調査研究事業 諸外国における国内モニタリングの実施状況を把握することにより、障害者政策委員会の運用等の国内のモニタリングの適切な実施に寄与することを目的として、「平成25年度障害者権利条約の国内モニタリングに関する国際調査」を実施し、「障害者施策に関する基本的な枠組み」「障害者権利条約の実施体制」「国内モニタリングの実施状況」の調査事項について情報収集し、報告書を作成した。報告書は、各省庁、国立国会図書館などに配付し、また、今回の障害者政策委員会において報告書の概要を配付する予定となっている。また、「障害者の社会参加推進等に関する国際比較調査研究」などをもとに「主な国の障害者に係る差別禁止法制の概況」を作成し、平成25年版「障害者白書」に掲載した。 以上のことから総合的に判断し、進展が大きくないと判断した。</p>

評価結果	<p>施策の分析</p> <p>○広報啓発事業 (有効性、効率性) 平成25年度の「障害者施策推進経費」において実施される「心の輪を広げる障害者施策推進事業」は、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集を行い、作文の優秀作品は、作品集として教育機関、福祉機関、障害者関係団体に配付され、中学校の授業教材等に活用された。ポスターの優秀作品は、行政機関、公共交通機関へ貼り出すなど障害者理解及び共生社会の理解につながっている。また、障害者週間の「連続セミナー」は例年8団体がセミナーを開催し、各セミナー参加者は障害に関係する様々な関係者であり、セミナーで得た知見を関係方面に広げている。また、各団体は、その内容を団体内外で活用することになっており、これらにより共生社会の全体的な理解を深める上で、本事業を通じた広報啓発事業が有効であったと考えられる。</p> <p>(課題等) 「平成25年度インターネット調査による共生社会に関する意識調査報告書」の「共生社会の認知度・世帯全体」の計数が目標値に達しない原因の一つとして、これまでの広報・啓発は、内閣府と都道府県から、障害者団体や小学校・中学校・高校を主な対象としてきたが、認知度を上げるために不可欠な国民全体への周知・広報はやや不足していたことが挙げられるため、改善していく必要がある。 障害者週間の関連行事は、障害者団体等の協力を強化し、連携して、広報・啓発の推進をしていくことが課題となる。 また、ホームページは有効な情報提供手段であることから、障害者週間における国、地方公共団体、障害者関係団体の主催行事等積極的な情報発信を行うとともに、内容についても必要な改善を行う。</p> <p>○調査研究事業 (有効性、効率性) 障害者の権利に関する条約の適切な実施を図るため、「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み」を国内に指定又は設置することを求めており、平成23年に改正された「障害者基本法」において、障害者政策委員会が障害者基本計画の実施状況を監視(モニタリング)することとされている。本調査は、諸外国における国内モニタリングの実施状況を把握することにより、政策委員会の運用等の国内モニタリングの適切な実施に寄与しており、有効であると考えられる。</p> <p>(課題等) 調査研究事業のうち障害者基本計画(第3次)において、「国内外の取組等に関する調査研究や先進的な事例の紹介に努める。」こととされているが、情報コミュニケーション、福祉サービスについての海外の状況の調査は十分に行われていないという課題がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>○広報啓発事業 【施策】 障害者施策は幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害者基本法及び基本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政はもとより、特に障害者団体、マスメディア等の多様な主体との連携を重視して、国民全体に広報・啓発活動を計画的かつ効率的に推進する。また、障害者基本法に定められた障害者週間における各種行事を中心に、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する。</p> <p>【測定指標】 「共生社会」の一層の周知を目標として、平成24年度の世論調査結果から共生社会の認知度・世帯全体を測定指標とする。</p> <p>○調査研究事業 【施策】 障害者基本法の各則に規定される障害者施策を適切に講ずるため、障害者の実態調査等を通じて、障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに調査結果について、本計画の推進状況の評価及び評価を踏まえた取り組みの見直しへの活用に努める。また、国内外の取組等に関する調査研究や先進的な事例の紹介等に努める。</p> <p>【測定指標】 調査研究においては、障害者政策委員会等における活用や障害者白書や他機関での利用状況、マスコミ報道等与えた反響について常に把握し、検証することにより、次年度以降調査研究に活用する。</p> <p>【総合評価への移行】 なお、本政策評価の施策は、障害者基本計画(第3次)に基づき、内閣府が行っているものであり、これらの効果は、各省庁において取組を行う施策の効果とあわせて現れるものと考えられる。障害者基本計画(第3次)は長期的な展望を視野に入れつつ、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間を対象としているため、期間終了時に計画全体の進捗状況を総合的に評価することとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標①インターネットによる共生社会に関する意識調査(H26. 3調査:全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (障害者施策担当) 加藤誠実	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	--------------------------	----------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-52(政策12-施策⑫))

施策名	交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第9次交通安全基本計画」(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進する。					
達成すべき目標	第9次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	福島みずほ内閣府特命担当大臣 年頭の談話		平成22年1月2日	平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す		

測定指標	交通安全施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	
	施策の推進状況を確認	-	-	※23年度に講じた施策は、24年白書の中で報告	※24年度に講じた施策は、25年白書の中で報告	基本計画の施策について、その事業手法を精査し、効果がさらに得られるよう一部改めた上で、交通安全対策の施策を計画的に推進している。	施策の推進状況を確認	○	
	年度ごとの目標値	/	-	-	第9次交通安全基本計画に掲げた施策の推進	第9次交通安全基本計画に掲げた施策の推進	施策の推進状況を確認	/	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 第9次交通安全基本計画に掲げた施策の推進について、前年の事業をそのまま前例踏襲で実施するのではなく、交通ボランティア等ブロック講習会においては、参加者の理解が深まるように、カリキュラムを見直した。また、高齢者安全運転推進協力者養成事業においては、実施箇所を増やし、高齢者への交通安全対策が必要な自治体において実施した。さらに、交通事故被害者等の支援事業について、交通事故で家族を亡くした子どもの支援事業では初めてシンポジウム開催したほか、自助グループ運営・連絡会議についても、課題別に分けた分科会形式をとるなど、事業手法を見直して実施し、参加者等からも好評であったことから、目標を達成したと判断した。

評価結果	<p>施策の分析</p> <p>(有効性、効率性)  平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めた第9次交通安全基本計画は、本計画に基づき、毎年各指定行政機関の長が交通安全業務計画を、都道府県知事が都道府県交通安全計画を策定しており、これらの計画に基づく施策の推進等により、平成23年中は死者数4,663人、負傷者数854,610人、平成24年中は死者数4,411人、負傷者数825,396人、平成25年中は死者数4,373人、負傷者数781,494人と死者数、負傷者数ともに毎年減少している。その要因として、「シートベルトの着用率の向上」、「飲酒運転等による悪質・危険性の高い事故の減少」等が挙げられる。第9次交通安全基本計画において、交通安全思想の徹底や安全運転の確保等の項目の重点施策として掲げているシートベルトの正しい着用の徹底や飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立等を推進したことがこのような結果に繋がったものと認められる。</p> <p>(課題等)  平成23年度から「第9次交通安全基本計画」を推進しており、毎年交通事故死傷者数は大幅に減少し、交通事故死者数も毎年減少しているものの、交通事故死者数について減少幅が縮小している点が課題となった。その背景としては、シートベルトやエアバック等の装着率の頭打ち、飲酒運転による交通事故の減少幅の縮小などがあげられる。その一方で、交通事故時の致死率の高い高齢者人口が増加しており、高齢者対策が大きな課題となっている。</p> <p>国の関係行政機関及び地方公共団体においては、第9次交通安全基本計画に基づき、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、交通事故死者数の更なる減少のためにも、本施策を推進していく必要がある。特に、内閣府としては、交通安全に関する広報啓発事業や交通指導員をはじめとした交通ボランティア等の資質向上及び活動促進、相互間の連携・協力体制の整備促進等を図る交通指導員等ボランティア支援事業等を強力に推進することによって、国民の交通安全の意識を高めることによって、交通事故死者数の減少に寄与していく必要がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p><b>【施策】</b>  上記施策の分析も踏まえ、交通事故死者数、負傷者数を減少させるために、高齢者対策をはじめとする第9次交通安全基本計画に掲げられた各種交通安全施策を強力に推進し、特に高齢者対策については、重点的に推進していく。それと呼応して、内閣府として春や秋の全国交通安全運動等の広報啓発を行うとともに、関係省庁や地方公共団体・関係団体等とも連携して交通安全対策に重点的に取り組む。さらに、交通指導員等ボランティア支援事業を通じて、高齢者に対する交通安全教育等を行う交通指導員をはじめとした地域の指導的立場にある交通ボランティア等の資質向上及び活動促進、相互間の連携・協力体制を整備促進することによって、地域や家庭等での交通安全意識の高揚を図っていく。</p> <p><b>【測定指標】</b>  交通安全基本計画は、交通安全対策基本法第22条第2項第1号に規定される交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、現在の第9次交通安全基本計画も平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、交通安全基本計画の性質から、最終年度である27年度に評価することが望ましい。</p> <p>また、第9次交通安全基本計画には平成23年度から平成27年度の5年間で交通事故死者数を3,000人に減少させるなどの目標があるが、年度ごとの目標は設定していないことから、平成26年度以降は、これらを目標値として設定した。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	警察庁交通局交通企画課作成「平成25年中の交通事故の発生状況について」
---------------------------	-------------------------------------

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (交通安全対策担当) 福田 由貴	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	----------------------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-53(政策12-施策⑬))

施策名	交通安全対策に関する広報啓発・調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	第9次交通安全基本計画及び平成23年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。					
達成すべき目標	内閣府で実施する各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	180	154	143	126
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	180	154	143	-
執行額(百万円)	120	108	106	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	福島みずほ内閣府特命担当大臣 年頭の談話		平成22年1月2日	平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す		

測定指標	春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成	
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×	
		-	-	-	-	-	40.3%	90%		
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	90%	-		
	自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成	
		90%	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×	
		-	-	91.0%	88.7%	80.2%	95%			
		年度ごとの目標値	-	-	90%	90%	95%	-		
	調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		活用状況等を確認	18年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		-	-	-	-	-	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	活用状況等の確認		
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	活用状況等の確認	-	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	<p>(判断根拠)</p> <p>広報啓発事業については、「共生社会に関する意識調査結果」(H26. 3月実施:内閣府)によると、「春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合」については40.3%と25年度の目標値は達成できず、また「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合」については80.2%と高い数値を示したものの、測定指標における当年度目標値(95%)を達成することができなかったため、進展が大きくないと判断した。</p> <p>調査研究事業については、交通安全基本計画の総合的な効果分析手法に関する調査については、現在進めている第9次交通安全基本計画に定められた施策の効果をより客観的かつ合理的に評価することを目的として、平成24年度から2ヶ年で実施し、新たな評価手法や指標に関する精査及び試行を実施するとともに第9次交通安全基本計画の評価書原案をとりまとめた。</p> <p>また、交通対策基礎調査についても、駅周辺における放置自転車等の実態調査を実施し、自転車等をめぐる対策の基礎資料として、各駅及び自治体ごとの放置自転車台数や駐輪場の状況をとりまとめ、各地方自治体へ還元した。</p> <p>次期計画の策定に向けた第9次交通安全基本計画の評価作業を進めるとともに、地方自治体等における放置自転車対策を推進するインセンティブ効果を与えたことから、目標を達成したと判断した。</p> <p>以上のことから総合的に判断し、進展が大きくないと判断した。</p>

施策の分析

○広報啓発事業  
(有効性、効率性)

平成25年度の交通安全対策関係予算で春・秋の全国交通安全運動に関する啓発活動を実施したほか、第9次交通安全基本計画では、最も効果的な施策を地域が主体となって実施すべきであること、地域コミュニティ間の連携を強化し、住民が積極的に参加・協働していくことが有効であること、地域の実情に即した自主的な活動を促進するためには、地域における民間指導者の人材育成が重要な課題であること等が示されていることから、地域自らが企画・立案し、実施する、いわゆる決定プロセスを構築するための仕組みづくりの支援や、本事業に携わった交通ボランティア等の育成を行うことにより、地域の自主的な活動を促進させることを目的とする地域交通安全コーディネーター事業を推進している。

平成25年度については、茨城県那珂市、大阪府八尾市など8地区において参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業を実施、また、今後も大きな課題となる高齢者対策については、福島県、岩手県など7カ所において高齢者安全運転推進協力要請事業を実施し、施策目標に対し有効的であったと考える。

また、内閣府が実施している地域の交通安全リーダーを養成する事業(高齢者安全運転推進協力者養成事業、参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業等)についても、これらに参加した者を対象とした意識調査結果によれば、有益な事業内容である等の意見も多く、これらの事業が他に浸透していけば、地域の交通安全意識の向上に一定の寄与をしていくものと考えられ、ひいては国民全体の交通安全意識が高まっていくものと考えられる。

(課題等)

上記の意識調査結果によると、測定指標における当年度目標値(90%以上)を達成することはできなかった。引き続き、普段は交通安全に関心のない方はもとより、交通安全について関心がないわけではない人にも、春・秋の全国交通安全運動等の内閣府の啓発事業をきっかけとして更に交通安全について意識し、または再認識してもらえるような工夫が必要であるほか、当該意識について正確に把握するためにも、調査方法の改善を図る必要がある。

交通事故死者数や負傷者数についてそれぞれ前年比で減少(▲38人、▲43,940人)していることから、本事業が、国の行政機関、地方自治体及び民間団体等がそれぞれ実施している交通安全対策とあいまって、交通事故死者数の減少傾向に寄与しているものと考えられ、内閣府の広報啓発事業を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合や自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合をいかに増加させていくかが課題である。

○調査研究事業  
(有効性、効率性)

交通安全基本計画の総合的な効果分析手法に関する調査については、第10次交通安全基本計画の策定に向け、第9次交通安全基本計画に基づいて実施している交通安全対策の施策効果の評価が進んだことから、本調査が有効であったと考えられる。

また、交通対策基礎調査の駅周辺における放置自転車等の実態調査についても、本調査結果について地方自治体等に成果物を還元するとともに内閣府ホームページに掲載したところ、各市区町村だけでなくマスコミ等からの問い合わせがあったことから、放置自転車の状況を定期的に更新することで、放置自転車対策についての問題意識の向上が図られ、本調査は有効であったと考えられる。

(課題等)

調査研究事業のうち、交通安全基本計画の総合的な効果分析手法に関する調査については、新たに提案された指標を評価に適用するために必要なデータ整備等を進めるとともに、施策の費用対効果の評価についての検討が必要である。

また、交通対策基礎調査の駅周辺における放置自転車等の実態調査についても、地方自治体等における放置自転車対策を推進するインセンティブ効果を一層強化するため、調査内容の改善等を検討する必要がある。

次期目標等への  
反映の方向性

○広報啓発事業

【施策】

第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を、引き続き強力に推進していくことにより、目標の達成に努める。

春・秋の全国交通安全運動については、上記調査結果において目標値を達成しない割合である事実をも引用して地方公共団体に周知しつつ、春・秋の全国交通安全運動の一層の周知への協力依頼を行う。また、高齢者対策を重点として、地方公共団体の提案により、当該地域において必要な交通安全に資する事業の推進を支援する地域提案型交通安全支援事業を実施するなど、各地域の交通安全リーダー等への啓発に取り組む。

【測定指標】

広報啓発事業に係る2つの測定指標の目標値を引き上げて、国民の交通安全意識の向上を図る。

なお、1つ目の「春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合」について、平成25年度の政策評価の事前分析表では「普段から交通安全を意識していると思う人の割合」としていたが、平成25年度行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ、測定指標を変更し、25年度の事前分析表から用いている。

		<p>○調査研究事業</p> <p><b>【施策】</b>  調査研究は交通安全基本計画の策定に向けた検討を進めるとともに、交通事故の発生状況や関連施策の今後の方向性、国民の注目度に沿ったものとなるよう留意しており、今後もその方針から逸れない調査内容を設定していく。  また、有用性・活用状況についても、費用対効果や地方自治体の放置自転車対策を促す観点から、必要に応じて検証していく。</p> <p><b>【測定指標】</b>  交通安全基本計画の策定に向けた検討状況や、設定した調査研究内容が他機関やマスコミ報道等に与えた影響等を検証することにより、有用性・活用性を高めていくとともに、必要に応じて地域などでの活用状況を検証し、次期調査研究課題の設定に寄与させる。</p>
--	--	---

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (交通安全対策担当) 福田 由貴	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	----------------------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-54(政策12-施策⑭))

施策名	犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画) 〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	犯罪被害者等基本法及び平成23年3月に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画(計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間)に基づき、犯罪被害者等施策を総合的に推進する。					
達成すべき目標	犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた幅広い取組の実現					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	犯罪被害者等施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
	-	犯罪被害者白書の取りまとめ等による施策の進捗状況の確認	犯罪被害者白書の取りまとめ等による施策の進捗状況の確認	犯罪被害者白書の取りまとめ等による施策の進捗状況の確認	犯罪被害者白書の取りまとめ等による施策の進捗状況の確認	犯罪被害者白書の取りまとめ等による施策の進捗状況の確認	-		
年度ごとの目標値	犯罪被害者等施策の進捗状況の確認	犯罪被害者等施策の進捗状況の確認	犯罪被害者等施策の進捗状況の確認	犯罪被害者等施策の進捗状況の確認	犯罪被害者等施策の進捗状況の確認				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 平成26年版犯罪被害者白書において、平成25年度に関係省庁が講じた施策の進捗状況の確認を行っており、平成25年度は、市町村における総合的な対応窓口の設置率が、大幅に増加したこと(69.0%→80.7%)をはじめ、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめが行われるなど、相当程度の進展があった。
	施策の分析	(有効性、効率性) 犯罪被害者等からの要望は、損害回復・経済的支援等への取組、精神的・身体的被害の回復・防止への取組、刑事手続への関与への取組など多岐に渡っており、これらの課題に対応するためには、府省横断的に取り組む必要がある。このため、現在、平成23年に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画に基づき、政府は犯罪被害者等施策を進めているところである。本計画には、今後5年間で進めていく犯罪被害者等施策が個別・具体的に定められており、内閣府が、本計画に基づき関係省庁の犯罪被害者等施策を促進していくことは、総合的かつ長期的な観点から取組を進めていく上で、有効かつ効率的であると言える。  (課題等) 平成26年度以降は、上記検討会の取りまとめにおいて提言された事項(海外での犯罪被害者に対する弔慰金制度等)について、引き続き、関係省庁等と連携し具体化を図るなどの取組を進める必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 内閣府としては、第2次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策について、引き続き犯罪被害者白書のとりまとめや有識者等で構成される基本計画推進専門委員会等会議を開催するなどし、施策のフォローアップを行うとともに、関係省庁の取組を促進していく。  【測定指標】 上述のとおり、犯罪被害者等施策は、関係省庁において個別・具体的に行われており、本施策の目標である「犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた幅広い取組の実現」は、内閣府だけでなく、第2次犯罪被害者等基本計画に基づき関係省庁において行われる様々な取組の効果とあわせて達成されるものである。 このため、今後の本施策の政策評価に当たっては、犯罪被害者白書の取りまとめを通して、毎年、関係省庁により進められている施策のフォローアップを行うことは当然行っていくものの、より総合的かつ的確な評価となるよう、また、新たな犯罪被害者等基本計画案の作成及び今後の関係省庁における取組の改善に資するよう、第2次犯罪被害者等基本計画の計画期間の最終年度に犯罪被害者等基本法に定められている犯罪被害者等施策推進会議によって行われる評価と併せて、総合的に政策評価を行うこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	犯罪被害者白書 ( <a href="http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/whitepaper/whitepaper.html">http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/whitepaper/whitepaper.html</a> )
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(犯罪被害者 等施策推進担当) 及川 京子	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	--------------------------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-55(政策12-施策⑬))

施策名	犯罪被害者等施策に関する広報啓発・連携推進等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕				
施策の概要	犯罪被害者等施策を効果的に実施し、また、国民の理解促進を図るため、必要な広報啓発、連携推進等の事業を実施する。				
達成すべき目標	国民及び関係者が犯罪被害者等施策に対する理解や関心を深めるとともに、地域における犯罪被害者等支援に関する取組に向けた気運が醸成される。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	98	63	57	53
	補正予算(b)	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
合計(a+b+c)	98	63	57		
執行額(百万円)	47	37	26		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	①犯罪被害者等の置かれている状況について関心を持っている人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	56.1%	50.0%	
測定指標	②犯罪被害者等施策について知っている人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	22.4%	50.0%	
測定指標	③市町村における総合的な対応窓口の設置率	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○
	年度ごとの目標値	69.0%	-	-	-	69.0%	80.7%	100%	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	80.0%	/	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>インターネットによる共生社会に関する意識調査の結果、犯罪被害者等の置かれている状況について関心を持っている人の割合は56.1%、施策の認知度については22.4%であり、測定指標①の目標値は達成できたが、測定指標②の目標値は達成できなかった。これは、被害者の置かれている状況に対する一般国民の関心は高いと言えるが、被害者等施策に対する理解度は低いことが伺える。</p> <p>測定指標③に関しては、約200市町村で新たに総合的な対応窓口が設置されており、これは地域における関係機関・団体の犯罪被害者等に対する理解や関心が着実に向上し、支援体制の整備が進んでいることを示している。</p> <p>以上から、平成25年度に関しては、本施策は相当程度の進展があったと評価した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 国民一般に対する働きかけとして、平成25年度は、犯罪被害者週間にあわせたイベント(東京、島根、大分)において、被害者等を招いてパネルディスカッションなどを行ったところであり、被害者の置かれた状況を来場者に伝えるという点では、有効的であった。 関係者に対する働きかけとして、平成25年度は都道府県主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とした研修会等を開催し、都道府県の主管課だけでなく市町村の職員に対して総合的な対応窓口の設置の必要性等を強く要請し、関係者の理解度の向上を図っている。窓口の設置率は着実に向上しており、地方公共団体に直接働きかけを行う機会を設ける本施策は有効であったと考える。 ※総合的な対応窓口の設置の要請について 犯罪被害者等の置かれた状況は様々であり、必要とする支援も刑事手続に関するものだけではなく、経済支援や医療・福祉、住宅、雇用など生活全般にわたっている。このため、住民にとって最も身近な存在でありかつ各種保健医療・福祉制度の実施主体である地方公共団体において、まずは、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や申請補助など適切なコーディネートを行ったり、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行う一次的な相談窓口(総合的な対応窓口)が設置されることが望まれる。</p> <p>(課題等) 平成25年度は、犯罪被害者週間にあわせてイベント(東京、島根、大分)を開催するとともに、地方公共団体に対して広報啓発活動の展開を要請するなどの取組を行ったところであるが、広く一般国民に対する施策の認知度の向上には不十分であったと思われる。一般国民の犯罪被害者等が置かれた状況についての関心や、犯罪被害者等施策の認知度が高まることにより、犯罪被害者が具体的な支援を受けることができることや、犯罪被害者等支援に関する取組への国民の協力が得られることが期待されるため、今後の広報啓発活動の方法については課題がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b> 引き続き、第2次犯罪被害者等基本計画に基づき、犯罪被害者等施策に関する広報啓発、関係機関・団体の連携を推進する取組を推進していく。 広報啓発活動について、平成26年度は、施策の分析欄において記載した課題を踏まえ、従来のイベント型の事業に加え、犯罪被害者白書で特集を組んだり、インターネットバナー広告等の様々な広報媒体を活用し、広く一般国民に対して施策の認知度の向上を図りたい。 市町村における総合的な対応窓口の要請については、今後も平成25年度に行った取組を継続する。また、地域における犯罪被害者等支援の全国的な水準の底上げを図るべく、地方自治体職員を対象としていた従来の研修をその他の関係者にも広げるなど地域の実情に合わせた取組を行うこととする。</p> <p><b>【測定指標】</b> 本政策評価の施策は、第2次犯罪被害者等基本計画に基づき、内閣府で行っているものであり、引き続き実施していく。(測定指標①及び②については、平成26年度は上記の取組を行い一般国民に対しての広報啓発活動を行う。測定指標③については、上記のとおり平成25年度に行った取組を継続し、総合的な対応窓口の設置率の向上を図る。) しかし、本施策の達成すべき目標である「国民及び関係者が犯罪被害者等施策に対する理解や関心を深めるとともに、地域における犯罪被害者等支援に関する取組に向けた気運の醸成」は、内閣府だけでなく、第2次犯罪被害者等基本計画に基づき関係省庁において行われる様々な犯罪被害者等施策の効果とあわせて達成されるものと考えられる。また、第2次犯罪被害者等基本計画は、計画期間を5年間としていることから、毎年度の事後評価を行うことは適切ではなく、その最終年度に計画全体を総合的に評価することとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標①及び②: インターネットによる共生社会に関する意識調査(H26.3調査: 全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(犯罪被害者等施策推進担当) 及川 京子	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	----------------------------	----------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-56(政策12-施策⑩))

施策名	自殺対策の総合的推進(自殺総合対策大綱)〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を総合的に推進する。					
達成すべき目標	自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第186回国会 参議院内閣委員会 森国務大臣所信(平成26年度2月19日) 自殺対策については、一昨年の自殺者数が十五年ぶりに三万人を下回り、昨年にはさらに減少したものの、依然として深刻な状況にあることを踏まえ、自殺総合対策大綱に基づき、若年層対策や自殺未遂者対策などの課題に引き続き対応するとともに、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、地域の実情に応じたきめ細かな対策を促進してまいります。					

測定指標	1. 自殺対策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	
	年度ごとの目標	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認		
	2. 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)(直線補完によって、21年から25年までの目標値を定めた)	基準値	実績値					目標値	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	○
24.2(17年)		24.4(21年)	23.4(22年)	22.9(23年)	21.0(24年)	20.7(25年)	19.4(28年)		
年度ごとの目標値		22.5	22	21.6	21.1	20.7			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 測定指標「1.」、「2.」が、自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する、という内閣府が達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 平成25年度に目標を設定した測定指標「1.」については、施策の進捗状況の確認を実施したため、目標を達成することができた。 平成28年に目標を設定した測定指標「2.」については、平成25年に直線補完した目標値が20.7であり、目標を達成することができた。 よって、全ての測定指標で目標が達成されているため、「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 「自殺対策白書のとりまとめ」を通じて自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況や自殺死亡率の推移を確認することにより、各施策を着実に実施できるように促すことができる。 また、我が国の自殺の現状を把握し、自殺統計を基に自殺動向の変化及びその要因を把握することにより、自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を効率的に確認することができる。 さらに、同達成手段において、自殺死亡率の推移を把握するとともに、HPへ公表することにより、国民の自殺対策に対する理解と関心を深める一助となる上で有効に機能していると考えられる。  (課題等) 自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策の総合的な推進が図られており、自殺死亡率も低下を続けているが、年齢や地域によって差がある。 平成26年版自殺対策白書において、自殺死亡率を分析したところ、以下のような特徴が見られた。 ・年齢別にみると、50歳代の低下が大きい一方、30歳代は一定の水準で推移している。 ・地域別にみると、人口規模が小さい自治体ほど自殺死亡率が高くなっている。 以上のような分析も踏まえ、今後、若年層や地域レベルでの自殺対策を推進していく必要がある。  30歳代の自殺の原因・動機は「健康問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」が多くなっており、関連する施策として、職場におけるメンタルヘルス対策や多重債務対策の推進を実施してきており、今後も引き続き対策を行っていく必要がある。 人口規模が小さい自治体では、従来は自殺対策を実施する自治体は少なかったが、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、人材養成(ゲートキーパー等の養成)や心の健康づくりなどの対策を実施する自治体は増加してきている。今後は、都道府県を中心に、さらに地域の実情を踏まえた自殺対策の事業の企画・促進を図る必要がある。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>  「施策の分析」において記載した課題等を踏まえて、今後、都道府県に設置した地域自殺対策緊急強化基金を通じて、若年層や自殺未遂者向けの取組を含めた地域レベルの取組を推進するとともに、自殺者全体の減少傾向を継続できるように、自殺総合対策大綱に基づく取組を着実に推進していくことにより、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。</p> <p><b>【測定指標】</b>  測定指標「1.」については、来年度も引き続き、施策の進捗状況を確認していく。  測定指標「2.」については、平成28年までに目標を達成することができるよう、都道府県に設置した地域自殺対策緊急強化基金を通じて、若年層や自殺未遂者向けの取組を含めた地域レベルの取組を推進するとともに、自殺総合対策大綱に掲げる施策を推進していく。</p> <p>(総合評価へ移行)  自殺対策については、社会的要因の背景にある制度・慣行の見直しや相談・支援体制の整備・充実を図るとともに、国民全体に対する啓発活動等を通じて正しい知識を普及させ、自殺や精神疾患に対する偏見を減らし、あわせて、精神科医療全体の改善を図っていくことが必要であるが、直ちに効果を発揮するものではなく、中長期的な視点に立って継続的に実施する必要がある。このような点も踏まえて、自殺総合対策大綱は、5年を目途に見直しを行うこととされている。  このため、大綱の見直しが行われた平成24年度から平成28年度までの5年間の事業について、大綱の見直しを行う予定の平成29年度に評価のとりまとめを行うこととし、同年度以前に、学識経験者等の意見を得ながら検討を行い、平成29年度の自殺総合対策大綱の見直しにも資するための検証・評価を実施する。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○自殺対策官民連携協働会議(第1回:平成25年9月3日、第2回:平成26年2月4日)において、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体との協働を進めるため、自殺総合対策大綱における施策の実施状況について、各構成員に確認いただくとともに、自殺対策強化月間など、今後の自殺対策について、各構成員から意見をいただいた。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>-</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (自殺対策担当) 岡 朋史</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	----------------------------------	-----------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-57(政策12-施策⑰))

施策名	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	自殺対策を効果的に実施し、また、国民の理解促進を図るため、必要な広報啓発、調査研究等の事業を実施するとともに、地域における自殺対策を強化するための事業を実施する。					
達成すべき目標	自殺対策に関する広報啓発、調査研究、地域における自殺対策の強化等を通じ、自殺総合対策の推進に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	211	211	205	-
		補正予算(b)	3,700	3,020	1,630	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	3,911	3,231	1,835	
執行額(百万円)	3,880	3,140	-			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第186回国会 参議院内閣委員会 森国務大臣所信(平成26年度2月19日) 自殺対策については、一昨年の自殺者数が十五年ぶりに三万人を下回り、昨年はさらに減少したものの、依然として深刻な状況にあることを踏まえ、自殺総合対策大綱に基づき、若年層対策や自殺未遂者対策などの課題に引き続き対応するとともに、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、地域の実情に応じたきめ細かな対策を促進してまいります。					

測定指標	1. 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		33.2%	-	33.2%	36.2%	34.2%	31.3%	対前年度比増	
		年度ごとの目標値	-	-	対前年度比増	対前年度比増	対前年度比増		
	2. 自殺統計分析の実施による自殺の実態把握	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		自殺統計分析の実施	-	-	-	自殺統計分析の実施	自殺統計分析の実施	自殺統計分析の実施	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	自殺統計分析の実施		
	3. 市町村における地域自殺対策緊急強化事業の実施割合	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		73.7%	-	-	73.7%	79.0%	80.7%	対前年度比増	
		年度ごとの目標値	-	-	-	対前年度比増	対前年度比増		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	(判断根拠) 測定指標「1.」、「2.」、「3.」が、自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に寄与する、という内閣府が達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 平成25年度に目標を設定した測定指標のうち、測定指標「1.」以外については、目標を達成することができた。 測定指標「1.」については、目標値を「対前年度比増」としているが、実績値は「対前年度比減」であるため、本目標は未達成である。 よって、施策は、相当程度進展があるとは認められないため、「進展が大きくない」と判断した。
施策の分析	(有効性、効率性) 地域の実情に応じて事業メニューを選択して実施することにより、市町村における地域自殺対策緊急強化事業の実施割合を対前年度比増とすることに寄与している。本達成手段を通じて、地域における自殺対策の体制整備や取組の推進を図ることで、自殺総合対策の推進に有効的に寄与している。 「自殺対策推進経費」を用いた、国民の理解を促進するために必要な広報啓発活動は一般競争入札による調達を行い、効率的な施策の実施に努めている。  (課題等) 自殺者数が減少傾向にあることと軌を一にして、「自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合」は低下傾向となっている。今後、自殺統計分析結果の周知や国民に対する自殺予防の普及啓発・人材養成をより効果的に進めていく必要がある。特に、他の年代と比べて自殺死亡率の低下が小さい若年層や、自殺死亡率が高く人口規模が小さい自治体における取組を推進する必要がある。

<p>評価結果</p>	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          自殺対策に関する広報啓発、若年層の自殺の実態等に関する調査研究、自殺報道の影響や諸外国の取組等に関する調査研究を実施する。広報啓発については、自殺予防週間や自殺対策強化月間において、内閣府ホームページ上に特設ページを開設し、同ページ上で自殺統計等を掲載するなどの形で実施する。また、地域自殺対策緊急強化基金を用いて、地域における自殺対策の強化を通じ、自殺総合対策大綱に掲げる施策を推進していく。</p> <p><b>【測定指標】</b>          測定指標「1.」については、引続き、対前年度比増となるよう、自殺対策に関する広報啓発を行い、自殺総合対策大綱に掲げる施策を推進していく。自殺予防週間や自殺対策強化月間において、特に、問題が深刻化している若年層に訴求するため、若年層の利用率が高いインターネット(スマートフォンを含む)を活用した広報を重点的に展開する。          測定指標「2.」については、引続き、自殺総合対策大綱に掲げる施策を推進していけるよう、内閣府HPにおいて、毎月及び年間の自殺の状況に関する統計を公表し、自殺統計分析の実施による自殺の実態把握を行うとともに、自殺予防週間や自殺対策強化月間において、内閣府ホームページ上に特設ページを開設し、同ページ上で自殺統計等を掲載するなどの形で広報啓発を実施する。          測定指標「3.」については、引続き、対前年度比増となるよう、自殺総合対策大綱に掲げる施策を推進していく。</p> <p>(総合評価へ移行)          自殺対策については、社会的要因の背景にある制度・慣行の見直しや相談・支援体制の整備・充実を図るとともに、国民全体に対する啓発活動等を通じて正しい知識を普及させ、自殺や精神疾患に対する偏見を減らし、あわせて、精神科医療全体の改善を図っていくことが必要であるが、直ちに効果を発揮するものではなく、中長期的な視点に立って継続的に実施する必要がある。このような点も踏まえて、自殺総合対策大綱は、5年を目途に見直しを行うこととされている。          このため、大綱の見直しが行われた平成24年度から平成28年度までの5年間の事業について、大綱の見直しを行う予定の平成29年度に評価のとりまとめを行うこととし、同年度以前に、学識経験者等の意見を得ながら検討を行い、平成29年度の自殺総合対策大綱の見直しにも資するための検証・評価を実施する。</p>
-------------	----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合(%) : 「インターネットによる共生社会に関する意識調査」(平成26年3月調査:全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (自殺対策担当) 岡 朋史</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	----------------------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-58(政策12-施策⑩))

施策名	青年国際交流の推進〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	日本青年を海外に派遣し、また、外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うことにより、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次代を担うにふさわしい国際性を備えた青年を育成する。					
達成すべき目標	国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を促す					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,464	1,312	1,052	1,174
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	-	-	-	
執行額(百万円)	1,545	1,333	1,077			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) (若者を伸ばす教育再生) (略)「可能性」に満ちた若者たちを、グローバルな舞台で活躍できる人材へと育ててまいります。</p> <p>安倍総理 日本外交の新たな5原則(平成25年1月18日) Ⅱ 未来をつくる5原則とは そして第五が、未来をになう世代の交流を促すことです。</p>					

測定指標	①事業時に行う参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立つと思う者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
	94%	83%	93%	94%	87%	91%	90%以上		
	年度ごとの目標値		90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上		
②青年国際交流事業の成果の「見える化」	施策の進捗状況(実績)						目標	達成	
	「見える化」の試みの一環として、グローバルリーダー育成事業において、研修前後にグローバルリーダーに必要と思われる各能力の五段階自己評価を導入。次年度以降も継続して行い、事業評価に活用する予定。						25年度	○	
						成果の「見える化」			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	<p>(判断根拠)</p> <p>事業参加が将来に役立つと思う者の割合(6事業全体の平均)の目標値90%以上に対し、実績値91%であった。またグローバルリーダーに必要と思われる各能力の五段階自己評価を導入し、成果の「見える化」を行った。上述のとおり、全ての測定指標の実績が目標を達成したことから、目標達成と判断した。</p>

施策の分析

(課題等)

グローバルリーダー育成事業について、リーダーシップとマネジメントの向上を目指し、有識者によるセミナーを実施し、それらの認識や能力の必要性について学ばせた。検証結果は、5段階評価で4以上が約61%となり、さらに、参加青年からは「リーダーとは何かを考え、仲間と共有する中で、自分が思うリーダー像を見つけることができた。」「プロジェクトマネジメントに関する基本的な情報を入力し、プロジェクトをどのように始めるかについてアイデアを得ることができた」とのコメントがあった。以上を鑑みると参加青年は、社会の各分野で活躍するために必要なリーダーシップやマネジメント力の必要性の認識と基礎を身に付けることができたといえる。ただし、事業日数が短くなったことで、身に付けた基礎力を実践するために必要な「参加青年間で粘り強く交渉や調整をしながら物事を進めていく体験」や、「参加青年同士の十分なコミュニケーションを取りながら企画運営を行い、活動を創り上げていく体験」をするための時間が十分に提供されたとはいえず、課題が残る結果となった。

東南アジア青年の船事業では、青年が主体となり船内活動を企画・実践する自主活動の時間を設け、その指導力・実現力を発揮できるよう指導を行い、一定の成果を得ている。しかし、同じ国の青年同士で企画することが多く、国の枠を超えた活動が増えるよう指導する必要がある。

青年社会活動コアリーダー育成プログラムは、日本青年にとって外国青年からの学び・インプットが多くあるが、一方で日本青年から外国青年への質問や、日本の実情を伝えることも含めた意見交換の機会、時間配分が少ない等の課題が挙げられる。

国際青年育成交流事業では、青年相互の理解や友好を促進すべく、合宿型を始めとするディスカッションプログラムの充実を図ってきているところであるが、課題別視察先がテーマに十分マッチしたものではなかったり、また、訪問先に十分プログラムの趣旨が伝わっていなかったため、満足のいく結果が得られなかったところがあった。

日本・韓国青年親善交流事業では、青年相互の理解や友好を促進すべく、合宿型を始めとするディスカッションプログラムの充実を図ってきているところであるが、ディスカッションの基本テーマの共有はできていたものの、個別具体的なテーマについて、事前の共有があまりなされていなかったため、ディスカッションの場面で戸惑ったり、事前準備が十分活かされなかったところがあった。

日本・中国青年親善交流事業では、平成25年度事業においては9月に実施が決定し、派遣団の事前研修が3日と短く情報量及び内容が限定的なものとなった。

測定指標①について、各事業別に見ると以下のとおりであり、事業参加が将来に役立つと思う者の割合は、事業単体では目標値90%以上に対し、目標未達があった(コア事業、東ア事業、グローバル事業)。

(育成:96% 日中:93% 日韓:95% コア:86% 東ア:86% グローバル:88%)

(有効性、効率性)

達成手段「青年国際交流経費」において実施されている青年国際交流事業は、日本参加青年257人、外国参加青年509人(平成25年度)の交流を行い、ディスカッション能力やコミュニケーション能力の向上、また多様な価値観に触れる機会を提供している。また、測定指標①について、91%の青年自身が将来に役立ったと思い、測定指標②については、グローバルリーダー育成事業において、研修前後にグローバルリーダーに必要と思われる各能力の五段階自己評価を導入し、「日本参加青年の成長」を測定した。各能力において中間値を上回ったことから、参加青年はリーダーとしての基本的な能力や態度を身に付けることができたことと評価できる。加えて、平成25年6月の「青年国際交流事業に関する検討会」の報告において、「(略)事業そのものに対する内外からの評価と信頼や事後活動組織などは、我が国にとってかけがえのない無形の財産」と、本事業に対する肯定的な評価があった。

また、参加国数、事業日数の絞込、レセプションの簡素化等の事業内容の見直しを行うとともに、参加青年経費の削減、効率化を図った。

これらに鑑みれば、本達成手段は国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を促す上で、有効かつ効率的に寄与したものと考えられる。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を促すために、事業の有効性を一層高めるための取組を推進していく。施策の分析を踏まえ、グローバルリーダー育成事業について、リーダーシップやマネジメント等をより効果的に向上させる事業内容の構築に取り組む。具体的には、引き続き有識者によるセミナーを実施し、リーダーシップやマネジメント等の認識や能力の必要性を学ばせ、基礎力を身に付けさせる。さらに、それらを実践するためのプログラムの量と質を検討することとする。          東南アジア青年の船事業では、前述の課題を踏まえ、国の枠を超えた活動が増えるよう指導方法等を検討する。          青年社会活動コアリーダー育成プログラムは、前述の課題を踏まえ、諸国についての学び・インプットと同等に、日本側からのアウトプットの充実を図る。          国際青年育成交流事業では、前述の課題を踏まえ、視察先については、よりテーマに沿ったものとなるよう、十分な検討と調整を行うとともに、訪問先には、事業の趣旨を始め、今回、何を目的として訪問させていただくのか、十分な事前調整を図ることにより、プログラムの更なる充実を図る。          日本・韓国青年親善交流事業では、前述の課題を踏まえ、事前に情報共有を図り、十分な事前準備の元、ディスカッションに臨めるよう、ディスカッションの基本テーマの共有はもとより、ある程度個別具体的なテーマやディスカッションのポイントについても、事前の共有を図ることとする。          日本・中国青年親善交流事業では、国家間のみならず個人レベルの交流の重要性を意識し、団員の自国ならびに訪問国に関するより広範な情報収集と理解・検証や議論を目的とし、平成26年度事業においては派遣団の事前研修を4日とし、事業の効果増大を図る。          また、引き続き参加青年による自主管理の強化、既参加青年を始めとするボランティアの支援等により、経費の削減、効率化を図る。          前述の「青年国際交流事業に関する検討会」報告書では、「世界青年の船」事業はその優れた点をいかにしながら、グローバル人材の育成のため、発展的見直しを行うべきとの指摘があった。そのため、平成26年度においては、我が国の急務の課題であるグローバルリーダー人材の育成を主目的とするとともに、戦略的外交により資する事業として「グローバルユースリーダー育成事業」を実施する。</p> <p><b>【測定指標】</b>          測定指標①について、将来に役立つと思う者の割合について、目標未達であった3事業については、理由の分析を進め、対応策を検討する。          測定指標②について、事業の成果を検証するために、事業効果の定量的・定性的評価をより一層進めることは、次年度プログラムへの反映、事業効果を対外的に発信し、事業の意義について理解を深めることに寄与することから、引き続き成果の「見える化」の改善を検討する。具体的には、平成26年度は「平成26年度青年国際交流事業の効果測定・評価に関する調査研究業務」を委託し、「青年国際交流事業の効果測定に関する委員会(仮称)」を開催予定。外部有識者から客観的な意見を聴取し、定量的・定性的評価に資する測定指標等について検討する。</p> <p>(総合評価への移行)          国際交流事業については、グローバル社会で活躍できる青年リーダーの育成を主な目的としているが、参加青年の多くは十代から二十代前半の学生であり、社会の各分野での活躍を期待できるのは参加から5～10年以上の経過が必要と考えられる。          また、内閣府国際交流事業については、平成25年度より平成24年度行政事業レビュー等を踏まえ、「世界青年の船」事業に代えてグローバルリーダー育成事業を実施するなど、大幅な見直しを行ったところ。          このため、平成25年度から平成34年度の10年間に実施する事業について、施策効果が十分に発現していると見込まれる平成35年度に評価の取りまとめを行うこととし、同年度以前に、有識者会議の意見に基づき、参加青年の活躍状況や外国参加青年のネットワークの維持状況等について各種調査を集中的に実施する。          また、平成30年度には中間とりまとめとして、事業実施から比較的短期間であっても評価可能な部分を中心に評価を行い、翌年度以降の事業改善に反映させることとする。          単年度の事業効果の測定についても改善を図りつつ引き続き実施し、事業の不断の見直しに役立てることとする。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成25年6月の「青年国際交流事業に関する検討会」の報告において、「世界青年の船の優れた点を活かしながら、グローバル人材の育成のため、発展的見直しを行うべき。」との意見が示されたことを踏まえ、平成26年度において「グローバル・ユース・リーダー育成事業」を実施することとした。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・青年国際交流事業の各事業参加後における参加青年(日本参加青年、外国参加青年)アンケート調査          ・「青年国際交流事業に関する検討会」報告書(平成25年6月)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (青年国際交流担当) 矢作 修己</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	-------------------------------------	-----------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-59(政策13-施策①))

施策名	栄典事務の適切な遂行〔政策13. 栄典事務の適切な遂行〕				
施策の概要	栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、これに関連する審査、伝達等の事務を行う。				
達成すべき目標	適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努める。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	2,556	2,554	2,578	2,685
	補正予算(b)	25	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
合計(a+b+c)	2,581	2,554	2,578		
執行額(百万円)	2,570	2,546	2,573		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)	
	第183回国会・衆・参・内閣委員会 官房長官所信表明	平成25年3月13日(衆) 同年3月19日(参)	(各通) 国際平和協力業務、政府広報、栄典行政などについても適切に推進してまいります。		

測定指標	春秋叙勲の発令数	基準値	実績値					目標値	達成
		15年秋	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	4,068名	4,019名	4,064名	4,110名	4,099名	春秋ごと概ね4,000名	
	年度ごとの目標値	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	4,024名	4,173名	4,079名	3,940名	4,193名	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	
		春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)		
		春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)		
	危険業務従事者叙勲の発令数	基準値	実績値					目標値	達成
		15年秋	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		毎回の発令ごとに概ね3,600名(年2回)	3,617名	3,623名	3,609名	3,634名	3,645名	毎回の発令ごとに概ね3,600名(年2回)	
	年度ごとの目標値	毎回の発令ごとに概ね3,600名	3,616名	3,622名	3,624名	3,633名	3,615名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	
		毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名		
		毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名		
	春秋褒章の発令数	基準値	実績値					目標値	達成
		15年秋	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	728名	697名	728名	694名	736名	春秋ごと概ね800名	
年度ごとの目標値	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	702名	735名	720名	736名	795名	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)		
	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)			
	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)			
発令日	基準値	実績値					目標値	達成	
	15年秋	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○	
	春:4月29日 秋:11月3日	4月29日 11月3日	4月29日 11月3日	4月29日 11月3日	4月29日 11月3日	4月29日 11月3日	春:4月29日 秋:11月3日		
年度ごとの目標値	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日		
	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日			
	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日			
「一般推薦制度」(注)に係るホームページへのアクセス数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○	
	23,445件	28,227件	51,565件	30,838件	50,410件	53,128件	前年度比増		
年度ごとの目標	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増			
	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 栄典制度の意義について、広く国民に理解をいただき、また、国民に親しみやすいものとして一層定着するよう、主要な測定指標を設定。 春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の受章者の発令総数について、25年度においては、春秋叙勲及び危険業務従事者叙勲については目標を達成した。 また、春秋褒章については、近年の傾向として発令数が700名を下回ることもある中で、25年度においては、概ね目標を達成した。 「一般推薦制度」に係る内閣府ホームページへのアクセス数については、広報展開に内閣府ホームページのトップページにおける告知やインターネットサイトテキスト広告などの手法により周知に努めたことで、前年度に比して約2,700件の増(+5.4%)となった。 したがって、「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 各府省に対して幅広い分野からの候補者の選考及び推薦の対応を促し協力を求めるなど、栄典制度の適正な運用に最大限努めたことにより、春秋叙勲、危険業務従事者叙勲については目標を達成し、春秋褒章については、概ね目標を達成した。 「一般推薦制度」については、多様な広報展開に努めたことにより、アクセス数から見て、国民の関心がより高まった。  (課題等) 課題としては、「一般推薦制度」へのホームページアクセス数について、アクセス数が頭打ちにならないよう、新たな広報展開等の対応が必要と考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	<b>【施策】</b> 春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の受章者数の発令に引き続き努める。 特に春秋褒章については、平成15年の栄典制度改革以降、年齢にかかわらず優れた行いを顕彰することとされており、また、国民の関心も高いことから、各府省に対して幅広い分野からの候補者の選考及び推薦の対応を更に促し、協力を求めることにより、発令数の充実を図っていく。 「一般推薦制度」については、制度の運用開始から10年以上が経過したところであるが、今後、更に多くの国民に本制度を周知するため、政府広報の一層の活用や各都道府県に対する広報の協力要請など、様々な機会を捉えて本制度の広報活動の強化に努めながら、国民の本制度への理解を醸成するとともに、制度の一層の充実を図っていく。  <b>【測定指標】</b> 春秋叙勲の発令数、危険業務従事者叙勲の発令数、春秋褒章の発令数、発令日については、引き続き測定指標として設定し、目標の充実を図っていく。 「一般推薦制度」へのホームページアクセス数については、国民の認知度を一定水準以上に増加を図ることが制度の充実を図っていく上で必要であり、また、国民の本制度への理解がより一層深まるよう、目標を単に「前年度比増」から「直近3年平均の10%以上増」と見直し、目標値の基準を上げていくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	栄典の授与に当たっては、広く国民の意見を反映させ、もって栄典制度が公正に運用されるよう努める必要がある。このため、内閣総理大臣は、栄典制度に係る基本的事項について、毎年春と秋に各界の有識者の意見を聴き、栄典行政にその意向を反映させることとしている。 平成25年に実施した栄典に関する有識者からの意見聴取において、有識者からは、①「一般推薦制度」の積極的なPR、②外国人叙勲の推薦数増加、③女性候補者の発掘、④中小企業評価における評価手法の多様化、など引き続き適切な運用に努めるべきとの意見があった。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	(注)「一般推薦制度」…平成15年から運用を開始した本制度の意義は人目に付きにくい分野において真に功労のある者や多数の分野で活躍し総合的に評価すれば国家又は公共に対する功労の大きな者など、これまで各府省において候補者として把握が困難であった者等が受章者となっており、栄典制度において重要な役割を果たしている。
---------------------------	--

担当部局名	賞勲局	作成責任者名	総務課長 渡邊 清	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	-----	--------	--------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-60(政策14-施策①))

施策名	男女共同参画に関する普及・啓発〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。 本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。					
達成すべき目標	男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	22	19	21	21
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	22	19	21	-
執行額(百万円)	20	25	19	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) 「第68回国連総会における安倍内閣総理大臣一般討論演説」(平成25年9月26日) 「成長戦略進化のための今後の検討方針」(平成26年1月20日): I. 1. ① 「第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」(平成26年1月24日): 五					

測定指標	①男女の多様な生き方を認める割合 (「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的性別役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合)	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	-
		55.1%	55.1%	-	-	45.1%	-	60%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	57%	-	-
	②内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○
		32千件/月	30千件/月	44千件/月	72千件/月	100千件/月	101千件/月	過去3か年の平均件数以上	
		年度ごとの目標値	32千件/月	30千件/月	33千件/月	34千件/月	過去3か年の平均件数以上	-	-
	③総合情報誌「共同参画」に関するアンケートの肯定的評価の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
		87%	87%	86%	81%	84%	87%	70%	
		年度ごとの目標値	70%	70%	70%	70%	70%	-	-

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 測定指標①は、男女共同参画に関する全ての施策の最終目標ともいうべき、固定的性別役割分担意識の変革に係る指標であり、男女共同参画に関する各事業の推進及び測定指標②・③の成果を積み重ねることにより達成可能と考えている。したがって、「男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める」という目標を達成するに当たっては、①～③のいずれの測定指標も主要なものと考えられる。 平成25年度に目標を設定した測定指標②及び③については、目標を達成することができた。(測定指標①については、3～4年に一度実施される調査であり平成25年度は実施なし。) 測定指標①については、平成24年度の調査において基準値(21年度実績)を下回った。様々な原因が考えられるが、男女共同参画に関する各事業を進めつつ、今後も各事業と連携した積極的な広報活動を行い、測定指標②及び③の目標を着実に達成していくことにより、測定指標①の目標を達成することは可能と考えている。 したがって、測定指標①の側近値は目標を下回ったものの、測定指標②及び③が目標を達成している状況を踏まえ、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">評価結果</p>	<p style="text-align: center;">施策の分析</p> <p>(有効性、効率性)  総合情報誌、白書等の紙資料の印刷及び梱包・発送については、引き続き一般競争入札を行うとともに、配布部数及び配布先の精査を行い効率的な実施に努めた。また、総合情報誌の読者アンケートを行い、より有効活用してもらえぬ記事を掲載するよう努めた。  ホームページの管理・運用については一般競争入札を行って、引き続き外部に業務委託を行うことで効率的な実施に努めるとともに、平成24年度には主要ページのリニューアルを、平成25年度には「理工チャレンジ(女子高校生・女子学生の理工系分野への選択を支援するポータルサイト)」及び「カエル！ジャパン(仕事と生活の調和(ワークライフバランス)推進サイト)」のリニューアルを実施し、より国民ニーズに合った情報を分かりやすく提供できるよう努めた。  また、メルマガやFacebookを活用した情報発信を積極的に行い、各情報発信ツールを相互リンクさせることで、幅広いターゲットへの情報発信を有効かつ効率的にできた。  その他、「男女共同参画週間」の実施や各種表彰により、ロールモデルの提示等、男女共同参画社会の形成に係る国民の関心を高めるために有効的に寄与した。</p> <p>(課題等)  測定指標①については側近値(平成24年度世論調査結果)が目標値を下回っており、必ずしも十分な広報を実施できていなかった面があったと考えられる。新たなメルマガ読者(報道関係者等)の開拓や、案件の内容や訴求対象に応じてツールの相互活用や情報発信のタイミングを図る(例えば、「輝く女性応援会議」といったインパクトが重要となる案件について同時に複数のツールを活用して広報する)など、職員が広報の仕方を一層留意しスキルアップしていくことにより、本達成手段の有効性、効率性を更に高める必要がある。  測定指標③については、アンケートの肯定的評価の割合は目標を達成したが、アンケートの肯定的な評価の割合を指標とした場合、回収率等により評価にブレが生じたり、回答者層が偏る可能性があることから、より広く国民の認識の広がりや深まりを具体化した指標にする必要がある。  また、男女共同参画週間に関する測定指標を設定していなかったが、平成24年度から「男女共同参画週間ポスター」のダウンロードを男女共同参画局サイトでできるようにしていることから、新たに指標とすることが必要である。</p>
<p style="text-align: center;">次期目標等への 反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>  男女共同参画社会を形成に係る一般国民の理解や認識を深めるため、現在の目標を維持する。また、本達成手段の有効性、効率性を更に高めるため、新たなメルマガ読者(報道関係者等)の開拓や、案件の内容や訴求対象に応じてツールの相互活用や情報発信のタイミングを図る(例えば、「輝く女性応援会議」といったインパクトが重要となる案件について同時に複数のツールを活用して広報する)など、職員が広報の仕方を一層留意して、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施によるロールモデルの提示等を通じた広報・啓発活動を行う。</p> <p><b>【測定指標】</b>  測定指標①について、平成26年度は調査が実施されない見込み。  測定指標②について、平成26年度からは、官邸ホームページとの連携により、官邸ホームページに男女共同参画のコンテンツが多く掲載される見込みであり、平成26年度は平成25年度と比較してアクセス件数が減少することが想定されているため、その構造的な減少要因を3年間で克服する。  測定指標③については、アンケートの肯定的な評価の割合を指標とした場合、回収率等により評価にブレが生じることがあるため、指標を見直し、男女共同参画に関する国民の認識の広がりや深まりを具体化した指標として、総合情報誌「共同参画」に関する内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数に変更する。ただし、測定指標②と同様、平成26年度は平成25年度と比較してアクセス件数が減少することが想定されているため、その構造的な減少要因を3年間で克服する。  また、平成24年度から男女共同参画週間ポスターのデータをダウンロードできるようにしたこと、男女共同参画週間に関する測定指標として、新たに測定指標④(「男女共同参画週間」ポスターデータの使用件数)を追加する。ただし、測定指標②と同様、平成26年度は平成25年度と比較してアクセス件数が減少することが想定されているため、その構造的な減少要因を3年間で克服する。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・様々な場あるいは媒体を通じて、男女共同参画に関する普及・啓発を行っていることは伺えるものの、さらに固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の展開が重要と考える。特に、近年、若年女性に固定的性別役割分担意識の復活がみられる。男性も含めて、若年層への広報を充実させることが望まれる。</p> <p>(→平成25年3月よりFacebookを活用した情報発信を開始。広報・啓発のターゲット拡大に努めている。)</p> <p>・男女共同参画週間のポスターについては、各年の標語にあわせたデザインを作成、相当数を全国に配布し、広報に努めていることは妥当と考える。</p> <p>(→平成23年度は震災によりポスター作成・配布を取りやめ。平成24年度以降は配布を取りやめ。)</p> <p>・総合情報誌「共同参画」については、表紙を親しみやすくし、内容を充実したこと、また、配布先の見直しにより、配布先企業を増加したことは評価できるものの、いかに一般の人々に目に触れてもらい、手にとってもらうかが重要である。地方公共団体等に配布している広報誌は、ただ単に配布するだけでなく、いかに効果的に使ってもらうか、そのための工夫が必要なのではないか。</p> <p>(→年度末に実施するアンケートの結果分析を丁寧に行い、掲載希望の多かったテーマを次年度に取り入れる等、誌面づくりに役立っている。)</p> <p>・ホームページについては、見やすい画面づくりやリンク先の充実など、その努力は評価できる。しかしながら、毎年度、同程度のアクセス数であり、いかにアクセス数を増やすか今後の課題と考える。内容に関しては、男女共同参画に関わる統計資料を「ワンストップ」で調べられるページがあれば、便利だと思う。</p> <p>(→平成24年度には主要ページのリニューアルを、平成25年度には「理工チャレンジ(女子高校生・女子学生の理工系分野への選択を支援するポータルサイト)」及び「カエル！ジャパン(仕事と生活の調和(ワークライフバランス)推進サイト)」のリニューアルを実施。</p> <p>・男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰及び女性のチャレンジ賞表彰の件数については、それぞれ12件と妥当な数と思われる。表彰制度は、各分野において実践的な活動を積み重ね、男女共同参画の推進に貢献してきた人々のモチベーションを高める上でも必要であり、継続すべきものと考え。</p> <p>(→平成25年度は、男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰11件、女性のチャレンジ賞表彰10件)</p> <p>以上の御意見(中央大学教授・山田昌弘氏。平成22年6月30日)を踏まえ、指摘事項の改善に努めている。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・「男女共同参画社会に関する世論調査」          ・内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス数(内閣府共通Webシステム)          ・総合情報誌「共同参画」におけるアンケート調査(Web調査)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>男女共同参画局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 東 潔</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	----------------	---------------	---------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-61(政策14-施策②))

施策名	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携 〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議、フォーラム等の開催、地方における人材育成のための研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。					
達成すべき目標	地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発や人材育成を進めるほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	93	90	75	81
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	93	90	75	-
執行額(百万円)	68	66	61	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、『男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である。』としている。					

測定指標	「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的な評価の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		70%	79.0%	82.6%	85.4%	87.7%	86.2%	80%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	80%	-	
	「男女共同参画苦情処理研修」における肯定的な評価の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		76.6%	76.6%	79.0%	75.2%	78.8%	80.6%	80%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	80%	-	
	地域における男女共同参画促進の取組事例収集件数	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		57件	57件	91件	28件	222件	23件	100件	
	年度ごとの目標値	-	50件以上	50件以上	100件以上	100件以上	100件	-	
	「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	△
		89% 5団体	-	89% 5団体	72% 3団体	85% 5団体	73% 6団体	80% 1団体	
	年度ごとの目標値	-	-	80% 1団体	80% 1団体	80% 1団体	-	-	
	「地域における男女共同参画促進のための研修」における肯定的な評価の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		-	79.7%	79.9%	80.2%	68.1%	85.0%	80%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	80%	-	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) フォーラム及び研修において肯定的な評価の割合が目標を達成し、また、国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業においても新規共催団体数が目標を上回るなど、半数以上の項目で目標を達成している。国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業のアンケートの肯定的な評価の割合も、目標に近い結果となっており、施策としては相当程度進展したと判断される。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性)          国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業においては、平成25年度活動テーマを「女性の活躍による経済社会の活性化」「ポジティブアクション」「科学技術の分野等における女性の活躍推進」等、関係者の関心の高い喫緊の課題とし、テーマ設定・企画は効果的であった。</p> <p>(課題等)          フォーラムにおいて、アンケートを反映した講師の選定やパネルディスカッションの話題性づくりなどの改善を行い、より目標に近づく事業実施運営に努め、また、研修においても同様にプログラムの見直し等を行い効果的な実施に努めた。          研修等においては、研修内容の充実だけではなく、地方公共団体等の連携推進のため、出席者間の情報交換による課題の共有等も促進する必要がある。          地域における男女共同参画促進の取組事例収集件数は目標を下回ったが、これは、例年度は収集した事例数をそのまま実績値としていたところ、平成25年度は、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会において取組の推進状況調査が行われたため、地方公共団体から収集した約2,000件の事例のうち、専門調査会報告書に掲載した事例数を実績値としたためである。          国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業においては、平成25年度から複数団体による共催を応募要件とし、連携・協議を通じた企画の深化を図ったところ、新規共催団体は着実に増加した。アンケートの肯定的評価は目標を下回ったが、事業ごとにアンケート回収率に差があり肯定的な評価がぶれる傾向にあるという課題がある。なお、主催団体に複数の連携会議構成団体が含まれる事業や、グループディスカッション等の主催者と参加者の双方向のやりとりを含む事業は、肯定的評価が向上する傾向にある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b>          地域における男女共同参画促進のための地方公共団体・民間団体等の取組支援及び連携推進</p> <p><b>【測定指標】</b>          研修においては、アンケートを反映したプログラムの見直し等により、効果的な実施に努めてきたが、研修内容の充実だけでなく、参加者間の情報交換による各地方公共団体の連携推進のため、研修と情報交換会の出席者者の割合等を次期の測定指標とした。          取組事例については、実際に波及効果のある事例であるかが重要であるところ、収集した事例数という指標は波及効果の有無まで測定できず、指標には適さないと判断したため、測定指標としては廃止した。          国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業は、結果検証により得られた知見を踏まえ、一般国民の参加しやすさ及び事業実施結果検証手段としてのアンケート回収を行いやすい実施形態に留意しつつ、複数の共催団体との連携、共催団体同士の連携協力・取組実践を通じ、男女共同参画に対する理解増進を図る。また、グループディスカッション等、主催者と参加者の双方向のやりとりをより多く取り入れることで、肯定的評価の向上を図る。次期の測定指標については、これまでの実績値の推移を踏まえ、新規共催団体数については3団体以上を目標として設定した。          また、東日本大震災などの過去の災害対応における経験を基に、防災・復興については、様々な主体が参加し、多様な視点を反映した取組が必要であることから、女性の意思決定の場への参画を推進することが重要であるため、次期の測定指標については、女性委員のいない都道府県防災会議の数を目標とした。          今後も、これらの事業を通じて、地方公共団体・民間団体等における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう、不断の見直しを行っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「フォーラム」については、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」(平成25年6月28日、東京)における参加者アンケート(参加者831名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち464名より回答(回答率55.8%))</li> <li>・「苦情処理研修」については、男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」(平成25年5月23日～24日、東京)における参加者アンケート(研修参加者95名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち84名より回答(回答率88.4%))</li> <li>・「事例収集」については、47都道府県及び1,327市区町村から取組事例の収集を行い、このうち男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会報告書に掲載した事例数</li> <li>・「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」(平成25年9月30日～平成26年2月12日の間に行われた計9事業)における参加者アンケート(9事業の参加者のべ1,937名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち884名より回答(回答率45.6%))</li> <li>・「地域における男女共同参画促進のための研修」については、「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」(平成26年2月13日～14日、埼玉)における参加者アンケート(研修参加者48名に対し、アンケート用紙への記入方式により実施、うち33名より回答(回答率68.8%))</li> </ul>
---------------------------	---

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 東 潔	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------	--------	-------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-62(政策14-施策③))

施策名	国際交流・国際協力の促進〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換を行う。					
達成すべき目標	男女共同参画についての国際的取組を国内へ浸透させるとともに、国際的動向の情報収集や分析を行い、我が国の施策・取組を発信することで、国際交流と国際協力を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	25	22	20	19
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	25	22	20	
執行額(百万円)	18	16	12			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>■第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)                  すべての女性が活躍できる社会を創る。これは、安倍内閣の成長戦略の中核です。                  (中略)                  全ての女性が、生き方に自信と誇りを持ち、持てる「可能性」を开花させる。「女性が輝く日本」を、皆さん、共に創り上げようではありませんか。</p>					

測定指標	①「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議への出席回数	基準値	実績値					目標値	達成
		過去5年の平均	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		8回	8回	10回	10回	9回	8回	8回	
	年度ごとの目標値		4回	4回	7回	7回	8回		
	②第3次男女共同基本計画(平成22年12月閣議決定)第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」の推進	施策の進捗状況(実績)							達成
		第3次男女共同参画基本計画の第15分野に掲げる具体的施策について、下記のとおり取組、施策の推進を図った。 国連婦人の地位委員会(CSW)、東アジア男女共同参画担当大臣会合、APEC女性と経済フォーラム(WEF)及び女性に関するASEAN+3委員会等の国際会議に出席し、安倍内閣の成長戦略の中核に位置付けられている「女性の活躍」を始めとする我が国の取組について積極的にアピールした。また、CSWにおいては、日本が提案する自然災害におけるジェンダーと女性のエンパワーメントに関する決議が採択されるなど、国際的な取組に貢献した。 こうした国際会議で行われた国際規範の実施に関する決議や会合における議論内容を、情報意見交換会や内閣府ホームページ等を通じて、国内への周知を行った。 また、女子差別撤廃委員会からの最終見解等に対する我が国の対応状況に関するフォローアップについて、市民団体等との意見交換等を行い、女子差別撤廃条約の第7・8回定期報告書の取りまとめに向けた作業を行った。							○
		基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
		21年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	
		具体的施策の推進	-	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	推進度合に基づいた第4次基本計画への反映	
	年度ごとの目標		-	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	<p>(判断根拠)</p> <p>測定指標①については、年度ごとの目標値を達成した。                  測定指標②については、上記に示したとおり、女子差別撤廃条約等の積極的遵守や国際会議におけるイニシアティブの発揮等の施策を具体的に推進した。</p> <p>国際会議への出席回数は、年度ごとの目標値を達成し、女子差別撤廃条約等の積極的遵守や国際会議におけるイニシアティブ発揮等の施策に関する具体的取組を推進したため、目標を達成したと判断した。</p>

評価結果	<p>施策の分析</p> <p>(有効性、効率性)          国連婦人の地位委員会(CSW)、APEC女性と経済フォーラム(WEF)等の国際会議に出席し、安倍内閣の成長戦略の中核に位置付けられている“女性の活躍”を推進するための我が国の取組等についてPRする英語の資料やパンフレットを作成し、公式会合においてだけでなく、二国間会談やサイドイベント等を通じ、積極的にアピールした結果、我が国の取組の聴取や意見交換を目的として、各国政府や国際機関のハイレベルによる政務三役や局長、審議官に対する来訪件数が着実に増加している。(24年度:8回→25年度:19回)また、国際規範等の国内への周知のための情報意見交換会には、毎回多数の参加があり、「このような意見交換の場が持たれることは非常によいこと」「このような会の開催を継続し、若い世代の取り込みも図っていききたい」などの感想を得ており、目的を達成している。このため、目標の達成手段は有効であると考えられる。</p> <p>(課題等)          国連などからは国際規範等の国内での広報を積極的に進めるよう求められている。これまで、HP、Facebook及び情報意見交換会の開催により、国内での広報を積極的に進めてきたが、女性に関する国際規範等に関心の高い人々だけでなく、幅広い国民一般にも浸透するよう効果的に取組を進めることが課題である。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p><b>【施策】</b>          26年度は、引き続き、我が国の女性活躍推進の取組等の海外への積極的な発信を行うとともに、女子差別撤廃条約第7・8回報告の国連への提出<sup>※1</sup>や北京+20<sup>※2</sup>等男女共同参画に係る重要な取組について経済分野など新たな分野の有識者等の参画を進め、国内各地で自治体と連携しつつ、会議やイベントで周知を図るなど、幅広い人々に取組をアピールする。</p> <p>※1:女子差別撤廃条約の締結国は、概ね4年ごとに、条約の規定に基づき、条約の実施のためにとった立法、司法、行政その他の措置等について国連事務総長に報告することになっており、日本は2014年7月に第7・8回報告を提出することを求められている。          ※2:1995年に開催された第4回世界女性会議(北京会議)から20年目にあたることを記念し、会議で採択された「北京宣言」及び「行動綱領」の評価等が、2015年3月の第59回国連婦人の地位委員会で実施される予定。</p> <p><b>【測定指標】</b>          上記施策目標の達成状況の評価をより効果的に行うことができ、また国民に対して施策実施の効果がより明確になるような測定指標を変更する。          ・測定指標①の代わりに、男女共同参画に関する国際会議の場での我が国の積極的な情報発信の効果を測定する指標として「海外要人の来訪件数(我が国の男女共同参画施策に対する海外の関心度)」に変更する。          ・測定指標②については、施策目標の達成度がより明確になるよう、定量的目標に変更する。          我が国の男女共同参画施策については、これまで国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進してきた。国際的規範や基準、取組の国内における実施強化に寄与するためには、まずは、これらを国内に広く浸透させることが重要であることから、その浸透度を測る指標として「『女子差別撤廃条約』という用語の周知度」に変更する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 東 潔	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------	--------	-------------	--------------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-63(政策14-施策④))

施策名	女性に対する暴力の根絶に向けた取組〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕				
施策の概要	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。				
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	当初予算(a)	88	75 (東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業は24年度から復興予算により実施。施策⑧に記載)	61	122
	補正予算(b)	237 (東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業分を含む)	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
	合計(a+b+c)	88	75	61	
執行額(百万円)	172	55	52		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	①女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数	基準値	実績値					目標値	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
	全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市町村)	全地方公共団体	全地方公共団体(岩手県・宮城県・福島県を除く)	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市町村)	
	年度ごとの目標値		全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体		
②第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○	
	具体的施策の推進	-	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	推進度合いに基づいた第4次基本計画への反映		
年度ごとの目標		-	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	<p>(判断根拠)</p> <p>毎年11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間とし、ポスター・リーフレットを作成し、平成25年度は全地方公共団体へ送付し、広く広報啓発を行ったことから、測定指標①は目標を達成することができた。</p> <p>測定指標②について、測定指標①の他に、若年層を対象とした予防啓発の推進、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境の整備、官民の配偶者暴力相談支援業務を担う者を対象とするワークショップの実施等により、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた具体的な取組を推進した。したがって、27年度の最終目標に向け、年度ごとの目標は達成したと判断した。</p> <p>女性に対する暴力をなくす運動をはじめとする広報啓発を行ったことや様々な研修事業等の実施したことから、施策は「目標達成」と判断した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間を定め、ポスター・リーフレットを作成し、全地方公共団体に配布することや、地下鉄駅構内へのポスター掲示を行うことで、広く国民一般への周知を行い、各地方自治体においてもライトアップ等の運動の取組を行うように積極的に促すことにより、今年度はライトアップを実施する自治体も増えた。このライトアップは、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、暴力根絶の呼びかけや被害者に対するメッセージを込めて行っている(例: 東京タワー他全国21施設)。このように、関係機関と協力し、女性に対する暴力に関する取組を一層強化した。</p> <p>若年層が将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者となることを防止する予防啓発として、内閣府において作成した予防啓発教材を活用し、若年層及びその指導者を対象として研修を実施した(全国2か所で3回)。研修に参加した指導者の方々自身で若年層に予防啓発授業を行うに当たり、内閣府が作成した教材を使用した例もあることから、本研修が若年層への予防啓発の重要性に対する認識向上につながっている。</p> <p>性犯罪被害者が安心して必要な相談支援を受けられる環境を整備するために、地域の男女共同参画センターの相談員等を対象とした研修を実施した(2回)。配偶者暴力被害者支援と比べ、性犯罪被害者支援については、相談員等の専門的知識が不足しているため、本研修によって相談員等の相談対応能力の向上に寄与した。</p> <p>官民の女性に対する暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップを実施し(管理職対象2回・相談員対象2回・企画行政職対象2回)、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、官官(国、地方公共団体)、官民の連携強化を図るようにしている。ワークショップ事業におけるアンケートにおいて「満足した」とする評価は80%以上を得ている。</p> <p>これらのことから、達成すべき目標に対する達成手段は有効的に寄与したものと考える。</p> <p>(課題等)</p> <p>「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間は毎年同じであるが、より効果的な運動とするため、内容の見直しや工夫を凝らし、女性に対する暴力の問題に関する取組を国民一般へ広く周知できる広報を計画することが課題である。</p> <p>若年層及びその指導者を対象とした研修や男女共同参画センターの相談員等を対象とした研修は、参加者のニーズにあったものにするため、参加者へのアンケートの実施により、研修内容の充実を図ることが必要となる。</p> <p>また、ワークショップ事業においても、事業内容を見直し、引き続き高い評価を得られるように、内容の充実を図ることが課題である。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>より有効的な広報啓発を計画実施し、女性に対する暴力に関する取組をより強化し、また研修事業に関して参加者のニーズに合うものになるよう、内容の充実を図り、配偶者暴力の被害者の支援がよりよいものになるようにする。さらにワークショップ事業においては、官官(国、地方公共団体)、官民の連携強化を図り、支援体制の強化や支援センターの設置促進をはかることにより、引き続き、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実させる。</p> <p>【測定指標】</p> <p>測定指標①については、既に達成できていることから、新たな測定指標(i ~ v)を設定し、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を推進する。</p> <p>i) 夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合を平成27年までに100%にする。</p> <p>ii) 配偶者暴力防止法の認知度を平成27年までに100%にする。</p> <p>iii) 配偶者からの暴力の相談窓口の周知度を平成27年までに67%にする。</p> <p>iv) 市町村における配偶者暴力相談支援センターの数を平成27年までに100か所にする。</p> <p>v) 性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センターを各都道府県に最低1か所設置する。</p> <p>i ~ vの測定指標は、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、第3次男女共同参画基本計画に定められた成果目標である。</p> <p>測定指標②について、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた具体的な取組を行うことにより毎年度順調に進捗していると考え、27年度に設定された目標について、関係省庁、関係機関と連携し、引き続き取り組んでいくことで、達成を目指していく。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	学識経験を有する者により構成される女性に対する暴力に関する専門調査会を開催している。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-				
担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐	政策評価実施時期	平成26年8月

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-64(政策14-施策⑤))

施策名	女性の参画の拡大に向けた取組〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	男女共同参画社会の形成に当たっては、女性の政策・方針決定過程への参画が促進されることが重要である。女性の参画拡大に向け、企業の女性の活躍促進状況の情報開示に向けた取組や地域における女性の活躍促進策の取組の推進、女性の参画状況についての調査・情報提供を行う。					
達成すべき目標	女性の参画の拡大に向けた取組を進めることにより、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標の達成を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	15	14	34	48
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	15	15	34	
執行額(百万円)	12	10	34			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成25年1月24日)(抜粋) 「全ての女性が活躍できる社会を創る。これは、安倍内閣の成長戦略の中核です。女性を積極的に登用します。2020年には、あらゆる分野で指導的地位の3割以上が女性となる社会を目指します。」					

測定指標	①社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合の確認	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
	-	各調査により各分野の女性の参画状況について確認した。	各調査により各分野の女性の参画状況について確認した。	各調査により各分野の女性の参画状況について確認した。	各調査により各分野の女性の参画状況について確認した。	各調査により各分野の女性の参画状況について確認した。	社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合の確認(各調査による)		
	年度ごとの目標		社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合の確認(各調査による)	社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合の確認(各調査による)	社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合の確認(各調査による)	社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合の確認(各調査による)	社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合の確認(各調査による)		
	②女性の活躍促進に関する「見える化」の推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
-	-	-	-	-	平成26年1月には女性の活躍「見える化」サイトを開設し、同年6月現在上場企業1154社の従業員、管理職の女性比率等を開示した。また、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における女性の活躍状況の開示割合等の調査・分析を行い、開示割合(17.4%)を公表した。	企業等における女性活用状況の①「見える化(情報開示)」の促進②情報開示状況の分析・公表			
年度ごとの目標		-	-	-	-	企業等における女性活用状況の①「見える化(情報開示)」の促進②情報開示状況の分析・公表			

	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
③地域における女性活躍促進施策の取組状況の確認	-	全都道府県及び全市区町村における各分野における女性の施策の取組状況を確認した。	全都道府県及び全市区町村における各分野における女性の施策の取組状況を確認した。	全都道府県及び全市区町村における各分野における女性の施策の取組状況を確認した。	全都道府県及び全市区町村における各分野における女性の施策の取組状況を確認した。	全都道府県及び全市区町村における各分野における女性の施策の取組状況を確認した。	施策の取組状況の確認	○
年度ごとの目標		施策の取組状況の確認	施策の取組状況の確認	施策の取組状況の確認	施策の取組状況の確認	施策の取組状況の確認		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>(判断根拠)</p> <p>女性の参画状況を各分野において調査し、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の作成、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(全都道府県及び全市区町村対象)の作成を行い各方面の女性の参画状況の把握を実現した他、企業等における女性活躍状況の見える化(情報開示)の促進、情報開示状況の分析・公表を行い測定指標に掲げた目標を達成した。</p> <p>加えて、調査の結果、国家公務員の採用試験からの採用者に占める女性割合は25.8%(平成24年度)から26.8%(平成25年度)に、本省課室長相当職以上に占める女性の割合は2.6%(平成24年度)から3.0%(平成25年10月現在)に、国の審議会等委員に占める女性の割合は32.9%(平成24年度)から34.1%(平成25年度)、それぞれ改善していることが判明した。上記測定指標の達成に加えて、このように着実な成果が見られる分野があることから、相当程度進展ありと判断した。</p>
施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>①「社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合の確認」を行い、公表した。分野横断的に施策の推進状況を確認するとともに、これを基礎として、公務分野においては、男女共同参画担当大臣より各府省に対し大臣通知「女性国家公務員の採用・登用などの促進について」を發出して、国家公務員への採用、管理職と役員への登用及び審議会委員への登用の取り組みを促した。その結果、国家公務員の採用試験からの採用者に占める女性割合は25.8%(平成24年度)から26.8%(平成25年度)に、本省課室長相当職以上に占める女性の割合は2.6%(平成24年度)から3.0%(平成25年10月現在)に、国の審議会等委員に占める女性の割合は32.9%(平成24年度)から34.1%(平成25年度)に、それぞれ改善していることが判明した。本件調査にもとづき、大臣通知により各府省への取組を促し、国家公務員の採用試験からの採用者に占める女性割合のように順調な進捗していたことが判明した点は有効であったと考えられる。</p> <p>②「女性の活躍促進に関する「見える化」の推進」を行ったところ、「女性の活躍を推進している企業である」との評価が、資本市場や労働市場でポジティブに評価され得るとの期待が高まりつつある中、企業における女性の活躍状況の情報開示に向けた取組を進めたほか、地域における女性の活躍促進策の取組の調査、女性の参画状況についての調査・情報提供を行ったことが女性の参画拡大に有効であったと考えられる。</p> <p>③「地域における女性活躍促進施策の取組状況の確認」を行い、公表した。これを基礎として、地方公共団体に対する通知の發出を行い、女性の参画状況の「見える化」について政治、行政、雇用、地域の各分野における都道府県別の女性の参画状況、男女共同参画に関する計画の策定状況を地図にして一覧化し、内閣府男女共同参画局ホームページに掲載するなど地方公共団体に置ける取組の推進を促した。その結果、市区町村における男女共同参画計画の策定率の推移は68.2%(平成24年)から70.3%(平成25年)に、都道府県における本庁課長相当職以上に占める女性の割合は6.5%(平成24年)から6.8%(平成25年)にそれぞれ改善していることが判明した。全都道府県及び全市区町村における女性の参画状況を網羅的に調査したことにより、自治体ごとの女性の参画状況を明らかにするのに効率的であり、また、自治体による女性の参画拡大のための施策の分析及び取組の促進に有効であったものと考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>上記①及び③については、政策の必要性を鑑みつつ、これまでに明らかとなった各分野又は各自治体ごとの女性の参画状況の差などに着目したうえで、より各分野又は各自治体ごとの女性の参画状況や地域における施策の取組状況を把握し施策の促進のための基礎資料となるよう、①③の調査における調査項目の加除、拡充などの検討が課題。</p> <p>上記②については、「女性の活躍「見える化」サイト」に関しては、情報を開示する企業数の拡大、サイト閲覧者の利便性向上に向けた取組が課題と判明し、参加企業の拡大のために呼びかけ等を行った。また、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における開示の分析・公表については、調査対象範囲、分析の設計等について様々な課題と判明した。</p>
評価結果	

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 引き続き、各分野における調査(「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の作成)により①社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合の確認を行うとともに、②女性の活躍状況に関する「見える化」の推進や③地域における女性活躍促進施策の取組状況の確認(「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」の作成)を進めていく予定である。調査に際しては、政策的な必要性を鑑みつつ、これまでに明らかとなった各分野又は各自治体ごとの女性の参画状況の差などに着目したうえで、より各分野又は各自治体ごとの女性の参画状況や地域における施策の取組状況を把握できるよう、①③の調査における調査項目の加除、拡充の検討を進めていく予定である。 次期に向けて、「女性の活躍『見える化』サイト」については、情報を開示する企業数の拡大、サイト閲覧者の利便性向上に向けた取組を進めていく。また、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における開示の分析・公表については、25年度の経験を踏まえ、調査対象範囲の拡大を含めた設定、分析の設計等について様々なニーズを踏まえながら検討・精査を行いつつ取り組む予定である。</p> <p><b>【測定指標】</b> (測定指標①について) これまで「社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合」について調査を行ってきたことで、各分野ごとの女性の参画状況に関する分野ごとの進捗状況の差や特性が一定程度程度明らかとなってきたことを踏まえ、施策の達成状況をより効果的に分析することができるよう、次期からは従来の測定指標①に代わるものとして「①社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合(主な例として、①国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合、②国の審議会等委員に占める女性の割合、③民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合)」を測定指標とする。 (測定指標②について) 非財務情報としての「女性の活躍状況」に関する情報は、企業の中長期的な価値向上等の観点から重要性が高まっており、「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)の中でも女性の活躍推進に向けた取組として位置づけられていること、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における役員の男女別構成等女性の登用状況の記載は任意であり、各企業の自主的な判断に基づいて記載される現状を踏まえて、②「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合」を測定指標にする。 (測定指標③について) 従来の測定指標③によって、各地域における各分野ごとの女性の参画状況の差や特性などが明らかとなったことを踏まえ、より施策の達成状況を効率的に分析できるよう測定指標を検討した結果、地域における女性活躍促進の施策の目的は、女性の活躍推進の取組に向けた企業への働きかけや支援事業を行い、女性役員・管理職を増加させることであることから、従来の測定指標③に代わるものとして、「③民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合」を測定指標とする。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第41回男女共同参画会議(平成24年8月1日)において、有識者から以下のとおり、意見が出されている。</p> <p>女性労働の問題について、歴史を振り返ると、最初は弱者としての女性保護ということからスタートし、その次は差別禁止や、育児との両立支援策が労働政策としてやられてきたと思う。今般は、まさに経済政策の非常に重要な要素として入れ込んでいただいたということで、新しいステージに進んできたという感じがある。</p> <p>「見える化」を通じて経営者、社会全体の意識を変えようということについて2つお願いしたい。 1つ目は情報開示をする範囲について。現状だけではなく、企業の方針や、例えば管理職に占める女性比率などの具体的な目標自体の開示を求めるといったことが必要。 2つ目は、開示を企業の自発性にゆだねるだけではなく、開示することをルールとしていただきたい。例えば、労働法制の中で義務化する、有価証券報告書の中の記載事項にすることをルールにするなどの手法が考えられる。企業も情報開示については反対する合理的な理由は考えにくいので、情報開示ということを是非ルール化していただきたい。(岩田議員)</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) <a href="http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/index.html">http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/index.html</a> ○女性の施策・方針決定参画状況調べ(内閣府・平成25年12月) ○国の審議会等における女性委員の参画状況調べ(内閣府・平成25年9月30日現在) ○女性国家公務員の登用状況の臨時フォローアップ(平成26年1月) ○地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成25年12月) <a href="http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/index.html">http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/index.html</a></p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>男女共同参画局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>推進課長 大地 直美 調査課長 小八木 大成</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	----------------	---------------	---	-----------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-65(政策14-施策⑥))

施策名	仕事と生活の調和の推進〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下「憲章」という)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という)に基づき、政・労・使・自治体、国民等、官民が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。					
達成すべき目標	「憲章」に基づいた仕事と生活の調和が実現した社会を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	12	19	22	30
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	12	19	22	
執行額(百万円)	5	13	16			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
「憲章」に基づく施策の進捗状況の確認	-	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認	○
	年度ごとの目標	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2013」(以下、「レポート2013」という)の発刊による施策の進捗状況の確認)を実施した。</p> <p>また、「行動指針」策定時と比較し、就業率(60~64歳)は52.6%(2006年)から57.7%(2012年)に、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合は41.5%(2007年)から59.7%(2012年)に、在宅型テレワーカーの数は330万人(2008年)から930万人(2012年)に順調に改善が見られること、その他、週60時間以上の雇用者の割合が10.8%から9.1%に、男性の育児休業取得率は0.5%(2005年)から1.89%(2012年)になるなど、順調に進捗している指標が複数あることが判明した。</p> <p>これらのことから、「相当程度進展あり」と判断した。</p>
評価結果	<p>(有効性、効率性)</p> <p>・「憲章」及び「行動指針」に基づき、施策の進捗状況の点検・評価し、その結果「レポート2013」として取りまとめ公表した。一体的に仕事と生活の調和連携推進・評価部会(以下、「評価部会」という)において、点検・評価を行ったことで、効率的に施策の推進状況を確認するとともに、労使、国、地方公共団体等の各主体に対し取組を促した。</p> <p>・その結果、複数の数値目標指標が順調に進捗していたことが判明した点は有効であった。また、仕事と生活の調和の現状と進捗を「レポート2013」にまとめ、関係機関に配布するとともに内閣府仕事と生活の調和ホームページ等に掲載することにより広く周知することができた点は有効であった。</p>
	<p>(課題等)</p> <p>・今後、2020年の目標数値に向けた進捗状況に遅れがみられる指標については、その改善を図るため、労使はもとより、各主体の取組を支援する国や地方公共団体においても、長時間労働の抑制、年次有給休暇取得の促進、女性の継続就業の促進、男性の育児・家事参画の促進、仕事と介護の両立など、「レポート2013」で明らかとなった課題への対応について検討し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を加速していく必要がある。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 仕事と生活の調和の実現に向けて、引き続き施策を実施していくとともに、進捗状況に遅れが見られる指標については、第30回(平成26年9月頃)及び第31回(平成26年10月頃)の評価部会において、各主体の取組内容を議論し、取組を加速していく。</p> <p><b>【測定指標】</b> 上記を踏まえ、2020年の目標数値に向けた進捗状況に遅れがみられる指標については、その改善を図るため、労使はもとより、各主体の取組を支援する国や地方公共団体においても課題への対応について検討し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を加速していく。したがって、今後は「行動指針」に定める数値目標自体を測定指標とする。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p>	<p><b>【第26回「評価部会」での学識経験者の意見】</b> ・非正規雇用でも産休は取得できることや社会保険料が免除されることについて更なる周知が必要。(佐藤委員) ・男性の家事・育児への参画を進めるためには教育が重要。(樋口委員、川本委員) ・家事・育児時間ゼロの男性が相当おり、これを減らす意識啓発が必要。(佐藤委員) ・母子家庭だけでなく父子家庭についても「レポート」に記載してほしい。(大日向委員)</p> <p><b>【意見の活用】</b> ・「レポート2013」に上記を盛り込んだ。</p>
-----------------------------	---

<p>政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報</p>	<p>-</p>
--	----------

<p>担当部局名</p>	<p>男女共同参画局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>推進課長 大地 直美</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	----------------	---------------	-----------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-66(政策14-施策⑦))

施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性等が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、地方公共団体と協力して女性等の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や仮設住宅への訪問相談等を行い、被災地において女性等が安心して利用できる相談サービスを提供する。					
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進することに資するため、相談しやすい体制等の整備を図る。 また、被災地において、女性の悩み相談事業を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	77	92	70
		補正予算(b)	内閣府補正予算(一般会計)で実施しているため、施策④に計上	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	77	92	-
執行額(百万円)		-	66	69	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	被災地における臨時相談窓口の設置数	基準値	実績値				目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	被災3県に臨時相談窓口を設置	-	-	-	被災3県に臨時相談窓口を設置	被災3県に臨時相談窓口を設置	被災3県に臨時相談窓口を設置	○
年度ごとの目標値	-	-	-	被災3県に臨時相談窓口を設置	被災3県に臨時相談窓口を設置	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 東日本大震災の被災地である岩手県に2か所、宮城県に2か所、福島県に1か所に、女性等の悩み・暴力相談窓口を設置し、相談事業を行ったことにより、目標を達成したと判断した。
	施策の分析	<p>(達成手段の有効性、効率性)</p> <p>①相談窓口の設置と実績 被災3県に臨時相談窓口(岩手県2か所、宮城県2か所、福島県1か所)を設置し、電話や面接による相談、仮設住宅への訪問相談、被災者がさまざまな思いを語り合ったり、悩みや不安を打ち明けあったりするグループ相談の実施、法テラスとの協定によって弁護士等と連携した相談対応を行うなど、被災地の実情に沿ったきめ細かい支援を行うことができた。平成25年度の相談件数は5,315件であり、うち、電話相談件数が4,958件、面接相談件数(仮設住宅等訪問相談、法テラス出張相談を含む)は357件、また、グループ活動実施件数は120件である。</p> <p>②相談対応の充実 相談対応は、専門性の高い全国からの派遣相談員と、地元の地理的状況や被災状況を十分に把握している地元相談員が連携して行い、相談者のニーズに応じたケアを行っている。 福島県は他県に比べて県外避難者が多いため、訪問相談等に比べ、電話相談をしっかりと受けられる臨時窓口の整備が求められたことから、臨時窓口の数は比較的少ないものの、電話相談に対応できる体制を取った。 また、被災者の支援制度等に関する情報や、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等、相談を受ける上で必要となる機関や相談窓口の情報を記載した社会資源台帳を作成し、相談者が必要としている情報を適切に提供できるようにした。 これらのことから、本事業は目標達成手段として有効的に寄与したものと考えられる。</p> <p>(課題等) 相談体制や相談拠点の見直しにより、各県内で相談事業が十分行き届いているのかを検討していくことや、専門性の高い派遣相談員によるスーパービジョンを実施することにより、地元相談員の育成支援を行っていくことで、相談事業をより充実したものにすることが課題となる。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          現在の目標を維持しつつ、被災地におけるニーズに的確に対応し、相談内容の充実を図るため、地方公共団体、民間団体と連携し、相談拠点を見直し、より多くの悩みを抱える女性が利用できる相談サービスを実施する。電話相談は、平成26年度は需要が特に多い福島県だけで対応することとする。また、複雑化する相談内容に対応できるように、人材育成研修等を実施し、引き続き、東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業を推進する。</p> <p><b>【測定指標】</b>          測定指標について、被災3県に臨時相談窓口を設置し、被災地の実情に沿った支援を行うことは達成できたが、依然として女性が悩みを抱える状況が見られ、その相談内容も複雑化してきている。そのような状況を鑑みて、地元相談員が的確な相談対応を行い、相談内容の充実を図っていることを示せるように、従来の測定指標を変更し、対応困難な案件が電話相談に寄せられ、その相談員から相談があった場合には、必要に応じてスーパービジョンを行う等、被災自治体の要望に応じて人材育成研修等を実施することを新たな測定指標として設定し、地域における相談対応の基盤強化を図る。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>-</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>男女共同参画局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>暴力対策推進室長 水本 圭祐</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	----------------	---------------	---------------------------	-----------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-67(政策15-施策①))

施策名	食品健康影響評価技術研究の推進〔政策15. 食品の安全性の確保〕					
施策の概要	食品健康影響評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度の下、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究を委託方式にて実施する。					
達成すべき目標	信頼性の高い食品健康影響評価の効果的・効率的な実施を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	242	211	190	/
	補正予算(b)	-	-	-		
	繰越し等(c)	-	-	-		
	合計(a+b+c)	242	211	190		
執行額(百万円)	239	208	184			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第186回通常国会における森内閣府特命担当大臣所信表明演説(内閣委員会)</li> <li>・年月日:平成26年2月19日</li> <li>・関係部分(抜粋):「食品の安全は、国民の健康を守る上で極めて重要であり、科学的知見に基づき、その確保に全力を尽くします。また、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを強化してまいります。」</li> </ul>					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
「食品健康影響評価技術研究の実施について」に定める事後評価結果	100%	91%	71%	100%	100%	未集計(平成26年8月頃集計予定)	全ての評価項目について平均評価点が普通(評価項目Ⅰ(3点)評価項目Ⅱ(3点)評価項目Ⅲ(5点))以上の研究課題が50%以上	-
年度ごとの目標値	/	すべての評価項目について平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	すべての評価項目について平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	すべての評価項目について平均評価点が普通(評価項目Ⅰ及びⅡについては3、評価項目Ⅲについては5)以上の研究課題が50%以上	すべての評価項目について平均評価点が普通(評価項目Ⅰ及びⅡについては3、評価項目Ⅲについては5)以上の研究課題が50%以上	すべての評価項目について平均評価点が普通(評価項目Ⅰ(3点)評価項目Ⅱ(3点)評価項目Ⅲ(5点))以上の研究課題が50%以上	/	
「食品健康影響評価技術研究の実施について」に定める中間評価結果	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
	100%	82%	92%	86%	88%	100%	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	
年度ごとの目標	/	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	/	○

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 「事後評価」については未集計だが、「中間評価」については、目標値を上回る実績値となっていることから、適切に事業を実施できたと考え、相当程度進展ありと判断した。 なお、「事後評価」については、平成26年7月及び8月の調査・研究企画会議の調査審議を経て、8月に取りまとめる予定。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性)          食品健康影響評価技術研究事業については、外部委員も含めた調査・研究企画会議における課題の選定が適切であったため、中間評価における平均評価点が目標値を大きく上回った。また、平成25年度には、「日本における農薬等の急性参照用量の設定のためのガイダンス作成に関する研究」(平成23年～平成24年)を活用し、評価ガイドラインを策定し、農薬の急性影響も考慮した国際的に整合性の取れたリスク評価が実施可能となった。</p> <p>(課題等)          このように研究事業については、研究終了後、一定期間後に成果を挙げているが、従来の測定指標では、研究事業がどの程度リスク評価等に活用されているかが測定できず、外部から見て研究とリスク評価等との結びつきが不明瞭な点があるため、測定指標を見直す必要がある。また、研究費の効率的な執行のために、中間評価や実地調査を引き続き適切に実施する必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b>          信頼性の高い食品健康影響評価の効果的・効率的な実施を促進するため、引き続き研究事業を推進するが、平成26年度は、リスク評価等への活用状況の把握を適切に行い、事業の改善につなげるため、測定指標を抜本的に見直すとともに、今後概ね5年間に食品安全委員会において推進することが必要な研究についての目標及び方策を示した「食品の安全性のための調査・研究の推進の方向性について」について、リスク評価等への活用の観点も含め、見直しを行う。また、研究費の効率的な執行のために、中間評価や実地調査を引き続き適切に実施する。</p> <p><b>【測定指標】</b>          研究事業がリスク評価等に活用されているかを把握するため、以下の2つを新たな指標とする。          ①リスク評価等へ活用するためには、研究成果が論文として学術誌に掲載されることが必要となることから、研究成果に基づき、国内・国外で学術誌に掲載された論文の数を指標とする。          ②研究成果の最終的なリスク評価等への活用状況を把握するため、評価基準、ガイドライン、リスク評価書の作成等に研究成果が引用された課題の割合を指標とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の実施について(平成23年2月7日調査・研究企画調整会議決定)</li> <li>・食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針(平成23年2月7日調査・研究企画調整会議決定)</li> </ul> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/senmon/gijyutu/kiteishu.html">http://www.fsc.go.jp/senmon/gijyutu/kiteishu.html</a>          ・(中間評価の決定)第505回食品安全委員会会合(平成26年3月3日)資料2-1  <a href="http://www.fsc.go.jp/iinkai/jisseki.html">http://www.fsc.go.jp/iinkai/jisseki.html</a></p>
---------------------------	--

担当部局名	食品安全委員会事務局	作成責任者名	総務課長 山本 麻里	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	------------	--------	---------------	----------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-68(政策15-施策②))

施策名	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進〔政策15. 食品の安全性の確保〕					
施策の概要	国民が高い関心を持っている食品の安全に関わる事項等に関する、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ行う関係者間での情報共有及び意見交換並びに正確な情報の周知等を目的とするホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信等の食品安全の確保に必要な総合的施策を実施する。 また、より多数の消費者層に対して、効率的に情報発信を行うため、流通業界等の協力を得たポスター等による広報や地域の専門家による情報発信の強化を実施する。					
達成すべき目標	食品安全委員会が行うリスク評価の内容に対する理解の増進等により、食品安全に関する関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	24	26	27	27
		補正予算(b)	-	△0	△0	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	24	26	27	
執行額(百万円)	22	16	20			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第186回通常国会における森内閣府特命担当大臣所信表明演説(内閣委員会)</li> <li>・年月日:平成26年2月19日</li> <li>・関係部分(抜粋):「食品の安全は、国民の健康を守る上で極めて重要であり、科学的知見に基づき、その確保に全力を尽くします。また、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを強化してまいります。」</li> </ul>					

測定指標	①食品健康影響評価の内容等に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		53.40%	88.80%	86.10%	80.70%	76.80%	86.2%	60%	
	年度ごとの目標値		50%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上		
	②当該年度に食品安全委員会ホームページのトップページに利用者がアクセスした件数	基準値	実績値					目標値	達成
21年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×	
572千件		571.6千件	694.8千件	830.7千件	555.2千件	592.0千件	600千件		
年度ごとの目標値		-	-	-	600千件	600千件			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) ①「意見交換会参加者の理解が増進した割合」については目標を大幅に上回ったが、②「トップページへのアクセス件数」については目標をわずかで超えたが下回ったため、全体としては「相当程度進展あり」と評価した。
施策の分析	<p>(有効性、効率性、課題等)</p> <p>食品健康影響評価の内容等に関する意見交換会に関しては、平成21年度の88.8%には達しなかったものの、平成25年度は目標を大幅に、かつ、24年度実績も上回った。これは、意見交換会の開催にあたり、地方公共団体や消費者団体等と連携し、事前打ち合わせ等により事前に参加対象者の関心事項等のニーズを把握するとともに、情報提供資料について使用した際の相手方の反応などを踏まえてより分かりやすくするよう毎回見直し・修正を行っていること、少人数できちんと双方向の意見交換ができる形での開催に重点をおいて進めていること等が有効であったと考える。一方で、開催時間が短い場合や参加人数が多い場合等には、必ずしも十分なコミュニケーションが図れているとは言い難いケースもあるため、リスクコミュニケーションの基本に立ち返り、改めて食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの目的を達成するために必要な方法等を検討し、それに基づいたリスクコミュニケーション活動を展開させていくことが課題である。</p> <p>また、食品安全委員会ホームページについては、当委員会が行ったリスク評価の結果やファクトシート等のリスクに関する各種情報の提供、意見交換会のプレゼンテーション資料やその概要、各種発行物の電子化等委員会の活動に関する情報を迅速に、かつ、幅広く掲載すること等に加え、緊急時における危害情報等国民の関心の高い情報をタイムリーに提供することが、目標に近い数字の達成に寄与したものと考える。一方で、食品の安全性に関わる大きな事件等が少なかったことに加えて、食品安全委員会ホームページのレイアウトや構成の分かりやすさ、またアクセシビリティが十分とはいえないこと等もあり、目標を達成できなかったと考えており、この点も含め、情報を必要とするすべての国民がさらに容易に情報を入手できるよう、不断の改善を重ねていくことが必要である。</p>
評価結果	

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          食品の安全性の確保に関しては、引き続き意見交換会の実施や、的確な情報発信等に総合的に取り組みつつ、平成26年度においては、上記施策の分析を踏まえ有識者を交えた「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」を開催することとしており、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの目的を達成するために必要な方法、より適切かつ効果的な意見交換会のあり方や、より分かりやすく幅広い情報提供に係る手法の検討等を行い、その成果を施策に反映させることで、意見交換会参加者の理解の増進、またホームページへのアクセス増につなげていく。なお、ホームページについては、掲載情報の内容や見やすさ等を随時改善していくことで、利便性やアクセシビリティの更なる向上を図ることとする。</p> <p><b>【測定指標】</b>          測定指標①については、平成25年度に目標を大幅に上回ったことから、目標を引き上げることとする。具体的には、理解度を毎年度増加させることを目指しつつ、意見交換会のテーマや意見交換会の参加者等により理解度は変動することも考慮し、意見交換会参加者の理解度について、平成26年度から平成28年度までの3年平均で基準値(理解度81.2%(平成22～24年度3年平均))より増加させることを目標とする。測定指標②については、目標に若干届かなかったことから、引き続き同様の目標の達成を目指すこととする。具体的には、アクセス件数を毎年度増加させることを目指しつつ、食品の安全に関する大きな事件(震災等)の有無によりアクセス数は変動することも考慮し、トップページへのアクセス件数について、平成26年度から平成28年度の3年平均で基準値(アクセス件数586千件(平成18年度から平成24年度の7ヶ年中アクセス数の最高・最低を除く5ヶ年平均))を上回ることを目標とする。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○食品健康影響評価に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査の実施          ○ホームページアクセス状況(システム利用統計)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>食品安全委員会 事務局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>情報・勧告広報課長 植木 隆</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	------------------------	---------------	---------------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-69(政策16-施策①))

施策名	新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保〔政策16. 公益法人制度改革等の推進〕				
施策の概要	新公益法人制度では従来の公益法人は平成25年11月末までの期間に移行申請を行わないと解散になるとされていることから、移行期間内の円滑な移行を実現するとともに、移行法人の適切な監督を実施				
達成すべき目標	平成25年11月末に新公益法人制度への移行期間が満了することから、移行を希望するすべての法人の確実な移行を実現するとともに、適切な監督を実施し、「民による公益の増進」を推進				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	87	82	129	93
	補正予算(b)	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
合計(a+b+c)	87	82	129		
執行額(百万円)	79	78	127		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会衆・参議院内閣委員会大臣所信において、制度の理解促進や活動情報の発信等を行うことにより、民による公益の増進に一層尽力するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保に努める旨発言				

測定指標	平成25年11月末までの移行認定申請及び移行認可申請の件数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度(H25.4~H25.11)	25年度	△
		-	-	-	-	-	315	400	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	400	-
	不利益処分である命令及び認定・認可の取消しを講じられた法人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		-	0%	0%	0%	0%	0%	1%以下	
		年度ごとの目標値	-	-	1%以下	1%以下	1%以下	-	-
	4ヶ月以内に諮問を行う件数の割合	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	△
-		28%	61%	61%	69%	69%	95%以上		
年度ごとの目標		-	-	-	-	95%以上	-	-	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>「平成25年11月末までの移行認定申請及び移行認可申請の件数」は目標に未達であるが、これは自主解散等により申請を取りやめた法人があったこと等によるものであり、移行期間終了時には、新制度への移行を希望するすべての特例民法法人から申請がなされたと考えられ、実質的には目標を達成しているものと考えられる。</p> <p>「4ヶ月以内に諮問を行う件数の割合」は目標に未達であるが、これは申請書類の補正に長期間を要する法人が多数いたこと等に対応していたものであり、それを勘案すると、実質的には目標を達成しているものと考えられる。</p> <p>以上から、目標値に達しなかった測定指標はあったものの、施策目標である「移行を希望するすべての法人の確実な移行を実現する」ことに相当程度の成果が上がっていると考えられるため、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>(未達成となった原因等)</p> <p>「平成25年11月末までの移行認定申請及び移行認可申請の件数」については、平成24年12月に実施した国所管特例民法法人に対する移行動向調査の結果及び平成25年1月末までの移行申請状況を踏まえ目標を設定したが、その後、自主解散や他法人との合併等により申請を取りやめた法人や申請先を都道府県に変更した法人があったことなどから、実績値としては315法人となった。しかし、実質的に見ると、各旧主務官庁と協力しながら法人の申請を支援したことにより、新制度への移行を希望する全ての特例民法法人から申請がなされたと考えられることから、施策目標の達成に寄与したものと考えられる。</p> <p>「4ヶ月以内に諮問を行う件数の割合」については、公益認定申請の審査に係る標準処理期間を4ヶ月としていること、また、法人の事情により4ヶ月以内に諮問を行うことができない件数を事前に予測することが難しいことを踏まえ目標を設定したが、実際には、法人の目線に立った柔軟な審査を実施する中で、申請書類の補正に長期間を要する法人が多数いたこと等に対応した結果、実績値が69%となったものである。他方で、処理日ベースで見ると、平成26年4月1日登記を希望した約250法人(法人の事情により間に合わなかったものを除く。)の処分を年度内に行ったところであり、施策目標の達成に寄与したものと考えられる。</p> <p>(有効性、効率性)</p> <p>達成手段として挙げた取組は、いずれも未申請法人の早期の申請に寄与することを目標としているものであり、これらの手段により、新制度への移行を希望する全ての特例民法法人から申請がなされたと考えられることから、本達成手段は有効かつ効率的に寄与したものと考えられる。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b></p> <p>移行期間が終了したことを踏まえ、新制度への移行に重点をおいたこれまでの施策内容及び目標を改め、公益法人制度の適正な運営の推進と制度の理解促進や法人活動情報の発信等により「民による公益の増進」を一層推進していく。</p> <p><b>【測定指標】</b></p> <p>移行期間が終了したことを踏まえ、新制度への移行に重点をおいたこれまでの施策内容及び目標を改め、公益法人制度の適正な運営の推進と制度の理解促進や法人活動情報の発信等により「民による公益の増進」を一層推進させるため、測定指標も以下のとおり新たに設定する。</p> <p>①公益法人への寄附金総額</p> <p>公益法人の財政基盤を強化し、その公益活動の活発化を図るためには、法人活動情報の発信や拡充された寄附税制の周知・広報により、公益法人の活動の重要性が広く国民に理解され、国民から公益法人への寄附が増えていく状況をつくり、寄附文化の醸成を促進する必要があるため、公益法人への寄附金総額を測定指標とした。</p> <p>②HP「公益法人information」へのアクセス数</p> <p>「公益法人information」が国民・法人・行政庁により多くアクセスされることを通じ国民・法人・行政庁への利便が向上していくため、「公益法人information」へのアクセス数を測定指標とした。</p> <p>③定期立入検査の実施件数</p> <p>公益法人の適正な運営を確保するためには、内閣府として立入検査を適正に実施していくことが重要であることから、定期立入検査の実施件数を測定指標とした。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公益認定等総合情報システム(PICTIS)
---------------------------	-----------------------

担当部局名	公益法人行政担当室・公益認定等委員会事務局	作成責任者名	参事官・総務課長 山内 達矢	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	-----------------------	--------	----------------	----------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-70(政策16-施策②))

施策名	特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整〔政策16. 公益法人制度改革等の推進〕					
施策の概要	「特例民法法人に関する年次報告」の作成・公表を通じて、指導監督基準等に基づく各府省の所管特例民法法人に対する指導監督状況を的確に把握し、必要に応じ各府省に指導監督の徹底を要請					
達成すべき目標	透明性の確保による特例民法法人の適切な運営を確保し、新制度への円滑な移行に寄与することにより、民間非営利部門の健全な発展を促進し「民による公益の増進」を実現					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1	0	0	-
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	1	0	0	
執行額(百万円)	0	0	0			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会衆・参議院内閣委員会大臣所信において、制度の理解促進や活動情報の発信等を行うことにより、民による公益の増進に一層尽力するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保に努める旨発言					

測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		26年度
特例民法法人の実態・状況等を明らかにするための各種調査の的確な実施及び公表による指導監督の徹底	国所管公益法人に占める指導監督基準違反等の指摘を受けた法人の割合 20.7%	-	-	-	-	国所管公益法人に占める指導監督基準違反等の指摘を受けた法人の割合 20.7%	国所管公益法人に占める指導監督基準違反等の指摘を受けた法人の割合 21.5%	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人の割合の減少	△
年度ごとの目標		-	-	-	-	-	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人の割合の減少		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 実績値は基準(24年度)より増加している。これは「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数が前年度より減少している(平成24年度1,035法人、平成25年度618法人)一方で、指摘を受けなかった法人の新制度への移行が相対的に先に進んだことによるものと考えられる。しかしながら、透明性の確保による特例民法法人の適切な運営を確保し、新制度への円滑な移行に寄与するという観点からは、実質的には達成すべき目標を概ね達成したものと考えられるため、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	(未達成となった原因等) 測定指標について、指導監督基準違反等の指摘を受けた法人の割合を減少させることを目標値として設定していた。平成25年度に指摘を受けた法人数は減少した(平成24年度1,035法人、平成25年度618法人)ものの、指摘を受けなかった法人の新制度への移行が相対的に先に進んだため、結果として、平成25年度の実績値は基準(24年度)より増加した。 しかしながら、内閣府及び旧主務官庁から法人に対し申請サポートを実施し、早期の移行申請を奨励したことにより、移行期間終了時には、一般法人への移行申請を含め、新制度への移行を希望する全ての特例民法法人から申請がなされたと考えられることから、目標年度より前ではあるが、実質的には目標を達成した。

次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b>  当初、測定指標の達成目標は26年度としていたが、新制度への移行が順調に進んだ結果、本施策が対象とする26年度における特例民法法人数は僅少なものとなった。また、移行期間終了時には、一般法人への移行申請を含め、新制度への移行を希望する全ての特例民法法人から申請がなされたと考えられることから、施策目標の達成に寄与したものと考えられる。  本施策は、法令に基づき25年度をもって終了した。</p>
---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公益認定等総合情報システム(PICTIS)
---------------------------	-----------------------

担当部局名	公益法人行政担当室・公益認定等委員会事務局	作成責任者名	参事官・総務課長 山内 達矢	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	-----------------------	--------	-------------------	----------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-71(政策17-施策①))

施策名	経済社会活動の総合的研究〔政策17. 経済社会総合研究の推進〕					
施策の概要	内部部局との連携を図りつつ、計量モデル等の分析ツールの開発、経済理論等を用いた政策分析、景気指標の作成などを行う。また、内外の研究機関との共同研究を実施するなど、専門的研究の深化と普及に貢献する。					
達成すべき目標	本施策の推進により、政策の企画立案・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	474	469	386	332
		補正予算(b)	△ 0	△ 2	△ 74	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	474	467	313	
執行額(百万円)	394	360	254			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①ESRI Discussion Paper等の研究成果に関するHPへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		109,173	109,173	121,419	90,938	37,863	39,111	前年度並み	
		年度ごとの目標値	前年度並み	前年度並み	前年度並み	前年度並み	前年度並み	前年度並み	
	②景気指標に関するHPへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		532,056	532,056	505,740	314,797	302,678	300,948	前年度並み	
		年度ごとの目標値	前年度並み	前年度並み	前年度並み	前年度並み	前年度並み	前年度並み	
	③ESRI-経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		80.7%	82.2%	83.5%	74.7%	89.3%	97.4%	80.0%	
		年度ごとの目標値	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	
※平成23年1月よりログの取得方法の変更(内閣府内からのアクセスや、30分以内の同一の者からのアクセスをカウントしない等)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数についてはそれ以前の年度と単純に比較することはできない。									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 測定指標①については、目標を達成している。 測定指標②については、HPへのアクセス件数は前年度の数値を超えてはいないものの、ほぼ前年度並みを維持しているため、目標値を達成していると判断できる。 測定指標③については、目標値を大幅に上回っている。 ①～③を踏まえ「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 測定指標①については、公表された研究成果が政策部局及び国民にとってどの程度活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量ることができると考えている。前年度の水準に概ね達しているということは、引き続き政策部局への貢献及び国民への情報提供について、一定の役割を果たしているものと考えられる。 測定指標②については、作成された統計が政策の企画・立案担当部局及び国民にとってどの程度注目されたかを示すものであり、政策の企画・立案部局への貢献及び国民への情報提供を推し量ることができると考えている。ほぼ前年度並みを維持しているということは、当該施策に対する関心及び一定の評価を得られ、施策の目的を達成しているものと考えられる。 測定指標③については、「ESRI-経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合」については、引き続き高い評価が得られていると考えられる。  (課題等) 測定指標①については、平成25年度においては前年度並みのアクセス件数を達成しているが、微増であるため、さらなる研究等成果の政策部局への貢献、国民への情報提供の利用向上を図る必要がある。 測定指標②については、アクセス件数は前年度の数値を超えてはいないため、次期はさらなるHPの質的向上等を図る必要がある。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          ①公表された研究成果が政策部局及び国民に活用されるように引き続き、政策課題に即した研究を進める。          ②景気統計の作成を通じて、民間における景気動向に対する理解を深め、政府の的確な景気判断、経済財政政策の運営のための基礎材料として活用されていくよう、引き続き施策を実施する。</p> <p><b>【測定指標】</b>          ①前年度の水準に概ね達していたことから、25年度に設定した目標は達成している。今後も研究等成果の政策部局への貢献、国民への情報提供の利用向上を図るため、次期は目標値を「前年度比増」と設定することとする。          ②前年度の水準に概ね達していたことから、25年度に設定した目標は達成している。今後は、ウェブアクセシビリティの確保・向上を図り、正確な統計の作成・公表を通じて、国民への情報提供に引き続き努めていくこととし、その成果を測る観点から、次期は目標値を「前年度比増」と設定することとする。          ③前年度の水準に概ね達していたことから、25年度に設定した目標は達成している。しかし「ESRI -経済フォーラムの参加者の肯定的評価の割合」は政策形成に資するような広範な議論を喚起するという施策の達成度を必ずしも十分に反映できる指標ではない。一方、上記指標が目的としていた国民への情報提供の程度を推し量ることは指標①「ESRI Discussion Paper等の研究成果に関するHPへのアクセス件数」でも測定が可能であることから、今後代替りとなる指標は検討せず、測定指標①、②で達成度を測るものとする。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○ホームページアクセス件数:ウェブアクセスログの数値を集計するツールを用いて作成。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>経済社会総合研究所</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務部長          籠宮 信雄          景気統計部長          中垣 陽子          情報研究交流部長          小川 尚良</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	------------------	---------------	--	-----------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-72(政策17-施策②))

施策名	国民経済計算〔政策17. 経済社会総合研究の推進〕					
施策の概要	<p>国民経済計算関連統計の作成のため、推計に必要な基礎調査の実施、推計プログラムの開発や修正、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を請負契約により実施している。</p> <p>また、四半期別GDP速報(QE)における地方政府の政府最終消費支出を推計するため、地方政府の予算執行状況を把握する必要があり、地方公共団体委託調査を実施している。</p>					
達成すべき目標	<p>国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施している。これらの事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	283	251	234	223
		補正予算(b)	-	250	199	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	-	-	-	
執行額(百万円)	225	191	153			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	「公的統計の品質に関するガイドライン」における品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表。	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		100%	-	-	100%	100%	100%	100%	
年度ごとの目標値		-	-	100%	100%	100%			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 国民経済計算関連統計に関して、ガイドラインに基づき、統計を事前の公表予定どおりに公表し、また、統計の作成方法、利用上の注意等の情報の公表を行ったことから、目標を達成したと判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 国民経済計算関連統計を作成・公表し、我が国経済の姿を定量的な形で示すことにより、国民へ情報提供を行うとともに、景気動向の把握や経済の見通しの策定、政策効果の有効性の判断など経済財政政策運営の基盤として活用されている。 (課題等) 主要国が新たな国民経済計算体系である2008SNAへの対応を行いつつある中で、我が国は従前の1993SNAに準拠して推計しているという状況にあり、国際比較可能性の観点から課題もある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 国民経済計算関連統計の作成・公表を通じて、我が国経済の姿を定量的な形で示すことにより、引き続き経済財政政策の企画・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。加えて、我が国国民経済計算関連統計の国際比較可能性を向上し、より有用性の高い統計の作成・公表を行うべく、国連が示した新たな国民経済計算の体系である2008SNAへの対応を図る。 【測定指標】 引き続き、「公的統計の品質に関するガイドライン」に基づき、統計を適切かつ確実に公表することを目標とするとともに、新たな国際基準である2008SNAへの対応について、実装作業の完了及び計数の公表を新たな目標として設定することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	国民経済計算部 企画調査課長 多田 洋介	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	-----------	--------	----------------------------	----------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-73(政策17-施策③))

施策名	人材育成、能力開発〔政策17. 経済社会総合研究の推進〕					
施策の概要	内閣府及び他省庁職員に対して、計量経済分析等の経済理論の講義や分析手法の技能研修等を実施し、経済分析等の専門知識及び手法を習得させる。					
達成すべき目標	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	13	13	13	/
		補正予算(b)	-	12	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	13	12	13	
執行額(百万円)	8	9	8			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	研修に対する研修員アンケートの満足度	基準値	実績値					目標値	達成  ○
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		84%	89.5%	89.8%	80.6%	89.0%	92.9%	80%	
	年度ごとの目標値	/	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標超過達成  (判断根拠) 平成25年度事前分析時、測定指標に於いて目標値を80%としており、目標値を大幅に上回る92.9%の実績値を得たため、目標超過達成と判断した。
	施策の分析	(達成手段の有効性、効率性) 研修員アンケートの結果や政策担当部局からの要望等を踏まえ、研修内容の改善・講師の選定に工夫を図った。 具体的には、SNA入門研修の講師の変更、計量経済個票分析研修においては使用する経済解析ソフトの利用方法をレクチャーする時間を確保するため、1コマ増やす等の工夫をすることにより習熟度が高まった。  (課題等) 一方、語学研修については、昨年度は初級を中心に行ったが、初級クラスは定員を下回り、中上級クラスは定員が上回る応募状況となった。 今後は受講希望者を募ってレベルを判定した後、それに応じた内容となる様対応する。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 経済分析等の専門知識及び手法を習得させ、引き続き研修効果の高い研修を実施できるように工夫し、幅広い要望に対応すべく、包括的・網羅的に研修を提供していく。  【測定指標】 これまでの測定指標としていた満足度の結果だけでなく、次期においてはいくつかの研修において研修終了時にレベルチェックとなる試験を実施し、研修期間中の達成度を測ることとする。 研修終了後に達成度を測ることで、客観的に研修効果を測り、また研修員の要望等に対しても出来る限り対応し、今後どのように研修を行うのが効果的か検討材料にしたい。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	経済研修所総務部長 小川 尚良	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	-----------	--------	--------------------	----------	---------





	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度
7. 賓客の安全対策に対応する適正な警備と秩序維持	確実な実施	確実な実施	確実な実施	確実な実施	確実な実施	確実な実施 国賓等の外国賓客及び関係者の身辺の安全確保等についての適正な警備実施により、25年度も目標値を達成できた。	確実な実施 国賓等の外国賓客及び関係者の身辺の安全確保等についての適正な警備を実施する。	○
年度ごとの目標		確実な実施	確実な実施	確実な実施	確実な実施	確実な実施		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>25年度に目標を設定した測定指標7項目のうち、測定指標2を除いた6項目について目標値を達成することができた。</p> <p>測定指標2. 接遇利用実績については、目標値を達成することができなかった。</p> <p>そもそも、測定指標は、施策の達成すべき目標について達成度合いを測定するためのものであるが、迎賓館使用に係る意思決定(使用の判断)は、政府(外務省等)、国会、最高裁判所の事務局が賓客国側との招聘に関する調整等を経て宿泊先を含む訪問先等を決定していることを考えると、迎賓館の努力のみで利用実績数の目標値を達することは難しい。しかしながら、25年度は外部要因(賓客国側の使用取り下げ、国内の諸事情等)の影響が大きいとはいえ、結果として目標値を下回る結果となったため、未達成と判断せざるをえない。</p> <p>なお、来年度は賓客が常に安全かつ快適に滞在できる迎賓施設の観点から、接遇業務として行うべき測定指標として、迎賓施設管理に関する苦情件数や賓客国からの要請(施設管理上)に対応できた割合を予定している。これまで外国賓客に対して常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行っていることから、当該目標の達成は可能と考えている。</p> <p>以上を踏まえ、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(達成手段の有効性、効率性)</p> <p>迎賓館の接遇業務は、世界各国から多くの国王、大統領、首相などをお迎えし、賓客が満足できる安全で快適な施設の提供を行う国の迎賓施設として日本外交の一翼を担う一方、非公開施設という特性上、国民が施設の有無や賓客外交の意義を直接理解できる機会が十分でなかったことなどを踏まえ、毎年、迎賓館参観(赤坂・京都)及び前庭公開(赤坂)を実施(達成手段(1)(2))している。</p> <p>これまでの参観状況を見ると、比較的中高年齢層が多い傾向にあることから、若年層の参観拡大を促す取り組み(応募年齢の緩和:高校生以上を26年から中学生以上へ)などを行い、多くの世代の国民が迎賓施設の意義・役割を理解することにより、本施策の有効性、効率性は更に高まると考えられる。</p> <p>(測定指標の有効性、効率性)</p> <p>測定指標1については、過去5年間全て目標値を達成しているように、会議開催は定例化されていることから、測定指標としての所期の目的は達成したと考えられる。</p> <p>測定指標3、4、5については、参観者(入場者)が施設内を安全で快適に参観可能な人数(参観定員)を設定していることから判断すると、人数の多寡が必ずしも政策評価の目標達成の度合いを測定する指標として適当とはみなせない一面もある。</p> <p>測定指標7については、外国賓客及び関係者の身辺安全確保等は迎賓館として当然の使命であり、これまで全て目標値を達成している状況を踏まえると、測定指標としての所期の目的は達成したと考えられる。</p> <p>(外部要因等により実績に与えた影響)</p> <p>測定指標2. 接遇利用実績については、日本側(政府、国会、最高裁)と賓客国側との招聘に係る当事者間での調整等を経て、迎賓館使用に係る意思決定(使用意向の判断)がなされている。したがって、迎賓館使用に係る意思決定(使用意向の判断)の主体は外交窓口である外務省等となるため、迎賓館としては外部要因が実績に与える影響は大きい。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>          外国賓客が満足できる安全で快適な施設の提供を行うことにより、世界各国から日本に対する高い評価を維持するとともに、国の迎賓施設及び賓客外交の重要性について広く国民の理解を得るため、現在の目標を維持し、引き続き、迎賓施設の適切な管理・運営を行う。</p> <p><b>【測定指標】</b>          1. 接遇業務(指標1、2、7)          ①測定指標1については、三権(政府、国会、最高裁判所)の事務担当官を構成員とする情報・意見交換の場としての迎賓館事務連絡会議開催については、過去の実績が示すとおり、定期開催として定着していることから所期の目的は達成したものと考え、来年度から下記の指標に移行することとする。          ②測定指標2については、迎賓館の接遇業務が外国賓客が迎賓施設を常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行うことから、下記のとおり、迎賓施設管理運営に関する賓客国の評価や満足度を測定可能な測定指標に移行する。          ③測定指標7については、国賓等の賓客及び関係者の身の安全確保、迎賓館における秩序維持等の任務を遂行し、賓客の安全対策に対応する適正な警備を実施することは当然の使命であることから測定指標として設定した所期の目的は達成したものと考え、下記の指標に移行することとする。</p> <p>「平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」の測定指標          ・接遇業務に関して、迎賓施設管理についての苦情等の数          ・接遇業務に関して、賓客国からの要請(施設管理上)に対応できた割合</p> <p>2. 参観及び前庭公開業務(指標3、4、5)          ①測定指標3については、赤坂迎賓館への参観者が施設内を安全で快適に参観可能な人数(参観定員)として10日間で2万人(1日2千人)の人数を設定している。参観業務に係る達成目標の趣旨は、施設内において安全で快適な事業運営の中で、迎賓施設の役割について国民の理解を深めていただくためであることから判断すると、測定指標は「6. 参観者等へのアンケート実施による評価」にあると考えられることから、来年度から統合移行することとする。          ②測定指標4については、京都迎賓館への参観者が施設内を安全で快適に参観可能な人数(参観定員)として10日間で1万3千人(1日1300人)の人数を設定している。参観業務に係る達成目標の趣旨は、施設内において安全で快適な事業運営の中で、迎賓施設の役割について国民の理解を深めていただくためであることから判断すると、測定指標は「6. 参観者等へのアンケート実施による評価」にあると考えられることから、来年度から統合移行していくこととする。          ③測定指標5については、赤坂迎賓館の前庭への入場者が施設内を安全で快適に参観可能な人数として3日間で1万人(1日約3300人)を設定している。参観業務に係る達成目標の趣旨は、施設内において安全で快適な事業運営の中で、迎賓施設の役割について国民の理解を深めていただくためであることから判断すると、測定指標は「6. 参観者等へのアンケート実施による評価」にあると考えられることから、来年度から統合移行することとする。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>迎賓館参観(赤坂、京都)及び前庭公開の満足度:アンケート結果</p>
----------------------------------	---------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>迎賓館、大臣官房企画調整課国際室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>庶務課長 小林 秀夫</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-------------------------	---------------	-------------------	-----------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-75(政策19-施策①))

施策名	北方領土問題解決促進のための施策の推進〔政策19. 北方領土問題の解決の促進〕				
施策の概要	国民世論の啓発等を通じて、北方領土問題の解決の促進を図る。				
達成すべき目標	北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	332	165	43	53
	補正予算(b)	-	△0	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
合計(a+b+c)	332	165	43		
執行額(百万円)	327	142	29		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	ロシアのプーチン大統領とは、四度首脳会談を行い、外務・防衛閣僚協議も開催されました。個人的な信頼関係の下で、安全保障・経済を始めとする協力を進めるとともに、平和条約締結に向けた交渉にしっかり取り組み、アジア・太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築してまいります。(第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(抜粋))				

測定指標	①全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事等の情報を北方対策本部ホームページに掲載する回数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		月1回以上	-	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	
		年度ごとの目標値		-	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	
	②北方対策本部ホームページへの月間平均アクセス件数(北方領土返還運動全国強調月間を除く)	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	△
		11,024件	-	11024件	4,524件	5,642件	4,997件	前年度比増	
		年度ごとの目標値		-	8,500件以上	12,000件	前年度比増	前年度比増	
	※平成23年1月より、ログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数については、それ以前の年度と単純に比較することはできない。								
	③北方対策本部ホームページで実施する意見募集における、北方領土問題の啓発を目的とした講演会やパネル展等のイベントへの参加意欲があるとの回答の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	△
		57%	-	57.1%	62.5%	70.3%	67.1%	前年度比増	
年度ごとの目標値			-	70%以上	70%以上	前年度比増	前年度比増		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	(判断根拠) 測定指標中①については、目標を達成することができた。②、③については、目標を達成することができなかったが、25年度から、ホームページと並んで新たな周知媒体としてフェイスブック・ツイッターを取り入れ、「いいね」の数が約1000件に上っていること、及び前年度比約90%の水準となっており、また、一昨年度比では約10%増となっていることなどから、進展はあるものの、「進展が大きくない」と判断した。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 事前分析表中の達成手段である「北方領土返還要求運動推進等経費」や(独)北方領土問題対策協会への運営費交付金を通じて、全国各地で北方領土問題の解決の促進に資する行事等の開催を支援し、多くの行事等が開催されており、有効に機能していると考えている。特に、25年度からは、ホームページの更新頻度の向上やわかりやすい内容の掲載に努めるとともに、24年度の事後評価における「今後の方向性」において示したとおり(<a href="http://www8.cao.go.jp/hyouka/h24hyouka/h24jigo/h24jigo-19.pdf">http://www8.cao.go.jp/hyouka/h24hyouka/h24jigo/h24jigo-19.pdf</a>)、若い世代に対して有効な啓発ツールとされているSNSを活用することとし、(独)北方領土問題対策協会において、フェイスブックやツイッター等を活用した啓発事業の実行事等の周知を行うことにより、関心と理解が相対的に低い若い世代に対し、効果的に理解と関心を高める効果があったものと考えている。</p> <p>(未達成となった原因等) 測定指標②については、24年度末にホームページへアクセスすることによる参加型啓発イベントを実施したことによる影響で同年度のアクセス件数が多くなったこと、及び25年度から若者向けの情報発信ツールとして、ホームページと並んでフェイスブック・ツイッターを立ち上げ、アクセス先が分散したことによる影響から、前年度比増という目標達成に至らなかったものと考えられる。ただし、25年度のフェイスブックにおける「いいね」の件数は約1,000件に上っており、ホームページでのアクセス件数(4,997件)と合わせて考えれば、昨年のホームページでのアクセス件数(5,642件)を、実質的には上回っているものとも考えられる。また、測定指標③については、インターネット上における媒体が、ホームページだけではなく、多様化(フェイスブックやツイッター)していること及び、新たな媒体として(独)北方領土問題対策協会においてフェイスブック・ツイッターを開始したことなどにより、ホームページ上での意見応募数が約6割に減少しており、指標としての有効性が薄れた影響があると考えているが、25年度、特に重点的に実施した若者世代への広報啓発の影響などから、20代と30代においてイベント参加意欲があると答えた割合は増加しており(24年度:20代・66.7%、30代・77.8%→25年度:20代・75.0%、30代・77.8%)、施策の効果があったものと考えられる。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b> 「北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める」との目標に向け、全国各地で北方領土問題の解決の促進に資する事業が行われるよう取り組みを進める。特に、相対的に理解と関心が低い若い世代への広報・啓発にかかる取組を強化していくべく、(独)北方領土問題対策協会と連携し、フェイスブックやツイッター等を活用した啓発を引き続き実施する。また、25年度に実施した特別世論調査(<a href="http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h25/h25-hoppou.pdf">http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h25/h25-hoppou.pdf</a>)において、「若い世代が返還要求運動へ参加するための促進媒体」として学校教育の充実が高い割合を示したことから、教育関係者が中心となって学校教育における北方領土教育を推進する組織である「教育者会議」の全都道府県設置を目指す。</p> <p><b>【測定指標】</b> ホームページ上での情報提供は引き続き有用であることから、引き続き、測定指標①、②を採用しつつ、更新回数の増加のみならず、わかりやすい情報提供に努めることで目標達成を図る。また、関連した指標として、全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する事業の回数にかかる指標を追加する。 測定指標③については、インターネット上における媒体が、ホームページのみならず、多様化(フェイスブックやツイッター)していること等に伴い、ホームページへの意見応募数が約6割に減少し、指標としての有効性が薄れたこと、及び25年度に実施した特別世論調査において、「若い世代が返還要求運動へ参加するための促進媒体」としてSNSの活用が高い割合を示したことを踏まえ、これを用いた指標にかわって、25年度より開始したフェイスブックに関連した測定指標を取り入れることとする。また、若い世代への取組強化の一環として、学校教育の充実のためには、全国に「教育者会議」を設置することが有効であることから、設置数にかかる測定指標も追加することとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p><b>【測定指標①】</b> 北方対策本部ホームページバックナンバー(<a href="http://www8.cao.go.jp/hoppo/backnumber/2013.html">http://www8.cao.go.jp/hoppo/backnumber/2013.html</a>)等から集計。</p> <p><b>【測定指標②】</b> ウェブアクセスログの数値を集計するツールを用いて測定。</p> <p><b>【測定指標③】</b> 北方対策本部ホームページ上で募集している「北方領土問題に関するアンケート」(<a href="https://form.cao.go.jp/hoppo/opinion-0004.html">https://form.cao.go.jp/hoppo/opinion-0004.html</a>)の回答結果を集計</p>
---------------------------	---

担当部局名	北方対策本部	作成責任者名	北方対策本部参事官 山谷 英之	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	--------	--------	--------------------	----------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-76(政策20-施策①))

施策名	国際平和協力業務等の推進〔政策20. 国際平和協力業務等の推進〕				
施策の概要	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)に基づき、国際平和協力業務等を実施する。				
達成すべき目標	国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	679,601	651,188	619,156	612,984
	補正予算(b)	△ 490	△ 30,100	△ 44,726	
	繰越し等(c)	-	-	-	
合計(a+b+c)	679,111	621,088	574,430		
執行額(百万円)	545,877	530,574	483,442		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>国家安全保障戦略(平成25年12月17日国家安全保障会議決定、閣議決定)                      4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与                      (4) 国際平和協力の推進                      「今後、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国に対する国際社会からの評価や期待も踏まえ、PKO等に一層積極的に協力する。その際、ODA事業との連携を図るなど活動の効果的な実施に努める。                      また、ODAや能力構築支援の更なる戦略的活用やNGOとの連携を含め、安全保障関連分野でのシームレスな支援を実施するため、これまでのスキームでは十分対応できない機関への支援も実施できる体制を整備する。」</p>				

測定指標	国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価		
年度ごとの目標		肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>以下のとおり、我が国の国際平和協力業務等に対して国連、現地政府等から高い評価を得ることができたため、「目標達成」と判断した。</p> <p>(国際平和協力隊の派遣関連)                      ○平成25年度においては、UNMISS(国連南スーダン共和国ミッション)に引き続き要員を派遣した。</p> <p>○国連幹部より、日本の協力に対する高い評価が得られている。                      ・貴国の南スーダンに対する支援と貢献に感謝する。自衛隊の素晴らしい(excellent)活動、そして、困難な状況にある南スーダンに対する日本の政治的・道徳的(moral)支援に感謝したい。(平成25年10月、菅官房長官への表敬における、ヒルデ・ジョンソンSRSGの発言)</p> <p>・日本の国連に対する貢献に感謝。日本の施設部隊は、厳しい環境の中で目覚ましい活躍をしており、ヒルデ・ジョンソンSRSGからもその活躍ぶりについて報告を受けている。(平成26年4月、西村内閣府副大臣との意見交換における、ミュレ国連PKO事務局次長の発言)</p> <p>○現地政府より、日本の協力に対する高い評価が得られている。                      ・日本が南スーダンを支援してくれることに何ら疑いを持っていない。また、当国における自衛隊の活動も評価している。(平成26年5月、小野寺防衛大臣のキール南スーダン大統領表敬における、キール大統領の発言)</p> <p>(物資協力)                      ○平成25年度においては、シリア難民に係る物資協力及びUNMISSに係る物資協力2件の計3件物資協力を実施した。上記物資協力に関し、日本の協力に高い評価が得られている。                      ・シリア難民に係る物資協力:平成25年12月、救援物資の引渡式において、協力相手である国際移住機関(IOM)の現地事務所代表から日本の支援に対し感謝の言葉が述べられるとともに、IOMのウェブサイトで日本の協力内容が詳しく紹介された。                      ・UNMISSに係る物資協力:平成26年3月、提供物資の引渡式において、エグンソーラUNMISS官房長から日本の支援に対して感謝の言葉が述べられるとともに、UNMISSのウェブサイト上で引渡式の様子(動画)と日本の協力内容が紹介された。</p>
	(判断根拠)	

<p>施策の分析</p>	<p>(有効性、効率性、課題等) 我が国が施設部隊等を派遣している南スーダン共和国においては、平成25年12月中旬から反政府勢力の攻勢により現地の治安情勢が急激に悪化した。こうした情勢変化は予期されたものではなく、本来の活動である道路等インフラの整備などが行えなくなったが、国連施設内での避難民支援活動などで成果をあげることができた。 また、このような状況を受け、平成25年12月には韓国政府及び国連から我が国政府に対し、弾薬の譲渡について要請があり、緊急の必要性・人道性が極めて高いことに鑑み、弾薬を譲渡するとともに、平成26年3月にはUNMISSの要員の増員に伴い、UNMISS部隊用テント及び国連施設内の避難民向け救援物資の無償譲渡を行った。 これらの活動により、評価期間中に想定していなかった情勢の変化があったにもかかわらず、国連、現地政府から高い評価を得ることができた。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与するため、引き続き、国際平和協力業務等を推進していく。</p> <p><b>【測定指標】</b> 国際平和協法力第1条において本施策の目標が定められていることから、来年度も今年度と同様の目標を維持していく。 なお、国際平和維持活動等への協力は、我が国が国際社会の平和と安定に責任を果たすための最も有効な手段の一つであり、引き続き、昨年末のような事態の急激な悪化があり得ることも踏まえ、現地情勢の変化を注視しつつ、要員を派遣中のミッションにおいて着実に業務を行うとともに、新規派遣も含め、不断の検討を行う。また、物資協力の新規案件については、関係機関等からの情報収集を含めて国際情勢の注視に努め、必要な場合に迅速に対応することとする。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>OUNMISSウェブサイト <a href="http://www.un.org/en/peacekeeping/missions/unmiss">http://www.un.org/en/peacekeeping/missions/unmiss</a> OIAMウェブサイト <a href="https://www.iom.int/cms/en/sites/iom/home.html">https://www.iom.int/cms/en/sites/iom/home.html</a></p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>国際平和協力本部 事務局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 小林 真一郎</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-------------------------	---------------	-----------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-77(政策21-施策①))

施策名	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡 〔政策21. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡〕					
施策の概要	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して、科学に関する重要事項の審議を行うことにより、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。					
達成すべき目標	わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	251	208	195	198
		補正予算(b)	-	△1	0	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	251	207	195	
執行額(百万円)	227	181	176			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①意思の表出の件数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		10件	-	-	-	23件	23件	10件	○
	年度ごとの目標値		-	-	-	8件	10件		
測定指標	②共同主催国際会議・シンポジウムの開催回数	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		9回	-	-	-	-	8回	8回	○
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	8回		
測定指標	③学術フォーラムの開催回数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		10回	5回	4回	10回	10回	13回	10回	○
	年度ごとの目標値		5回	4回	10回	10回	10回		
測定指標	④学術フォーラムの参加者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		80%	-	-	80%	90%	95%	80%	○
	年度ごとの目標値		-	-	80%	80%	80%		
測定指標	⑤地区会議公開講演会の開催回数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		8回	9回	9回	8回	10回	8回	7回	○
	年度ごとの目標値		7回	7回	7回	7回	7回		
測定指標	⑥地区会議公開講演会の来場者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		80%	-	-	-	-	86%	80%	○
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	80%		
測定指標	⑦アジアの学術機関との連携及びアジア学術会議の開催	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		実施	-	-	-	-	実施	実施	○
	年度ごとの目標		-	-	-	-	実施		
測定指標	⑧ICSU(国際科学会議)、IAC(インター・アカデミー・カウンシル)等への対応、代表派遣、Gサイエンス学術会議共同声明の発出等の国際活動の実施	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		実施	-	-	-	-	実施	実施	○
	年度ごとの目標		-	-	-	-	実施		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>測定指標①～⑥は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるという達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。</p> <p>25年度に設定した測定指標のうち、測定指標②、④、⑦、⑧については、目標を達成することができた。また、測定指標①、③、⑤、⑥については、実績が目標を上回った。</p> <p>特に、実績が目標を大幅に上回った測定指標①については、日本学術会議は、会員の半数改選が3年ごとに行われるため、3年間を活動のサイクルとしており、3年前である平成22年度における意思の表出件数を基に、基準値を設定したが、平成25年度についても、期末に当たる平成26年度に向けて積極的かつ計画的に、各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題についての意思の表出を公表した結果、実績が目標を大幅に上回ったということが理由として考えられる。</p> <p>したがって、施策は全体として、「目標達成」と判断した。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(有効性、効率性、課題等)</p> <p>測定指標①の日本学術会議の意思の表出(提言等)については、文部科学省研究振興局長から審議依頼を受け、9月に「国際リニアコライダー計画に関する所見」を回答した。また、研究活動における不正行為が国内外で問題となる中、12月に提言「研究活動における不正の防止策と事後措置—科学の健全性向上のために—」を表出したほか、3月には我が国が推進すべき大型研究計画のマスタープランとなる提言「第22期学術の大型研究計画に関するマスタープラン(マスタープラン2014)」を表出するなど、科学者としての専門的かつ信頼性のある意思の表出を適時に行うことができた。今期(第22期)の期末に当たる平成26年度においても、活発な活動を維持しつつ、政府や社会等に対して価値ある意思の表出を行っていく必要がある。</p> <p>測定指標②の共同主催国際会議については、関係団体と共同して7件の国際会議を開催し、そのうち4件については皇室の御臨席を賜ったほか、各国際会議において、会長又は副会長が主催者挨拶を行うなど、国際的な学術団体の活動に積極的に参画貢献した。これにより、国内においては当該科学分野の認知度を高め、国外においては日本の学術に対する姿勢を示すことによって日本のプレゼンスを高めることを促進し、我が国を代表して科学者の国際協力体制を構築することができた。また、シンポジウムについては自然災害など人類が直面する困難な問題を解決するためには、科学的な蓄積を動員して持続可能な開発を実現する必要がある状況に鑑み、平成25年度は「巨大複合災害(地震・津波・原子力発電所事故)—影響波及と対策、及び将来に向けての政策選択」をテーマに持続可能な開発に関する会議を開催した。</p> <p>測定指標③、④、⑤、⑥については、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として、学術フォーラム及び地区会議学術講演会を共に目標とする回数を開催し、参加者の理解度も目標を達成することができた。地区会議については、各地域における科学者間ネットワークの構築にも寄与することができた。今後も引き続き、限られた予算の範囲内で適切な開催回数を確保するとともに、アンケート結果を活用し、国民の関心が高い事項や科学に関する重要事項をテーマに選定するなど、引き続き参加者の高い満足度を維持していく必要がある。</p> <p>以上のとおり、達成手段として掲げた各事業は、全ての測定指標で目標を達成しており、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を浸透させるという政策の目標に進展が見られたことから、達成すべき目標へ有効的かつ効率的に寄与したものと考えられる。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を浸透させるという政策の進展に、引き続き取り組む。</p> <p>【測定指標】</p> <p>測定指標①については、引き続き、各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、学術的・中立的な観点から積極的に審議を行い、政府や社会等に対する提言等を公表する。</p> <p>測定指標②、⑦、⑧については、日本学術会議が日本の科学者を代表する機関として科学に関する国際交流を果たすため、国際対応の方向性について、日本学術会議内に設置される国際委員会等の審議機関において適宜見直しを行うとともに、国際学術活動の統括的な機能を持ち中心的な役割を担い、国内の学協会等関連組織と協調して継続的な国際学術交流を図っていく。</p> <p>測定指標③、④については、これまでの日本学術会議ホームページ等における周知に加え、各フォーラムの関係団体等に対しても積極的に周知し、参加者数の増加を図る。また、今後も国民の関心が高い事項や科学に関する重要事項について、成果をわかりやすく伝えることを念頭にテーマ選定を行うとともに、学術フォーラムにおける議論の成果を日本学術会議の活動に反映させ、更にその結果を国民に伝えるというような、国民との双方向のやり取りがなされるよう配慮していく。</p> <p>測定指標⑤、⑥については、地区会議主催公開講演会の参加者に対し、引き続きアンケート調査を行い、参加者が何を求めているのか把握することに努める。特にテーマ設定に当たっては、参加者アンケートの結果を活用するとともに、各地域の特色についても配慮するなど、各地域の人々の関心を集めるよう努め、人々の参加意欲と参加者の満足度を高める。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>日本学術会議会則第35条において、日本学術会議の活動を充実させるため、有識者による外部評価を定期的実施することが定められている。これに基づき、有識者に対して平成24年10月から平成25年9月の日本学術会議の活動について外部評価を依頼したところ、以下の評価を得ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データのねつ造や論文盗用といった研究活動における不正行為事案の発生、東日本大震災を契機として科学者の社会的責任の問題がクローズアップされる等により、科学者の在り方がこれまで以上に厳しく問われる中で、日本学術会議は、声明や会長談話の公表等を通じ、日本の科学者の代表機関として、一定の責務を果たしてきた。</li> <li>・一方で、日本学術会議が発出している多くの提言等については、残念ながら、社会に十分浸透しているとは言い難い。日本学術会議は、自ら科学に関する政策を担う総合科学技術会議と違い、政府の機関であるものの、政府から独立して科学に関する助言を行う役割を明確に認識しつつ、活動しなければならない。自らの利害を省みず、客観的・中立的な立場で、しっかり政策に助言していくことこそが、日本学術会議の声が社会に受け入れられることにつながる。</li> </ul>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本学術会議ホームページ「年次報告 - 日本学術会議活動報告(平成24年10月～平成25年9月) - 」(<a href="http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/nerji/index.html">http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/nerji/index.html</a>)</li> <li>○日本学術会議ホームページ「提言・報告等」(<a href="http://www.scj.go.jp/ja/info/index.html">http://www.scj.go.jp/ja/info/index.html</a>)</li> <li>○日本学術会議ホームページ「日本学術会議の国際活動」(<a href="http://www.scj.go.jp/ja/int/index.html">http://www.scj.go.jp/ja/int/index.html</a>)</li> <li>○日本学術会議ホームページ「公開講演会・シンポジウム」(<a href="http://www.scj.go.jp/ja/event/index.html">http://www.scj.go.jp/ja/event/index.html</a>)</li> <li>○学術フォーラム来場者アンケート</li> <li>○日本学術会議ホームページ「各地区会議講演会」(<a href="http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html#kouen">http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html#kouen</a>)</li> <li>○地区会議来場者アンケート</li> <li>○日本学術会議ホームページ「各地区会議ニュース」(<a href="http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html#news">http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html#news</a>)</li> <li>○日本学術会議ホームページ「日本学術会議第22期2年目(平成24年10月～平成25年9月)の活動状況に関する評価(外部評価書)」(<a href="http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryo166-2.pdf">http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryo166-2.pdf</a>)</li> </ul>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>日本学術会議事務局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>企画課長 吉住 啓作</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	------------------	---------------	-----------------------	----------------------	----------------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-78(政策22-施策①))

施策名	民間人材登用等の推進〔政策22. 官民人材交流センターの適切な運営〕					
施策の概要	総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を開催し、官民間の人材移動を活性化し人材の有効活用の実現を推進する。また、早期退職募集制度の導入に併せて、平成25年度から民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・府省間の意見交換会を実施する。</li> <li>民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	270	215	242	263
		補正予算(b)	△14	△39	△7	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	256	176	235	
執行額(百万円)	198	157	178			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>官民人事交流推進ネットワークにおいて、企業・府省間の交流を推進するように努める(平成21年2月26日官民人事交流推進会議了承)</li> <li>「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)</li> <li>「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定)</li> </ul>					

測定指標	①総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を実施	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		21年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
		実施	実施	実施	実施	実施	実施	-	
	年度ごとの目標		実施	実施	実施	実施	実施		
	②早期退職募集制度の導入に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
25年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○	
実施		-	-	-	-	実施	-		
年度ごとの目標		-	-	-	-	実施			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <p>平成25年度に目標を設定した測定指標①については、総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を実施(6回)、②については、早期退職募集制度の施行に伴い、それを効果的に行うため、透明性の高い形で民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施したことにより目標を達成することができた。 したがって、施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性、課題等)</p> <p>測定指標①については、政府の取組等の説明・情報提供及び府省との人事交流を実施した企業からの経験談の発表等を行うことにより、官民間による意見交換、情報共有の機会の提供、民間企業等に対する周知等による啓発を行うことができた。 平成25年度における意見交換会への参加企業は約200社であり、平成24年度の約150社と比べると、参加企業数が相当数増えており、より多く企業との間に意見交換等の機会を提供することができた。</p> <p>測定指標②については、早期退職募集制度の実施が平成25年11月にずれ込んだが、その実施に併せて、早期退職を希望する職員への再就職支援を開始することにより、早期退職募集制度による職員の離職に寄与することができた。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 民間人材登用等の推進を行うことにより、官民間の人材移動の活性化並びに人材の有効活用及び年齢別構成の適正化を通じた組織活力が維持されるよう、現在の目標を維持し、引き続き、施策の推進を行う。</p> <p><b>【測定指標】</b> 測定指標①については、国家公務員法の改正により採用昇任等基本方針の中に「官民の人材交流に関する指針」が新たに定められることになっており、政府として官民交流を推進していくこととされているので、官民人材交流の一層の推進を図っていく必要があるため、意見交換会を実施するという目標は達成することができたことを踏まえ、次期目標は、企業・府省間の意見交換会に関する実施状況に係る指標を設定することとする。</p> <p>測定指標②については、年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を目的とする早期退職募集制度の円滑な運用を図るには、応募認定退職者の再就職先が決まることが重要な要素となるため、早期退職者募集制度の導入に併せて再就職支援を実施するという目標は達成することができたことを踏まえ、次期目標は、応募認定退職者の再就職の決定に係る指標を設定することとする。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「官民人事交流制度のさらなる活用に関する説明会及び意見交換会」(総務省ホームページより)  <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jinji/kanmin_net/17567_8.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jinji/kanmin_net/17567_8.html</a></p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>官民人材交流センター</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 岡本 信一</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-------------------	---------------	-----------------------	----------------------	----------------